

平成 28 年度

包括外部監査の結果報告書

水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

平成 29 年 3 月

仙台市包括外部監査人
公認会計士 瀬戸 卓

目 次

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
3	特定の事件を選定した理由	1
4	外部監査の対象期間	1
5	外部監査の方法	1
	(1) 監査着眼点	1
	(2) 実施した主な監査手続	2
6	外部監査の実施期間	2
7	包括外部監査人補助者の資格及び氏名	2
8	利害関係	2
第2	監査対象の概要	3
1	水道事業の概要	3
	(1) 沿革	3
	(2) 水源と施設の概要	4
	(3) 主要統計	5
	(4) 事業概要図	5
	(5) 水道局の組織	6
2	水道事業の財務状況	7
3	水道サービス公社	10
第3	外部監査の結果及び意見	14
I	個別検出事項	20
1	持続可能性・組織運営	20
	(1) 老朽化対策に係る管理指標の未設定	20
	(2) 更新投資額の過小推計	23
	(3) 受水費の過小推計	24
	(4) 代替性評価の検討不足	27
	(5) PFI 導入の検討不足	29
	(6) 持続可能性評価の不備	32
2	人件費	34
	(1) 人事交流職員に係る退職手当負担区分の不備	35
	(2) 勤勉手当に係る成績率の一律適用	36
	(3) 時間外労働の限度超過	38
	(4) 36協定違反	40

3	契約	42
	(1) 談合に伴う損害発生懸念	44
	(2) 1者応札	45
	(3) 合理的理由を欠いた指名競争入札	47
	(4) 合理的理由を欠いた随意契約	48
	(5) 不自然な入札結果への対応不備	49
4	公有財産	52
	(1) 合理的理由を欠いた使用料減免	52
	(2) 廃止決定の遅延	54
	(3) 未利用水利	56
5	会計	57
	(1) 固定資産減損の未計上	58
	(2) 固定資産減損の検討不足	59
	(3) 過年度減価償却費の計上不足	61
	(4) 実態と乖離した償却限度額の設定	62
	(5) 長期前受金の振替処理もれ	63
	(6) キャッシュ・フロー計算書の表示誤り	64
II	経営形態のあり方と市民への説明責任	66
1	抜本的な改革の検討の推進	67
	(1) 市の取組状況	67
	(2) 広域的水道整備計画	68
	(3) 市の水道料金水準	69
	(4) 包括外部監査人の現状認識	70
2	市が取り組むべき課題	72
	(1) 広域化効果の検証（意見）	72
	(2) ガバナンス上の不整合の解消（意見）	72
	(3) 経営能力を発揮するための人的体制の充実化（意見）	74
	添付資料1. 仙台市水道事業中期経営計画の概要	77
	添付資料2. 財政収支見通し（試算）	81
	添付資料3. 宮城県企業局新経営計画（抜粋）	82
	添付資料4. 宮城県水道用水供給事業の財務情報	89
	添付資料5. 水道広域化の形態と期待される効果	93

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。

包括外部監査の結果報告書

「水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

包括外部監査人 公認会計士 瀬戸 卓

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査。

2 選定した特定の事件

水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について

監査対象部課は以下のとおりである。

水道局

公益財団法人仙台市水道サービス公社（以下、「水道サービス公社」という。）

3 特定の事件を選定した理由

将来人口減少による水需要予測の減少や水道施設の老朽化に伴う更新投資の増加等、水道事業をとりまく経営環境が厳しくなるものと推測され、政令指定都市で水道料金水準が高い仙台市（以下、「市」という。）の現状を考慮すると、水道事業の経営改善は喫緊の課題と考えられる。市では、仙台市行財政改革推進プラン2016の中で「水道施設の将来構想の推進」として、平成31年度までに主要施設の再構築計画を策定することを目標に掲げられている。

よって、水道事業に係る財務事務の執行や管理の状況について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

4 外部監査の対象期間

平成27年度とするが、必要に応じて過年度及び平成28年度の一部についても監査対象に含めている。

5 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

- ① 水道事業の持続可能性（主に長期的収支見通し）
- ② 組織運営の合理化・規模の適正化
- ③ 人件費
- ④ 契約
- ⑤ 公有財産の管理

- ⑥ 事業収入・債権の管理
- ⑦ 財務諸表の作成
- ⑧ 一般会計からの繰出の算定基準
- ⑨ 外郭団体の管理

(2)実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用にあたっては効率的な監査を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査¹により行った。

① 予備調査

- 水道事業の関連資料を入手、分析、質問により、当該事業の現状と課題を把握した。

② 本監査

- 予備調査の結果に基づき、「(1) 監査着眼点」について経済性、効率性及び有効性（3E）並びに合規性の観点から検討を行った。検討に際しては、関連資料を閲覧し、必要に応じて関係部署に対する質問を行った。
- 茂庭浄水場、国見浄水場、旧富田浄水場を現場視察した。

6 外部監査の実施期間

平成 28 年 6 月 16 日から平成 29 年 3 月 7 日まで

7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士	井 口 立 和
公認会計士	木 村 雅 弘
公認会計士	間 嶋 香 里
公認会計士	日 野 夏 希

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

¹ 試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

第2 監査対象の概要

1 水道事業の概要

(1)沿革

仙台市水道事業は、大正2年12月、大倉川の表流水を水源に計画給水人口を12万人とする創設工事に着手し、大正12年3月に給水を開始しました。

その後、水需要の増加に対応するため、5次にわたる拡張事業を行い、水源の確保と供給体制の拡充を図ってきました。現在では、普及率は99.6%に達し、およそ49万世帯・105万人のお客さまに水道水をお届けしています。

<年表>

明治22年 (1889)	4月	仙台市制施行
大正2年 (1913)	12月	上水道創設工事着工～大正11年度竣工
12年 (1923)	3月	初めて市内に給水を開始
昭和6年 (1931)	8月	第1次拡張事業着工～昭和8年度竣工
23年 (1948)	10月	第2次拡張事業着工～昭和30年度竣工
33年 (1958)	4月	第3次拡張事業着工～昭和39年度竣工
41年 (1966)	4月	第4次拡張事業着工～昭和52年度竣工
53年 (1978)	5月	第5次拡張事業着工～平成11年度竣工
62年 (1987)	11月	宮城町と合併
63年 (1988)	3月	泉市・秋保町と合併
平成元年 (1989)	4月	市制100周年、政令指定都市に移行
2年 (1990)	4月	宮城県仙南・仙塩広域水道からの受水を開始
11年 (1999)	5月	行政区域内人口が100万人に到達

<拡張事業の概要>

事業名	計画一日最大給水量	事業の背景と主な施設
創設事業 (大正2～11年度)	18,490m ³	大正12年、広瀬川の支流大倉川を水源に、中原浄水場や荒巻配水所などを整備し、初めて市内に給水を開始
第1次拡張事業 (昭和6～8年度)	30,000m ³	市域の拡大などを背景に、中原浄水場や荒巻配水所などの施設能力を増強
第2次拡張事業 (昭和23～30年度)	50,000m ³	戦後の復興による人口の増加を背景に、水源を名取川に求め、富田浄水場や大年寺山配水所などを整備
第3次拡張事業 (昭和33～39年度)	140,000m ³	夏季の水不足を背景に、水源を大倉ダムに求め、国見浄水場や安養寺配水所などを整備
第4次拡張事業 (昭和41～52年度)	340,000m ³	産業の発展や下水道の普及といった市民生活の向上による水需要の増大を背景に、水源を釜房ダムに求め、茂庭浄水場や鉤取山配水所を整備
第5次拡張事業 (昭和53～平成11年度)	766,500m ³	将来の水需要の増加が見込まれたことや、その後の1市2町との合併による給水区域の拡大を背景に、安定給水を図るため、宮城県仙南・仙塩広域水道からの受水に係る施設などを整備

出所：環境報告書（平成27年度実績 仙台市水道局）

(2) 水源と施設の概要



出所：環境報告書（平成27年度実績 仙台市水道局）

(3) 主要統計

項目		年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27
給水普及状況	給水人口(人)		1,019,713	1,028,015	1,037,351	1,045,133	1,049,573	1,052,692
	給水戸数(戸)		461,047	468,910	475,324	483,243	489,394	495,107
	普及率(%)		99.5	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6
	使用給水栓数(栓)		401,701	412,683	420,586	427,285	435,313	440,613
配水状況	年間総配水量(m ³)		122,616,563	121,816,255	121,783,863	120,245,287	119,827,165	120,276,944
	一日平均配水量(m ³)		335,936	332,831	333,654	329,439	328,294	328,626
	一日最大配水量(m ³)		380,824 (H22.8.5)	366,640 (H23.8.10)	366,751 (H24.8.2)	361,606 (H25.7.10)	363,807 (H26.8.6)	365,543 (H27.8.6)
	有収率(%)		93.7	88.7	93.2	94.1	94.2	94.2
配水能力(m ³ /日)		430,815	429,815	429,115	429,215	427,815	429,115	
配水管延長(m)		3,343,317	3,357,598	3,370,484	3,386,385	3,406,932	3,429,836	
職員数(人)		420	416	406	406	406	405	

※1 「給水人口」および「給水戸数」は、住民基本台帳法に基づく数値です。(H23までは外国人登録法に基づく数値を含みます。)

※2 「有収率」とは、有収水量(お客さまが使用し、料金収入の対象となった水量に、他市町への分水や消防用水に係る水量などを加えたもの)の総配水量に占める割合のことです。

出所：環境報告書（平成27年度実績 仙台市水道局）

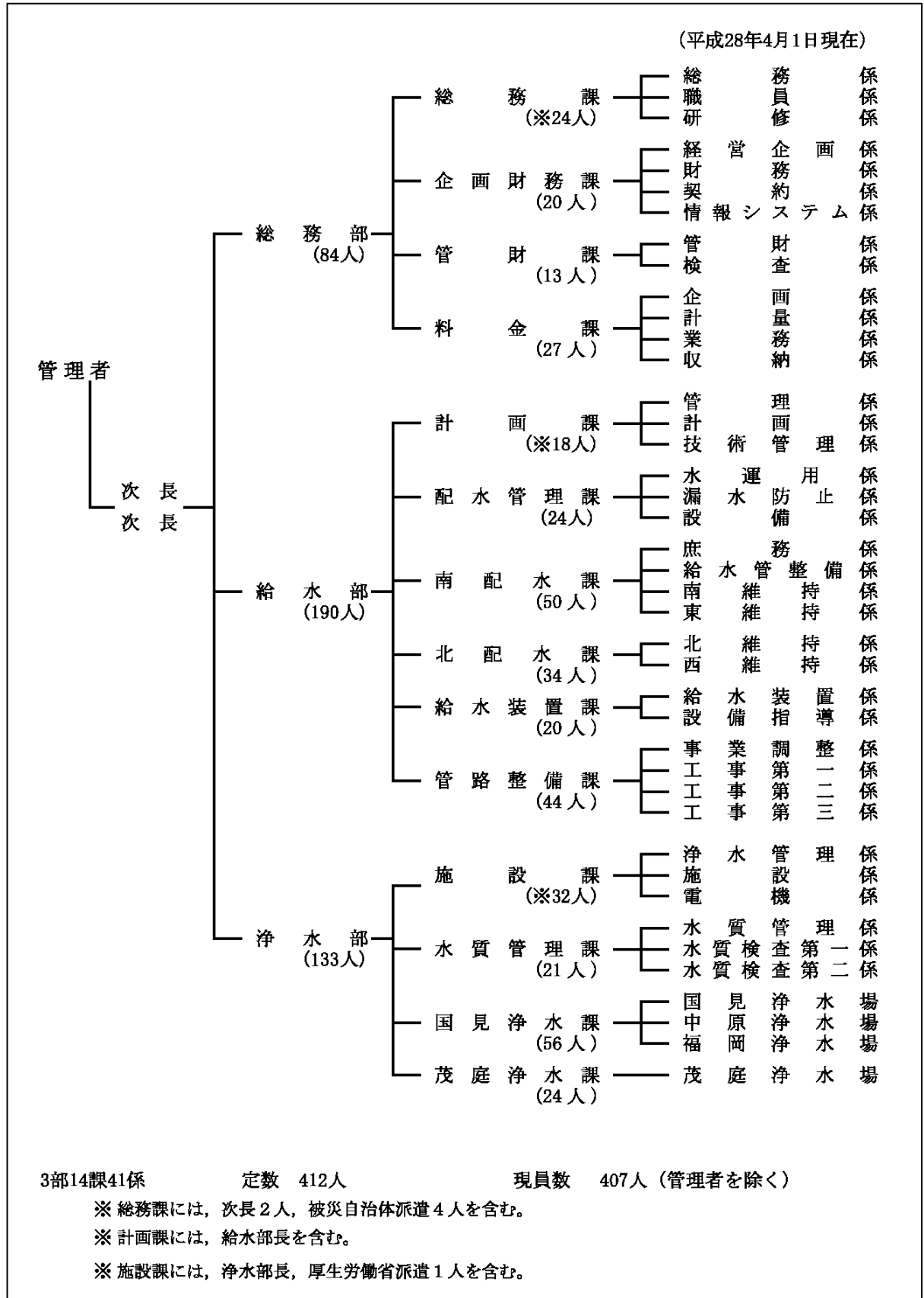
(4) 事業概要図

市域の北端から西端にかけて奥羽山脈、その東には丘陵地・平野が広がり、太平洋まで至る地形を活かすため、浄水場等の施設を北部・西部の高台に配置し、自然流下による配水を基本とする施設配置となっている。



出所：環境報告書（平成27年度実績 仙台市水道局）

(5) 水道局の組織



出所：事業概要（平成28年4月1日 仙台市水道局）

2 水道事業の財務状況

■貸借対照表

(単位：百万円)

		平成 26 年度	平成 27 年度
固定資産		173,509	174,294
有形固定資産		166,543	167,334
(土地)		8,711	8,686
(建物)		5,976	5,811
(構築物)		135,975	137,235
(機械及び装置)		10,501	11,180
(車両運搬具)		88	109
(器具備品)		319	293
(リース資産)		63	42
(建設仮勘定)		4,905	3,976
無形固定資産		6,896	6,890
(水利権)		4	3
(ダム使用权)		5,522	5,572
(施設利用権)		1,369	1,313
投資		69	69
流動資産		17,156	19,876
現金及び預金		14,345	17,049
未収入金		2,708	2,726
その他		102	100
繰延資産		113	44
	資産合計	190,779	194,215
固定負債		69,139	67,375
企業債		63,029	61,925
リース債務		29	13
引当金		6,080	5,436
流動負債		9,505	11,225
企業債		4,836	5,238
未払金		3,586	4,825
その他		1,081	1,161
繰延収益		29,130	28,911
長期前受金		61,362	62,207
収益化累計額		△ 32,231	△ 33,296
	負債合計	107,775	107,512
資本金	※1	23,750	55,018
剰余金		59,253	31,684
資本剰余金		28,650	28,650
利益剰余金	※1	30,602	3,033
	資本合計	83,004	86,702
	負債資本合計	190,779	194,215

出所：仙台市水道事業会計決算書

※1：利益剰余金の資本金への組入 30,602 百万円（平成 27 年度）

■ 損益計算書

(単位：百万円)

		平成 26 年度	平成 27 年度
営業収益		24,789	24,692
（給水収益）		23,657	23,668
（その他）		1,132	1,024
営業費用		23,045	23,157
（原水費）		483	470
（浄水費）		1,800	1,915
（受水費）	※1	6,446	5,867
（配水費）		2,104	2,347
（給水費）		2,383	2,362
（受託工事費）		245	94
（業務費）		965	1,226
（総係費）		826	876
（減価償却費）		7,300	7,320
（資産減耗費）		487	675
	営業利益	1,744	1,535
営業外収益		3,050	2,974
（水道加入金）		1,084	1,073
（他会計補助金）		370	335
（長期前受金戻入）		1,396	1,403
（その他）		200	162
営業外費用		1,533	1,437
（支払利息）		1,463	1,366
（その他）		70	70
	経常利益	3,260	3,071
特別利益		45	3
特別損失	※2	4,135	42
	当年度純利益（△は純損失）	△ 829	3,033
前年度繰越利益剰余金		—	—
その他未処分利益剰余金変動額		31,432	—
	当年度未処分利益剰余金	30,602	3,033

出所：仙台市水道事業会計決算書

※1：広域水道の単価改定（引下げ）に伴う受水費の減少（平成 27 年度）

※2：会計基準改正に伴う退職給付引当金繰入額 3,871 百万円を含む（平成 26 年度）

■損益計算書／営業費用の節別明細（平成27年度）

（単位：百万円）

	原水費	浄水費	受水費	配水費	給水費	受託工事費	業務費	総係費	減価償却費	資産減耗費	合計
給料	35	495		346	213	0	118	236			1,447
手当等	26	298		176	95	0	53	158			808
賞与引当金繰入額	4	65		46	28	0	15	31			192
退職給付費								54			54
法定福利費	11	161		108	64	0	35	74			457
法定福利費引当金繰入額	0	12		8	5	0	2	5			36
賃金					0		0	2			3
報酬								8			8
消耗器具備品費	0	2		3	0		0	17			24
消耗品費	0	28		7	3	0	5	18			63
燃料費	0	1		2	0	0		0			6
薬品費		258		4							262
材料費	0	5		0	2			0			9
旅費		0		0	0		0	9			10
報償費	0	0			0		0	6			7
被服費	0	1		1	0	0	0	0			4
光熱水費	2	13		12	2			37			68
印刷製本費		0		3	0		12	20			36
通信運搬費	7	6		36	0	0	83	13			147
広告料							0				0
委託料	85	307		478	623	0	864	135			2,495
手数料	0	1		0	0	0	20	1			23
賃借料	1	1		14	0		10	8			37
修繕費	36	167		938	1,304	87	2	16			2,551
路面復旧費				1	12	5					19
動力費	60	83		127							271
補償金				5							5
研修費								3			3
交際費								0			0
食糧費		0		0			0	0			0
負担金	192	0		20	0		0	4			218
補助金	4				0			0			5
保険料	0	1		2	0	0	0	2			7
諸謝金					0			0			0
他会計繰出金								0			0
公課費	0	0		0	0	0		0			0
貸倒引当金繰入額								4			4
受水費			5,867								5,867
有形固定資産減価償却費									7,041		7,041
無形固定資産減価償却費									278		278
固定資産除却費										610	610
固定資産撤去費										65	65
合計	470	1,915	5,867	2,347	2,362	94	1,226	876	7,320	675	23,157

出所：仙台市水道事業会計決算書

■キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	平成 26 年度	平成 27 年度
業務活動によるキャッシュ・フロー		
当年度純利益(△は純損失)	△ 829	3,033
減価償却費等	7,300	7,320
固定資産除却費	404	610
繰延資産償却	68	68
固定資産売却損益(△は益)	△ 40	8
退職給付引当金の増減額	3,516	△ 245
賞与引当金の増減額	185	7
法定福利費引当金の増減額	32	3
修繕引当金の増減額	△ 399	△ 399
長期前受金戻入額	△ 1,396	△ 1,403
受取利息及び受取配当金	△ 15	△ 14
支払利息	1,463	1,366
未収金の増減額(△は増加)	△ 67	52
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 3	1
前払費用の増減額(△は増加)	△ 0	0
未払金の増減額	156	615
未払費用の増減額	0	△ 0
預り金の増減額	34	28
小計	10,411	11,054
利息及び配当金の受取額	14	16
利息の支払額	△ 1,466	△ 1,369
業務活動によるキャッシュ・フロー	8,959	9,700
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△ 7,445	△ 7,980
有形固定資産の売却による収入	44	16
無形固定資産の取得による支出	—	△ 271
国庫補助金等による収入	603	714
未収金の増減額(△は増加)	115	△ 71
未払金の増減額	288	623
前受金の増減額	△ 5	46
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,398	△ 6,922
財務活動によるキャッシュ・フロー		
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	3,020	4,135
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 5,078	△ 4,836
他会計からの出資による収入	496	664
リース債務返済による支出	△ 37	△ 37
未払金の増減額	3	△ 0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,596	△ 74
資金増減額	964	2,703
資金期首残高	13,381	14,345
資金期末残高	14,345	17,049

出所：仙台市水道事業会計決算書

3 水道サービス公社

■法人の概要

◆団体基本情報					
No.	24	種別	公益財団法人	団体名	公益財団法人仙台市水道サービス公社
所在地	〒982-0015 仙台市太白区南大野田29番地の1仙台市水道局附属棟2階				
電話番号	022-304-0173	FAX番号	022-249-2298	所管 部局	水道局 総務課
団体ホームページ	www.sendai-suidou.or.jp				
代表者職氏名	理事長 庄司 克茂		設立年月日	昭和54年11月9日	
資本金・基本財産	100,000 千円	市の出捐額 (割合)	49,500 千円 (49.5 %)		
設立 目的	上下水道の適正かつ円滑な利用の促進と適切な維持管理を行うために必要な事業を行い、上下水道事業の健全な運営と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。				
事業 概要	設立目的を達成するため、「水道事業の普及啓発に関する事業」「給水装置等に関する調査、情報の収集・提供等に関する事業」「給排水設備等の技術水準の確保・向上及び適正な維持管理に関する事業」「簡易専用水道の検査等に関する事業」「地方公共団体等から委託を受けて行う上下水道事業に関する事業」を展開している。				
評価対象決算期	平成27年4月1日 ~ 平成28年3月31日				
◆人員等の状況					
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	
①常勤役員数		1 人	1 人	1 人	
	うち市派遣	0 人	0 人	0 人	
	市OB	1 人	1 人	1 人	
②常勤役員平均年齢		63.0 歳	60.0 歳	61.0 歳	
③常勤役員平均年間報酬		5,398 千円	5,418 千円	5,437 千円	
④職員数		94 人	98 人	97 人	
	うち市派遣	0 人	0 人	0 人	
	市OB	44 人	43 人	40 人	
⑤職員平均年齢		51.8 歳	53.7 歳	53.9 歳	
⑥職員平均年間給与		3,783 千円	3,842 千円	4,067 千円	
◆主要財務データ					
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	
①当期経常増減額		3,034 千円	△ 11,718 千円	△ 10,650 千円	
②当期経常外増減額		△ 5 千円	△ 99 千円	16 千円	
③当期一般正味財産増減額		1,997 千円	△ 11,877 千円	△ 10,634 千円	
④一般正味財産期末残高		341,413 千円	329,536 千円	318,902 千円	
⑤指定正味財産期末残高		100,000 千円	100,000 千円	100,000 千円	
⑥正味財産期末残高		441,413 千円	429,536 千円	418,902 千円	
⑦長期借入金残高		0 千円	0 千円	0 千円	
◆市の財政的関与					
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	
①市からの補助金		0 千円	0 千円	0 千円	
②市からの委託料 (指定管理料含む)		358,140 千円	388,263 千円	430,433 千円	
③市に対する収入依存度		62.00 %	65.77 %	67.79 %	
④市からの借入金		0 千円	0 千円	0 千円	
⑤市からの債務保証に係る債務残高		0 千円	0 千円	0 千円	
⑥市からの損失補償に係る債務残高		0 千円	0 千円	0 千円	

出所：仙台市外郭団体経営評価シート（平成27年度）

◆主要事業一覧及び概要

事業名	事業概要	平成27年度事業費
給水装置に関する調査、情報の収集・提供等に関する事業	仙台市水道局の給水区域内における給水装置の新設・改造工事等の施工承認に係るすべての工事設計図書及び竣工図書を作成管理している。また、当該竣工図書は電子データ化し、給水装置台帳として継続的に蓄積、保管し、給水装置の維持管理や改造工事等に欠かすことのできない唯一の資料として、市民、仙台市指定給水装置工事事業者及び仙台市水道局からの求めに応じ提供する。	242,071 千円
給排水設備等の技術水準の確保・向上及び適正な維持管理に関する事業	建築物の新築・増改築等による給水装置・排水設備の工事について、事前の相談から工事申込の受付、設計の審査、道路占用等の手続き、工事竣工後の検査まで、給排水設備の適正な設置のために必要な業務を一貫して行う。	261,381 千円
簡易専用水道の検査等に関する事業	水道法第34条の2第2項及び(宮城県)簡易給水施設等の規制に関する条例第10条の3の規定による登録検査機関として、建築物における飲料水の安全・衛生的な維持管理の促進を図り市民の健康の保持・増進に寄与することを目的に、建築物の所有者・管理者の依頼を受けて貯水槽水道の管理についての施設の外観検査、簡易水質検査、書類検査を行う。また、法定検査義務のない受水槽容量5㎡以下の貯水槽水道の一部について、仙台市水道局から委託を受けて同様の検査を行う。	47,226 千円
地方公共団体等から委託を受けて行う上下水道事業に関する事業	仙台市水道局の委託を受けて、水道メーター管理、浄水場排水処理施設の運転管理及び水質検査用器具類の洗浄業務を行う。また、従来の業務で培った知識や技術力を活かし公益社団法人日本水道協会などから委託を受けて各種業務を行う。	81,272 千円

◆経営評価の総括

項目	外郭団体による総括	所管局によるコメント
1. 公益的使命・市が期待する役割への対応	当公社の事業は、水道事業の一部である給水装置の関係業務を補完するものであり、業務を実施するにあたり、多様な状況に柔軟に対処すると共に公益財団法人として適正な運営に努めてきました。	公益財団法人として、上下水道の健全な運営と公衆衛生の向上に資するという公社の目的に沿って、適切に業務を遂行していただいていると考えている。今後とも着実に事業に取り組んでいただきたい。
2. 業務・組織管理	公益財団法人としての厳しい法人運営等の現状と課題などを踏まえ、事業の安定した運営を維持するため、事業環境の変化に柔軟に対応出来る運営体制の確立を目指し組織力の強化に取り組んでまいります。	効率的な事業運営を保持しながら、経営環境の変化に柔軟に対応できる組織の構築に取り組んでいただきたい。
3. 財務状況	今後復興需要の収束に伴い、収益が減少することが予想され厳しい状況が続くと思われることから、コストの削減や、適正な人員配置等により人件費の抑制を行うなど適正な収支の維持に取り組んでまいります。	復興需要が収束していることから、今後は、中長期的な視点に立ち、計画的な財務基盤の強化に取り組んでいただきたい。
4. 今後の方向性及び課題	OB職員が不足してきている中、技術継承を含め安定した事業運営を継続するため、組織運営や計画を策定し実行するなど、課題の解決に取り組める人材の育成を行い、人材の確保に努めます。また、社内情報ネットワークを構築し、併せてシステム管理者の設置やセキュリティレベルの統一など、情報共有に係る管理体制の整備や強化を図りながら、情報管理の効率的な運用の確立に取り組む等、組織力の強化を図ってまいります。	中期経営計画に挙げられた「人材の育成と確保」、「情報基盤の整備」、「事業運営の安定」という課題に着実に取り組むことで、今後も高いレベルを保ちながら、安定的に事業を運営できる体制を確立していただきたい。

出所：仙台市外郭団体経営評価シート（平成27年度）

■正味財産増減計算書（平成 27 年度、事業別内訳）

（単位：千円）

		公益目的事業会計			収益事業会計		法人会計	合計
		水道事業の普及啓発	給水装置等に関する調査、情報収集、提供等	給排水設備等の技術水準の確保向上・適正な維持管理	簡易専用水道の検査等	受託事業		
経常収益	自主事業収入	-	153,432	-	46,742	-	-	200,174
	市受託収入	8,215	78,738	212,090	1,148	81,158	-	381,349
	その他収益	257	13	49,085	5	4,076	-	53,436
	計	8,472	232,184	261,174	47,895	85,234	-	634,959
経常費用	人件費	8,693	156,019	222,848	35,308	69,821	3,675	496,364
	委託費	70	34,027	2,685	1,010	1,250	7	39,049
	減価償却費	13	16,598	6,177	1,151	227	-	24,167
	その他	988	35,426	29,671	9,756	9,975	214	86,030
	計	9,764	242,071	261,381	47,226	81,272	3,895	645,609
当期経常増減額		△1,292	△9,887	△207	669	3,962	△3,895	△10,650
経常外増減		374	△0	4	△1,448	△2,809	3,895	16
当期一般正味財産増減額		△918	△9,887	△203	△779	1,153	-	△10,634
職員数	プロパー職員	0.2	16.1	14.7	-	1.2	3.8	36
	市 OB 職員	-	1.0	19.4	2.0	14.6	4.0	41
	その他	3.0	5.5	7.5	7.0	3.0	1.0	27
	計	3.2	22.6	41.6	9.0	18.8	8.8	104

出所：水道サービス公社作成資料

（注）職員数の事業別内訳は業務従事割合を考慮した人員数を表している。

第3 外部監査の結果及び意見

今回の監査の過程で発見された検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によっている。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果（地方自治法第 252 条の 37 第 5 項）	違法（法令、条例、規則等の違反） 不当（違法ではないが行政上実質的に妥当性を欠くこと、または適当でないこと）
意見	監査の結果に添えて提出する意見（地方自治法第 252 条の 38 第 2 項）	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの

なお、個別検出事項を監査着眼点に基づく監査上の論点ごとに整理して記載したのは、今回の監査対象の範囲外においても市が財務事務の点検を行う場合の参考になると判断したことによる。

<指摘及び意見の要約一覧表>

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
I 個別検出事項			
1 持続可能性・組織運営			
(1) 老朽化対策に係る管理指標の未設定	指摘	市水道事業における課題の優先度を考慮した場合、中期経営目標の指標に老朽化対策に関する指標が設定されていないのは不合理である。	老朽化対策に関する指標を新たに中期経営目標として設定し、PDCA サイクルによる進捗管理の実効性を確保する。
(2) 更新投資額の過小推計	意見	建設改良費の推計値に関する以下の点を考慮すると、更新投資額の過小推計が懸念される。 ■浄水場老朽化対策費の未反映 浄水場老朽化対策費が未反映なのは財政収支見通しの試算の前提として不合理である。 ■水道管路更新計画と実態の乖離 更新投資額から試算された管路更新率 1.08% が市の実態に即した必要水準といえるか疑問である。	水道事業の持続可能性評価に際して、必要な更新投資額を適切に推計したうえで、財政収支見通しに反映させる。
(3) 受水費の過小推計	意見	広域水道事業における以下の問題より、市の財政収支見通し（試算）における受水費が過小推計されていないか懸念される。 ■市の財政収支見通し（試算）と比較し、計画期間が短い 市の財政収支見通し（試算）は平成 48 年度までの推計となっているが、宮城県企業局新経営計画の計画期間は 10 年（平成 27～36 年度）であり、平成 37 年度以降においても、現行と同程度の	宮城県に対して、広域水道に係る財務情報の適正開示や市の経営戦略策定に資する情報公開を働きかけ、長期的な財政収支見通しや市が策定する経営戦略に反映させる。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
		<p>受水費で充分と判断できる根拠に乏しいと考えられる。</p> <p>■財務情報の適切な開示が行われていない</p> <p>多額の会計処理誤りが内在している点を踏まえると、広域水道事業の財務内容の実態は厳しいものと推察され、将来的な受水費の増加が懸念される。</p>	
(4)代替性評価の検討不足	指摘	<p>広域水道への切替による更新投資の削減余地がありながら、代替性評価の十分な検討が行われているといえるか疑問である。</p>	<p>主要施設の再構築計画の策定に際しては、広域水道受水に係る協定事項の見直しを含めて、代替性評価を適切に実施する。</p>
(5)PFI 導入の検討不足	意見	<p>以下の点を考慮すると、現時点において仙台市PFI活用指針に基づく検討が不要といえるか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 中期経営計画に掲げられている「水道施設の将来構想の推進」を考慮すれば、現時点においてPFI手法導入に関する予備的検討があつて然るべきであること ✓ 仮にPFI導入した場合、市の人員計画に大きな影響を及ぼす可能性があるため、PFI導入の検討から導入方針の決定までに一定の期間が必要になり得ること 	<p>施設整備の具体的計画がない段階とはいえ、PFI手法を導入する場合、市の人員計画に大きな影響を及ぼすリスクがあることを念頭に、PFI手法導入に関する事前検討を適時に実施する。</p>
(6)持続可能性評価の不備	指摘	<p>以下の点を考慮すると、「安定的な経営を維持できる見通しです。」の根拠に乏しく、水道事業の経営の見通しの実態を表したものは認められない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 水道事業の特性や事業を取り巻く経営環境（料金収入の減少、施設の老朽化等）を踏まえると、5年程度の計画期間では安定的な経営を維持できるかどうかを評価する期間として足りないと考えられること ✓ 財政収支見通し（試算）によると、平成42年度には累積資金剰余額がマイナスになるが、個別検出事項「更新投資額の過小推計」や「受水費の過小推計」を踏まえると、財政収支見通しの実態は更に厳しくなることが見込まれること 	<p>事業の持続可能性の評価は、合理的な計画期間や推計を基礎とした収支計画にて実施する。合理的な根拠のない事項については、利害関係者の判断が誤らないよう、中期経営計画に記載しない。</p>

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
2 人件費			
(1) 人事交流職員に係る退職手当負担区分の不備	指摘	退職時に所属する会計が退職手当を全額負担する取扱いはあくまで例外的な方法であるという考え方に立てば、例外処理が許容される合理的な根拠について明確化されていない現状の運用は不適切であると言わざるを得ない。	退職手当に係る一般会計等との負担区分のあり方を検討のうえ、協定書等として文書化する。
(2) 勤勉手当に係る成績率の一律適用	指摘	一律に適用された成績率を基礎とした勤勉手当の支給が行われている現状は、「職員が発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない」という企業職員の給与の基本原則の趣旨に反したものと考えられる。	企業職員の給与の基本原則の趣旨を踏まえた要綱の見直しを行う。
(3) 時間外労働の限度超過	意見	超過勤務時間の個人別分布状況を見ると、個人別ないし月別の繁閑差にばらつきが見受けられる。業務の平準化により限度時間の超過を削減する余地があるように思料され、超過勤務削減に向けた取組みが十分といえるか疑問が残る。	庁内通達「超過勤務縮減への取り組みについて」（平成 27 年 7 月 21 日 総務局）を踏まえ、超過勤務削減への取組みを進める。
(4) 3 6 協定違反	指摘	抽出したサンプルにおいて、休日（土曜日、日曜日）出勤 6 回全てにおいて、3 6 協定外の時間帯の勤務が発生しており、3 6 協定に反している。	労働時間を的確に把握・記録し、3 6 協定の遵守を徹底する。
	意見	抽出したサンプルにおいて、記録外の超勤時間が生じていないか懸念される。	
3 契約			
(1) 談合に伴う損害発生への懸念	意見	市が発注した薬品調達で、公正取引委員会による行政処分が行われている事案が発生しており、不当に高い金額で契約が行われていた可能性が推定される。 包括外部監査人が試算したところ、総額 90,992 千円の損害額の発生が懸念される。	本件談合に伴う損害額を精査のうえ、損害回復の措置を講じる。
(2) 1 者応札	指摘	委託業務の履行期間の設定が不適切な事案が検出された。この結果、実質的には特定者しか応札できない業務であったと推察され、競争入札自体が形骸化していたと認められる。	実質的な競争性を確保する観点から、入札公告から業務履行期限までの期間を合理的に設定する。
(3) 合理的理由を欠いた指名競争入札	指摘	不適格業者の排除は一般競争入札であっても入札参加資格を付すことにより対応可能であるから、指名競争入札とする合理的理由とは認められない。	指名競争入札の理由として「不適格業者の排除」を挙げる場合、入札参加条件の設定では対応できない事情を明確にする。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
(4) 合理的理由を欠いた随意契約	指摘	市の水道事業における電力調達を随意契約とする理由が明らかではない。水道局庁舎や浄水場に係る電力調達は従来より特定者に限定されていないため、電力調達を随意契約とする合理的根拠は希薄である。	随意契約とする合理的理由がなければ、公平性・競争性を確保した契約方法に見直す。
(5) 不自然な入札結果への対応不備	指摘	提供された談合情報を確認するまでもなく、不自然な入札結果が継続していることは把握できるため、不自然な入札結果に対して、市が適切な検討を行っていたといえるか疑問である。	入札参加資格の条件緩和や業務仕様の見直し等、競争性を確保するための措置を検討する。
4 公有財産			
(1) 合理的理由を欠いた使用料減免	指摘	使用料減免の理由が明らかでない事案が検出された。 ■貸付資産 ガス・水道事業用地としての利用であり、利用者が費用負担するものであるから、地方公営企業の事業に供されていることだけを理由に使用料を全額減免する合理的な根拠は希薄である。 ■無償使用 職員駐車場の使用に関する明確な基準が定められておらず、現行の無償使用の合理的根拠は希薄である。	使用許可時における使用料減免の審査を適切に行う。 使用料を減免する合理的な根拠がなければ、適正な使用料を徴収する。
(2) 廃止決定の遅延	意見	休止浄水場には実質的なバックアップ機能を有しておらず、少なくとも平成27年度において廃止決定が遅延していた可能性が懸念される。	用途廃止の決定は利用見込みに応じて適時に行い、未利用財産の効率的な運用を行う。
(3) 未利用水利	意見	未利用水利89,100 m ³ /日に係る今後の利用計画について、財産の効率的運用の観点から十分な検討が行われているといえるか疑問である。	老朽化した浄水場の更新検討に際して、既存浄水場に係る未利用水利の活用による施設統廃合やダウンサイジングの可能性も検討する。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
5 会計			
(1) 固定資産減損の未計上	指摘	遊休土地（郷六地内用地）や休止浄水場の正味売却価額が明らかでないため、減損損失の認識が不要である根拠を確認できない。 また、富田浄水場は平成 28 年 7 月に用途廃止が行われているため、修正後発事象に該当すると認められ、平成 27 年度財務諸表において減損損失の計上もれがあったと考えられる。	金額的重要性のある遊休資産について、正味売却価額の評価を行う。 正味売却価額が帳簿価額を下回る場合、当該差額を適時に減損損失として計上する。
(2) 固定資産減損の検討不足	指摘	以下のダムに係る水利権について、減損の兆候はないという会計上の見積り・判断の根拠付けが不十分であり、固定資産減損の検討不足と認められる。 ■釜房ダム（富田浄水場） 富田浄水場での使用を予定していた未利用水利 24,000 m ³ /日の今後の利用計画が明らかではなく、固定資産減損の兆候が認められる。 ■宮床ダム（福岡浄水場） 福岡浄水場の水源は七北田ダムと宮床ダムより取水しているが、七北田ダムの未利用水利が宮床ダムの水利権許可水量を超えているため、宮床ダムの水利権を帳簿価額以上で確保する必要性に乏しい印象は否めない。	水利権の固定資産減損に係る会計上の見積りの根拠付けを明確にする。
(3) 過年度減価償却費の計上不足	指摘	福岡浄水場のみ機械及び装置の耐用年数を 58 年としているが、当該耐用年数の根拠が明らかではなく、耐用年数の適用誤りと考えられる。耐用年数 20 年とした場合、過年度減価償却費の計上不足額が 1,090 百万円と試算された。	固定資産台帳に登録している耐用年数を修正するとともに、過年度減価償却費の計上不足額に関する過年度損益修正処理を行う。
(4) 実態と乖離した償却限度額の設定	意見	市が除却する償却資産の大半は処分価値を有しないのが実態にも関わらず、償却限度額を一律 95%としていることから、償却限度額の設定と実態が乖離している。 実態と乖離した償却限度額の設定により、減価償却費の期間計算が歪む弊害が大きいものと思料され、費用の年度所属区分として不適切である。	市の実態に即した償却限度額を設定する。制度上の制約がない限り、帳簿価額 1 円までの償却限度額とするのが合理的である。
(5) 長期前受金の振替処理もれ	指摘	長期前受金残高と管理台帳の差異 58,620 千円は資本剰余金から長期前受金への振替処理もれである、との説明を受けた。	決算時に会計記録と管理台帳の照合を行い、不明な差異がないことを確かめる。

項目	区分	現状の問題点	解決の方向性
(6) キャッシュ・フロー計算書の表示誤り	指摘	「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の表示が地方公営企業法施行規則の様式に準じているとは認められない。	「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」は直接法で作成する。
II 経営形態のあり方と市民への説明責任			
(1) 広域化効果の検証	意見	単独経営の前提で経費削減や投資の効率化の余地はあるものの、市では定量的な評価を行っておらず、どの程度の経営改善効果が期待できるか明らかではない。また、水道料金引上げによる財政収支の改善策も考えられるが、現在の水道料金が主要都市と比較し高水準にあることを考慮すると、より一層の経営努力なく、水道利用者の十分な理解を得られるか疑問である。	市においては特に以下の効果を定量的に評価し、広域化効果の検証が必要と考える。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 水需要が減少傾向にある経営環境下では、広域水道圏全体の更新投資計画の最適化を図る観点から、施設統廃合やダウンサイジングを行うことが可能であること ✓ 水道事業の広域化を推進させる交付金制度（水道事業運営基盤強化推進事業）の活用による財政的メリットの可能性があること
(2) ガバナンス上の不整合の解消	意見	広域水道の事業主体は宮城県のため、市から見た場合、受水費負担という形で事業リスクを負いながら、事業主体でないことによる情報開示上の制約があり、市民への説明責任を果たせないガバナンス上の不整合のリスクを有していると考えられる。	ガバナンス上の不整合により生じる不利益は受水市町側にあることから、市として垂直統合によるガバナンス上の不整合の解消が合理的と考える。
(3) 経営能力を発揮するための人的体制の充実化	意見	地方公営企業の制度上の建前が「行政と経営の分離」でありながら、市における実際の運用を見ると、企業一般に通ずる経営原則としての合理性と能率性を発揮するための十分な人的体制といえるか疑問である。	経営環境への変化に対応するためには、水道に関する専門集団である企業団による人材確保・育成が効果的と考える。

I 個別検出事項

1 持続可能性・組織運営

市では、中期的な視点で水道事業が取り組むべき施策の方向性を示した中期経営計画を策定している。当該計画の概要については「添付資料1. 仙台市水道事業中期経営計画の概要」を参照されたい。

また、長期的な水需要、更新需要等を踏まえた財政収支見通しに関する市の試算資料については、「添付資料2. 財政収支見通し（試算）」を参照されたい。

(1) 老朽化対策に係る管理指標の未設定

仙台市水道事業中期経営計画では、計画期間終了年度である平成31年度までに到達すべき22項目の「中期経営目標」を設定している。

目指すべき将来像	実現方策	指標	平成26年度末見込み	平成31年度目標
1 強くて安心な水道 【12項目】	(1) 災害に強い施設・システムの整備	耐震性を有する管路の割合	86.1%	87%
		災害拠点病院などへの管路の耐震化箇所数	21箇所	30箇所以上
		配水池耐震施設率	19%	50%
		公道内埋設の鉛製給水管残存率	4.2%	0%
		有効率	96.5%	97%
	(2) 災害対応力の強化	災害時給水施設の整備箇所数	94箇所	180箇所以上
		主要浄水場における長期停電対策実施率	25%	100%
		給水車用注水補給設備の整備箇所数	3箇所	5箇所
	(3) 水質管理の徹底	地域・他都市などとの防災訓練実施回数	H22～26年度合計で62回	H27～31年度合計で150回
		主要浄水場における高度浄水処理施設導入率	50%	100%
		かび臭からみたおいしい水達成率	100%	100%
	2 エコで持続可能な水道 【10項目】	(1) 環境に配慮した事業の推進	総トリハロメタン濃度からみた安全で良質な水達成率	100%
再生可能エネルギー発電量			3万kWh/年	100万kWh/年
配水量1m ³ 当たり電力消費量			0.15kWh/m ³	20年度比減少(0.15kWh/m ³ 未満)
次世代自動車等の導入台数			22台	50台以上
(2) お客さま本位の事業の推進		浄水発生土の有効利用率	87.5%	100%
		コールセンター応答率	H22～26年度平均で70%	85%以上
		水道記念館の年間来館者数	H22～26年度平均で7,045人	10,000人以上
(3) 経営マネジメントの推進		各種イベント参加者の満足度	80%	90%以上
		有収率	94.1%	94.6%
		給水収益に対する企業債残高	3倍	3倍以内
	経常収支比率	106.8%	100%以上	

出所：仙台市水道事業中期経営計画（平成27～31年度）

一方、市水道事業の課題の一つとして、「老朽化する施設とその更新」が掲げられている。

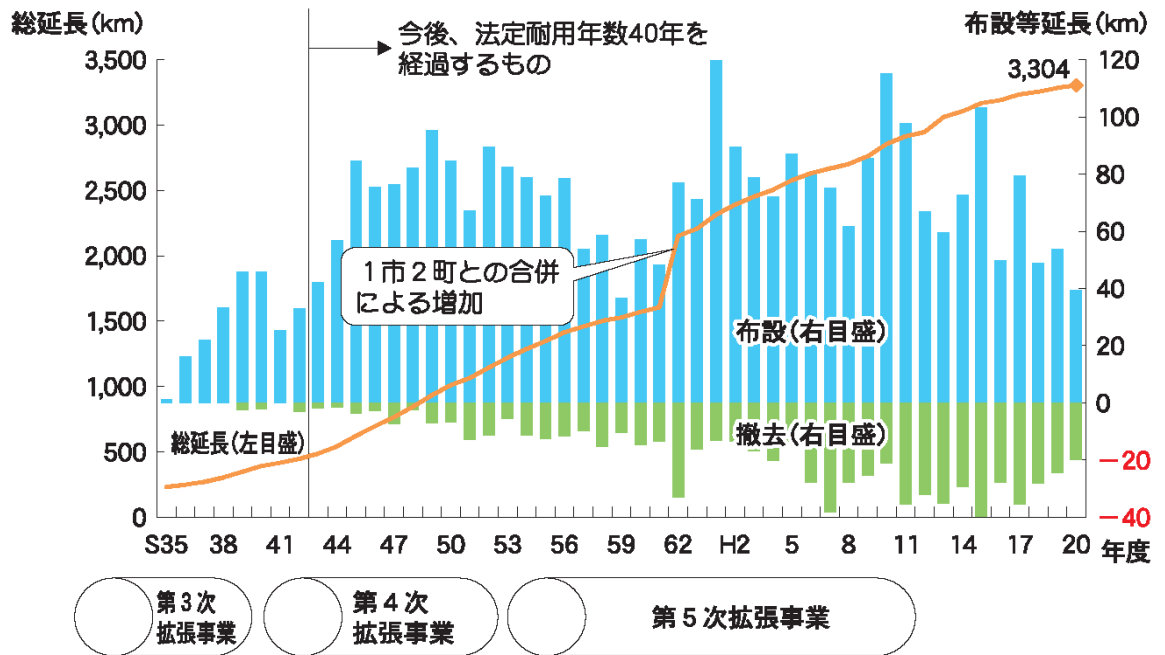
(1) 老朽化する施設とその更新

仙台市の水道施設は、昭和30年代以降の拡張事業期に集中的に整備されてきたものが多く、今後、これらの施設の更新時期を順次迎えることとなります。これまでも、施設の老朽度や重要度に応じて更新を行ってきましたが、今後さらに増加していく更新需要を見据えた計画的な取り組みが必要です。

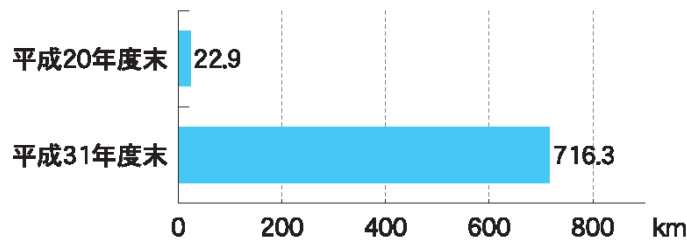
① 管路

水道施設の多くを占める配水管は、3,303.5km（平成20年度末）に及んでいますが、このうち赤水の発生などの機能障害が多く、耐震性にも劣る老朽化した铸铁管を重点的に更新し、加えて、破損しやすい材質の塩化ビニル管（TS継手）*などの更新も進めています。また、配水管から各家庭に引き込まれている給水管のうち、鉛製給水管についても、漏水の原因となっていることなどから計画的に解消してきました。更新の一つの目安となる法定耐用年数*の40年を経過している配水管の延長は約23kmですが、今後10年間で大幅に増加していくことから、劣化状況などの実態把握を進めるとともに、より計画的かつ効率的な更新に努めていく必要があります。

■管路の総延長等の推移（平成20年度末）



■更新を行わない場合の法定耐用年数を経過する配水管の延長



出所：仙台市水道事業基本計画（平成22年度～平成31年度）

【現状の問題点（指摘）】

中期経営目標には耐震化に関する指標は設定されているものの、「老朽化する施設とその更新」の課題に対応する指標が設定されていない。

この点につき、市の説明によると、施設の老朽度は法定耐用年数のみで判断できるものではなく、対象施設毎に調査を行い更新の必要性を判断しており、法定耐用年数を超えても使用可能な施設はできる限り使い続ける方針で耐震化を進めていることから、耐震化率を管理指標としている、とのことである。

しかし、耐震化に関する指標と老朽化対策に関する管理指標は必ずしも一致するものではない。経営戦略策定ガイドライン（平成 28 年 1 月 26 日 総務省）では水道事業の目標設定として「管路更新率」「管路経年化率」が例示されているが、市における当該指標の状況は以下のとおりである。

	H26 年度	H27 年度	H31 年度（見込）
管路更新率	0.44%	0.64%	0.73%
管路経年化率	9.9%	11.0%	22.1%

出所：市作成資料

（注）平成 31 年度の管路更新率及び管路経年化率の推計に当たっては、更新工事の対象は全て経年管であるという条件により算出した。

管路更新率について、管路の更新は中期経営計画に基づき重点的に行っており、基幹管路の耐震化率においては、類似団体よりも高い水準である。近年、債務負担行為による複数年度に亘る更新工事の件数を増やしている状況であることや、東日本大震災により、被害を受けた管路の復旧や配水池等の基幹構造物の耐震化など震災対策事業も併せて行っていることにより、類似団体よりも低い水準となっている。

今後は管路の更新延長を段階的に上げていく計画であり、更新率は上昇する見込みである。

出所：経営比較分析表（仙台市水道事業 平成 26 年度）

市水道事業における課題の優先度を考慮した場合、中期経営目標の指標に老朽化対策に関する指標が設定されていないのは不合理である。

【解決の方向性】

老朽化対策に関する指標を新たに中期経営目標として設定し、PDCA サイクルによる進捗管理の実効性を確保する。市の実情を鑑みれば、経営比較分析表に示している管路更新率を中期経営目標の指標とすることが考えられる。

(2)更新投資額の過小推計

財政収支見通し（試算）によると、建設改良費の推計は以下のとおりである。

（単位：百万円）

	H27 年度 (実績)	H28 年度 (予算)	今後 20 年間 (H29～48 年度)		
			総額	年平均	試算の前提
配水管整備事業費	4,285	6,621	156,067	7,803	管路更新計画における年度ごとの更新延長により試算
施設整備事業費	3,758	7,079	65,809	3,290	H36年度までは具体の更新計画、H37年度以降は直近5年間の平均事業費により試算

出所：市作成資料

【現状の問題点（意見）】

建設改良費の推計値に関する以下の点を考慮すると、更新投資額の過小推計が懸念される。

■浄水場老朽化対策費の未反映

市の主要4浄水場の稼働時期は以下のとおりであり、施設の老朽化が進んでいる。

	施設能力 (m ³ /日)	稼働時期	経過年数
国見浄水場	97,300	1961年	55年
茂庭浄水場	190,500	1970年	46年
中原浄水場	34,500	1977年	39年
福岡浄水場	60,600	1983年	33年

出所：市作成資料

（注）経過年数は平成27年度末現在である。

浄水場の主要設備に係る法定耐用年数は60年であり、国見浄水場については更新投資の検討対象施設と考えられるが、施設整備事業費の推計値には国見浄水場に係る浄水場老朽化対策費（更新事業費、または更新しない場合の長寿命化対策費）が含まれていない。

この点につき、市の説明によると、現在、主要施設の再構築計画を検討中である事情を考慮し、財政収支見通し（試算）には浄水場老朽化対策費を反映していない、とのことである。

しかし、浄水場を廃止する前提がない限り、時の経過とともに浄水場老朽化対策費が必要となるのは自明であるから、浄水場老朽化対策費が未反映なのは財政収支見通しの試算の前提として不合理である。

■水道管路更新計画と実態の乖離

水道管路の法定耐用年数は40年であるが、市の説明によると、配水管整備事業費の推計は管種ごとの使用実績に基づき、法定耐用年数以上の耐用年数（40～100年）を更新基準として設定している、とのことであり、管路更新率は以下のとおりである。

	H26（実績）	H27（実績）	H31（見込）
管路更新率	0.44%	0.64%	0.73%

出所：市作成資料

また、市作成資料をもとに今後20年間（H29～48年度）の管路更新率を算出すると年平均1.08%（平均耐用年数92.2年）と試算できる。

（注）管路更新率0.73%（H31見込）×（配水管整備事業費7,803百万円（20年間の年平均）／5,253百万円（H31見込））＝1.08%

一方、除却管路の平均経過年数は以下のとおりであり、更新投資額から試算した管路更新率1.08%（平均耐用年数92.2年）と実態に乖離が認められる。

除却管路の区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度
原水設備	—	—	—
送水設備	36.8	36.1	—
配水設備	37.3	36.0	38.5

出所：市作成資料をもとに包括外部監査人が作成

（注）平均経過年数は除却管路の延長数（m）の加重平均で算出している。

管路更新率の前提となる耐用年数は、当該資産の単なる物理的使用可能期間ではなく、経済的使用可能予測期間に見合ったものとするのが合理的であり、更新投資額から試算された管路更新率1.08%が市の実態に即した必要水準といえるか疑問である。

【解決の方向性】

水道事業の持続可能性評価に際して、必要な更新投資額を適切に推計したうえで、財政収支見通しに反映させる。

(3) 受水費の過小推計

市は宮城県が事業主体である仙南・仙塩広域水道用水供給事業から水道水の供給を受けており、当該受水の対価として受水費を支出している。財政収支見通し（試算）における受水費の推計は以下のとおりである。

（単位：百万円）

	算式	H27 決算	H28 予算	今後20年間（H29～48）	
				総額	年平均
受水費	a	5,868	5,373	108,353	5,418
営業費用	b	23,158	24,080	480,595	24,030
構成比	a/b	25.3%	22.3%	22.5%	

広域水道の事業主体である宮城県が策定した「宮城県企業局新経営計画」の中で示されている仙南・仙塩広域水道事業に関する主な内容については「添付資料3. 宮城県企業局新経営計画（抜粋）」を参照されたい。

【現状の問題点（意見）】

広域水道事業の財源は基本的には水道事業者からの受水費で賄われることから、財政収支見通し（試算）における受水費が広域水道の財務状況や収支計画と整合しているかどうかの問題となる。

この点につき、広域水道事業における以下の問題より、市の財政収支見通し（試算）における受水費が過小推計されていないか懸念される。

■市の財政収支見通し（試算）と比較し、計画期間が短い

市の財政収支見通し（試算）は平成48年度までの推計となっているが、宮城県企業局新経営計画の計画期間は10年（平成27～36年度）である。市の財政収支見通し（試算）上、平成37年度以降においても、現行と同程度の受水費の推計となっているが、平成37年度以降は広域水道における管路の更新が本格化する時期と推測される。

例えば、宮城県企業局は「仙南・仙塩広域水道高区・低区連絡管整備事業」に係る事業評価の中で、現状設備の脆弱性と更新投資の必要性について、以下のような現状評価を行っている。

- 既設の送水管は、平成23年の東日本大震災において12箇所が破損し、大規模な断水を引き起こした。低区系の送水管には非耐震管（ダクタイル鋳鉄管のK形管等）が多く使用されており、今後、比較的小さな地震や日常的な交通荷重による振動などの影響でも破損しやすくなっている。そのため、早期に連絡管を整備しバックアップ機能を持たせることで送水停止のリスク低減を図る。なお、もし連絡管が整備されていれば、平成23年4月7日の最大余震時の低区系は、連絡管により送水が可能であったことから、実際に発生した5日間の断水は回避することができていた。
- 仙南・仙塩広域水道の供用開始は平成2年度であるが、工事は昭和52年度から実施していることから、布設から30年を経過した区間もある。近い将来、管路更新が必要となるが、現在のままの状態では、管路の切り替えの度に送水を止める必要があり、安定供給に支障をきたすおそれがある。この場合、当連絡管を使えば、逆方向から送水できるため、送水を停止することなく更新することができるようになる。

出所：大規模事業評価調書（平成24年10月 宮城県企業局）

よって、平成37年度以降においても、現行と同程度の受水費で充分と判断できる根拠に乏しいと考えられる。

■財務情報の適切な開示が行われていない

平成 25 年度の宮城県包括外部監査の結果報告書「県水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について」では、水道用水供給事業の会計に関する以下の指摘事項等が記載されている。

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
(1) 過年度減価償却費の計上不足	63	指摘	過年度減価償却費の計上不足額 101,073 百万円（平成 24 年度、包括外部監査人の試算）が生じている。	過年度損益修正処理を行い、適切な会計処理に基づく財務諸表に修正する。
(2) 固定資産の減損	84	意見	包括外部監査人が試算した結果、「仙南・仙塩広域水道事業」に係る固定資産の減損損失が認識され、多額の減損損失が生じないか懸念される。固定資産の減損会計に係る影響額はないとする県試算が適切といえるか疑問である。	固定資産の「減損の兆候」判定に際しては、固定資産の稼働率にも十分に留意する。

出所：平成 25 年度宮城県包括外部監査の結果報告書

宮城県水道用水供給事業の平成 23 年度から平成 27 年度までの財務情報については「添付資料 4. 宮城県水道用水供給事業の財務情報」を参照されたいが、過年度減価償却費の計上不足等の問題を修正した形跡が認められないため、当該会計処理の問題は未修正と推察される。

広域水道事業の資本合計 124,957 百万円、自己資本比率 57.6%（平成 27 年度）と健全な財政状態の外観を有しているが、一方で、将来的な受水費増加の可能性が示唆されている。

イ料金体系の見直し

平成27年4月1日から適用する供給料金については、原則5年間は継続することにしてはいますが、現行の資金収支方式による料金算定では、将来的には企業債の元利償還金の通減を主因として損失を計上する可能性が予見されます。

また、施設の耐震化及び更新等により建設改良費の増加も見込まれます。

そのため、事業の持続可能な安定経営に向けた料金のあり方について、平成31年度を目途に受水市町村とともに検討を進めていくことにしています。

出所：宮城県企業局新経営計画（平成 27 年 3 月 宮城県企業局）

外部から見ると、健全な財政状態の外観と上記「料金体系の見直し」の関連性に不自然な印象を受けるが、多額の会計処理誤りが内在している点を踏まえると、広域水道事業の財務内容の実態は厳しいものと推察され、将来的な受水費の増加が懸念される。

【解決の方向性】

広域水道の事業主体である宮城県において以下のように積極的な情報公開の姿勢があることを踏まえ、宮城県に対して、広域水道に係る財務情報の適正開示や市の経営戦略策定に資する情報公開を働きかけ、長期的な財政収支見通しや市が策定する経営戦略に反映させる。

5 情報公開に関する事項

(1) 水道用水供給事業

本計画を着実に推進するためには、受水市町村を始め、県民・事業者の理解と協力が必要であることから、積極的に当局の水道用水供給事業に関する情報の公開を進め、運営の透明性を確保することにより関係者の理解と協力が得られるよう努めていきます。

そのため、当局公営事業課・水道経営管理室のホームページを通じて、予算・決算及び財務諸表の公表に加え、業務指標（P I）の算定・公表を行うとともに、本計画及び水道事業戦略プランに対する進行管理に関する情報などについても公表を行います。

出所：宮城県企業局新経営計画（平成 27 年 3 月 宮城県企業局）

(4) 代替性評価の検討不足

市の水源は自己水源の他、広域水道等からの受水で賄われている。

自己水源と広域水道等からの受水の状況（平成 26 年度）は以下のとおりである。

(単位：m³/日)

		施設能力 (A)	1 日最大配 水量 (B)	A-B	備考
自 己 水 源	国見浄水場	97,300	79,401	17,899	
	中原浄水場	34,500	24,070	10,430	
	茂庭浄水場	190,500	133,900	56,600	
	福岡浄水場	60,600	36,680	23,920	
	その他	3,450	1,472	1,978	熊ヶ根・作並・野尻・滝原
小計		386,350	275,523	110,827	
受 水	仙南・仙塩広域水道	105,100	88,275	16,825	
	その他	15	9	6	
	小計	105,115	88,284	16,831	
合計		491,465	363,807	127,658	

出所：市作成資料

一方、仙台市以外の仙南・仙塩広域水道の受水市町における配水能力と 1 日最大配水量の状況（平成 26 年度）は以下のとおりである。

(単位：m³/日)

	配水能力 (A)	1 日最大配水量(B)	A-B
塩竈市	33,900	23,012	10,888
白石市	24,055	14,382	9,673
名取市	37,800	26,646	11,154
角田市	13,850	11,467	2,383
多賀城市	29,250	17,661	11,589
岩沼市	27,450	17,128	10,322
蔵王町	10,350	8,826	1,524
大河原町	10,440	8,615	1,825
村田町	8,500	5,309	3,191
柴田町	23,200	14,613	8,587
亘理町	15,700	11,724	3,976
山元町	6,900	5,635	1,265
松島町	16,100	6,580	9,520
七ヶ浜町	9,000	5,325	3,675
利府町	17,580	12,155	5,425
富谷町	22,540	14,928	7,612
計	306,615	204,006	102,609

出所：平成 26 年度地方公営企業年鑑

(注) 配水能力には、自己浄水、仙南・仙塩及び大崎広域水道等からの受水を含む。

【現状の問題点（指摘）】

市は現在、主要施設の再構築計画の検討に着手しているが、自己水源と広域水道からの受水は代替関係にあることから、再構築計画の検討に際して代替性評価を適切に実施しているかどうか問題となる。

この点につき、市の説明によると、平成 27 年度から国見浄水場の整備方針決定に向けた基礎的調査に着手したところであり、現段階では代替性評価まで検討が及んでいないが、今後、市の水道施設全体の再構築計画策定に当たっては、非常時の対応も考慮しながら、広域水道と自己水源の最適なバランスを検討し、水需要を踏まえ施設規模を適正化する予定である、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、広域水道への切替による更新投資の削減余地がありながら、代替性評価の十分な検討が行われているといえるか疑問である。

- ✓ 現在でも仙南・仙塩広域水道の受水市町の配水能力と 1 日最大配水量との間には差があり、今後、人口減に伴い水需要が更に減少することを考慮すると、他の受水市町の広域水道からの受水量が減少することが見込まれ、市がその分の受水量を増量できる可能性があること
- ✓ 現在、国見浄水場に隣接する「国見高区」より受水していることから、広域水道からの受水量を増加することは可能と考えられること

【解決の方向性】

主要施設の再構築計画の策定に際しては、「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」（地方自治法第2条第15号）点を踏まえ、広域水道受水に係る協定事項の見直しを含めて、代替性評価を適切に実施する。

(5)PFI 導入の検討不足

市の浄水場の運営管理は直営実施している。財政収支見通し（試算）における人件費の推計についても、現行の人員配置を前提とした試算となっている。

仙台市水道事業中期経営計画（平成27～31年度）では、経営マネジメントの推進として「水道施設の将来構想の推進」が掲げられている。平成27年度における進捗状況は以下のとおりである。

事業名		水道施設の将来構想の推進				
事業内容	国見浄水場が今後10年程で更新時期を迎えることから、将来的な水需要の減少を見据えつつ、主要4浄水場を始めとする主要施設の再構築（規模の適正化や効率的な再配置など）に関する検討を行い、施設運営のあり方とともに、水道施設の将来構想を具体化していきます。					
平成31年度末目標	主要施設の再構築計画を策定します。					
平成27年度実績	主要施設の再構築計画の検討を開始しました。					
事業実績	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	項目	主要4浄水場の将来像を見据えた国見浄水場整備方針に係る基礎調査（H28まで継続）				
達成見込み評価	概ね良好	平成27年度は計画通り概ね順調に進捗しました。今後も主要施設の再構築計画策定に向けて事業に取り組んでいきます。				

出所：中期経営計画進捗状況報告書（平成27年度実績）

一方、市ではPFIの積極的な導入推進の方針が示されている。

第1部 PFIへの取り組み

II 仙台市におけるPFI導入方針と実施体制

1 PFI手法導入への基本姿勢

(1) 有効な事業手法の一つとして積極的に導入を推進

本市においては、市税収入の大きな伸びが期待できない中、公債費や扶助費等の義務的経費の増加により財政の硬直化が進んでおり、さらに、国と地方の税財政の見直しに向けた取り組みにおいて、地方交付税の削減に繋がる可能性のある新たな枠組みが検討されているなど、今後とも厳しい財政状況が続くものと考えられます。このような状況下でも、本市は限られた財源をより効率的・効果的に活用しながら市民のニーズに応えていく必要があります。この課題

に応える一つの方法として、公共サービス提供における民間ノウハウの活用が期待されています。

施設の設計・建設・維持管理・運営までを包括的に民間に委ねることにより、事業のライフサイクルを通じて、最小の経費で最大の効果を得ることができる有効な事業手法の一つとして、本市ではPFI手法の導入に積極的に取り組んできました。

なお、PFI手法は民間活力を活用する公共サービス提供の一手法であり、どのような事業においても採用できるものではありません。官民双方の能力が最大限に発揮されるためにどのような手法がふさわしいのか、事業内容に応じた十分な検討が必要です。本市では、これまでに得た経験やノウハウを活かしながら、他の選択肢との比較においてPFI手法が最適と認められる場合には、今後も積極的に導入を推進していきます。

(中略)

第2部 PFIの導入手順

I 各導入手順における作業内容と留意事項

手順1 導入検討候補事業の抽出、PFI導入可能性調査実施の適否の判断

(1) 導入検討候補事業の抽出

本市においては、まず、次の導入検討基準を設定します。

PFI導入可能性調査を実施するかどうか、必ず検討する事業

原則として、下記の2点を満たす事業を導入検討候補事業とする。

1. 施設の**新築・改築等**を内容とし、かつ、**施設整備に要する経費が10億円以上の事業**
2. **施設整備費に維持管理運営（15年分）に要する経費を加えた総事業費が30億円以上の事業**

■判定の際使用する施設整備費用及び維持管理・運営費用は、従来手法で市が実施した場合の金額とする。

■維持管理・運営費用は従来手法の年額に15年（本市既往事例の最短期間）を乗じた額とする。

【計算例】

・従来手法での施設整備費：15億円

・ 〃維持管理・運営費（年額）：1.5億円

よって、15億円+1.5億円×15年=37.5億円

⇒ PFI導入可能性調査を実施するかどうかの検討が必要

■ただし、事業内容や、本市又は他自治体の類似事例を勘案し、民設民営によって行うことが明らかな場合は、検討対象から除外する。

この基準に達している事業は、原則として全て「導入検討候補事業」と位置づけられ、PFI導入可能性調査を実施するかどうか検討を行います。

出所：仙台市PFI活用指針（第3版 平成18年10月）

また、多様な PPP/PFI 手法の導入を優先検討するための取り組みが求められている。

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要である。

このため、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）においても「PPP/PFIの飛躍的拡大のためには、公的負担の抑制につながることを前提としつつ、PPP/PFI手法について、地域の実情を踏まえ、導入を優先的に検討することが必要である。具体的には、国や例えば人口20万人以上の地方公共団体等において、一定規模以上で民間の資金・ノウハウの活用が効率的・効果的な事業については、多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するよう促す仕組みを構築するとともに、その状況を踏まえつつ、適用拡大していく。」とされたところである。

これを踏まえ、多様なPPP/PFI手法の導入を優先的に検討するための指針を定める。

出所：多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（平成 27 年 12 月 15 日 民間資金等活用事業推進会議決定）

【現状の問題点（意見）】

国見浄水場を更新することとなった場合、仙台市 P F I 活用指針における「導入検討候補事業」になり得ると考えられるが、財政収支見通し（試算）上の人員計画は現行同様、市の直営による浄水場運営管理を前提としている。

この点につき、市の説明によると、平成 29 年度中には国見浄水場の延命・更新の方針決定を行い、更新することとなった場合は、平成 30 年度以降に PFI 方式を含む事業手法の検討を行う予定、とのことである。

しかし、以下の点を考慮すると、現時点において仙台市 P F I 活用指針に基づく検討が不要といえるか疑問である。

- ✓ 中期経営計画に掲げられている「水道施設の将来構想の推進」を考慮すれば、現時点において PFI 手法導入に関する予備的検討があつて然るべきであること
- ✓ 仮に PFI 導入した場合、市の人員計画に大きな影響を及ぼす可能性があるため、PFI 導入の検討から導入方針の決定までに一定の期間が必要になり得ること

【解決の方向性】

施設整備の具体的な計画がない段階とはいえ、PFI 手法を導入する場合、市の人員計画に大きな影響を及ぼすリスクがあることを念頭に、PFI 手法導入に関する事前検討を適時に実施する。

(6) 持続可能性評価の不備

仙台市水道事業中期経営計画において、経営の見通しとして以下の記述がなされている。

VII 経営の見通し

1 配水見通し

震災後の人口流入が続いており、本計画期間においても給水人口の増加が見込まれますが、配水量・有収水量については減少傾向が続く見通しです。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
給水人口（人）	1,052,900	1,054,600	1,056,000	1,056,800	1,057,300
一日平均配水量（㎡/日）	327,730	326,900	325,680	324,480	322,920
一日最大配水量（㎡/日）	360,100	359,200	357,900	356,800	354,900
年間総配水量（㎡）	119,949,180	119,318,500	118,873,200	118,435,200	118,188,720
年間有収水量（㎡）	112,991,520	112,522,200	112,219,250	111,923,600	111,802,020

2 財政収支見通し

水需要の減少に伴い給水収益が減少する一方で、老朽施設の更新や耐震化推進に向けた建設改良費の増加を見込んでいますが、継続的な経営効率化の取り組みによる効果もあり、安定的な経営を維持できる見通しです。

なお、本計画期間においては、現行料金水準を維持していくことが可能と見込んでいます。

（単位：億円・税込み）

区分	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
収益的 収支	収入	296	294	299	299	296
	うち給水収益	255	254	258	258	257
	うち長期前受金収入	13	13	13	13	13
	支出	274	269	270	270	265
	うち人件費	33	35	36	35	35
	うち物件費	79	74	73	71	64
	うち受水費	66	65	66	66	66
	うち減価償却費	74	77	77	79	80
	うち支払利息	14	13	13	12	11
	当年度純損益	22	25	29	29	31
当年度純損益（税抜き）	14	16	19	19	23	
資本的 収支	収入	64	70	71	64	57
	うち企業債	50	51	54	48	45
	支出	164	170	171	162	159
	うち建設改良費	113	117	116	104	99
	うち企業債償還金	51	53	55	58	60
収支差額	△100	△100	△100	△98	△102	
補てん財源（税抜き）	116	107	103	100	103	
累積資金剰余額（税抜き）	16	7	3	2	1	
企業債残高（税抜き）	699	697	696	686	671	

※ 消費税及び地方消費税は、平成27～28年度は8%、29～31年度は10%で計算。

出所：仙台市水道事業中期経営計画（平成27～31年度）

【現状の問題点（指摘）】

財政収支見通しの中で「安定的な経営を維持できる見通しです。」との記載があることから、持続可能性の評価として適切かどうか問題となる。

この点につき、以下の点を考慮すると、持続可能性の評価の根拠に乏しく、水道事業の経営の見通しの実態を表したものと認められない。

- ✓ 水道事業の特性や事業を取り巻く経営環境（料金収入の減少、施設の老朽化等）を踏まえると、5年程度の計画期間では「本計画期間においては、現行料金水準を維持していくことが可能と見込んでいる」と評価できても、安定的な経営を維持できるかどうかを評価する期間として足りないと考えられること
- ✓ 財政収支見通し（試算）によると、平成42年度には累積資金剰余額がマイナスになるが、個別検出事項「更新投資額の過小推計」や「受水費の過小推計」を踏まえると、財政収支見通しの実態は更に厳しくなることが見込まれること

【解決の方向性】

事業の持続可能性の評価は、合理的な計画期間や推計を基礎とした収支計画にて実施する。

合理的な根拠のない事項については、利害関係者の判断が誤らないよう、中期経営計画に記載しない。

2 人件費

職員給与費の状況（平成 27 年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

	3 条予算分	4 条予算分	合計	水道事業会 計職員数	1 人当 り人件費
給料	1,447,417	236,737	1,684,154	405 人	8,542
手当等	780,966	143,062	924,028		
賞与引当金繰入額	192,384	29,644	222,028		
退職給付費	54,096	-	54,096		
法定福利費	457,359	76,570	533,929		
法定福利費引当金繰入額	36,072	5,209	41,281		
職員給与費合計	2,968,294	491,222	3,459,516		

出所：市作成資料

（注）職員給与費の予算額は 3,784,563 千円である。

このうち、手当の支給状況（平成 27 年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

	支給額
特別調整額	22,910
扶養手当	63,722
住居手当	30,150
地域手当	53,463
単身赴任手当	696
期末手当	407,099
勤勉手当	257,215
通勤手当	50,836
超過勤務手当	216,051
休日給	17,749
夜勤	11,887
日額特勤計	6,511
第二種特勤（残塩）	360
管理職特勤	46
諸手当計	1,138,695
退職手当	299,437
手当合計	1,438,132

出所：市作成資料

(1)人事交流職員に係る退職手当負担区分の不備

退職手当の支給額の推移は以下のとおりである。

		平成 26 年度	平成 27 年度
退職手当の支給額	千円	357,656	299,437
退職手当の支給対象者数 (うち他会計の在職期間がある職員)	人	16 (6)	16 (4)

出所：市作成資料

市では、退職手当に係る一般会計等との負担区分の考え方を文書化したものはないが、人事交流職員を含めて、退職時に所属する会計が退職手当を全額負担する運用が行われている。

一方、人事交流職員に係る退職手当の負担区分については、在籍期間で按分する方法が合理的との説明がなされている。

会計間を異動した職員の退職金について

問

病院事業に五年間所属した職員が、引き続き水道事業の職員として一〇年間勤務した後退職した場合、その退職金の支払に関して両会計間の関係はどのようになるか。

答

一般に、会計間の異動のあった職員が退職した場合、その退職金についてはどの会計で支払うべきかが問題になる。退職時に属していた会計で支払うべきだという意見もあれば、退職前のごく短期間しか所属しなかったような場合に当該会計が全額支払うというのはいきりきれないという意見もある。

ところで、この問題については本人へ支払う会計の問題と、最終的に退職金の負担をする会計の問題と二つに分けて考えるべきである。

まず最初の問題については、形式的問題ではあるが、あくまで退職時に当該職員の所属する会計で支出すべきものと考えられる。つまり、例えば職員に対して両会計から一〇〇万円ずつ支払われるのではないということである。

次に実質的な負担の問題であるが、これは原則的には関係会計で在職期間等を基準に分担すべきものと考えられる。すなわち退職金を支払った会計に対して他会計が繰り出しを行うということになる。(中略)

ただ、会計間で分担するのが原則としても、職員の異動にも多くのパターンがあり、必ずしもすべての場合に会計間で分担する必要があるとはいきりきれない。例えば人事の都合で短期間しか所属しなかった会計にまで負担を求める必要はうすいし、あるいは会計間の異動が非常に頻繁で、しかもそれが一方的でなく双方向のものであればいちいち清算しないで全体として相殺するということもありうる。

つまり、在籍期間等に応じた分担を行うことが基本としても、異動の実態によっては例外的に分担を行わないこともあるということになる。(以下省略)

出所：「質疑応答 公営企業実務提要」(地方公営企業制度研究会編集)

【現状の問題点（指摘）】

人事交流職員に係る退職手当の負担区分について、退職時に所属する会計が全額負担することは例外的な取扱いと考えられることから、市においてこのような例外処理が許容される実態があるかどうか問題となる。

市職員の人員構成の推移は以下のとおりであり、20年間の比較で見ると、会計部門ごとの人員数はそれぞれ減少しており、さらに会計部門によってその減少率には差異が認められる。

（単位：人）

		平成7年 4月1日	平成27年 4月1日	増減率 (%)
普通会計部門		7,429	6,581	△11.4
公営企業等	水道	563	407	△27.7
会計部門	その他	3,255	2,531	△22.2
合計		11,247	9,519	△15.4

出所：市作成資料

（注）人員構成の比較対象期間は退職手当の平均計算期間とするのが合理的であり、便宜上20年とみなして比較した。

水道事業会計の人員減少率（27.7%）が市職員全体の人員減少率（15.4%）を上回っていることから、水道事業会計から一般会計等に多く職員を転出させてきた傾向がうかがわれ、その結果として、水道事業会計において、人事交流職員に係る退職手当の負担額が過小評価されていないか懸念される。

この点につき、市の説明によると、以下の点を考慮すれば、個別に清算せず、全体として相殺するという現行の方法は許容されるものと考えている、とのことである。

- ✓ 会計部門間の人事交流は、全ての職種において行われているわけではなく、また、会計部門ごとの人員減少は、一般会計等との人事交流（転出）によるほか、退職者の後任を補充しない手法も一般的である。よって、人員減少率が一般会計等部門に比べて高いことが、直ちに退職手当負担の一般会計等への転嫁を意味するものではないこと
- ✓ 一般会計と企業会計間などの人事交流が双方向で頻繁に行われていること

しかし、退職時に所属する会計が退職手当を全額負担する取扱いはあくまで例外的な方法であるという考え方に立てば、例外処理が許容される合理的な根拠について明確化されていない現状の運用は不適切であると言わざるを得ない。

【解決の方向性】

退職手当に係る一般会計等との負担区分のあり方を検討のうえ、協定書等として文書化する。

(2) 勤勉手当に係る成績率の一律適用

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前六箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分並びに職員の区分に応じて基準日以前における「直近の人事評価の結果及び当該勤務期間における勤務の状況」により管理者が定める割合を乗じて得た額とする（水道局職員の給与に関する規程第49条第1項）。勤勉手当の算定方法及びその算定基礎である成績率について、以下のように規定されている。

勤勉手当基礎額×期間率×成績率＝勤勉手当

	一般職員	管理職員のうち部長職以上の職員以外の職員	管理職員のうち部長職以上の職員
	80/100	100/100	—
直近の業績評価の相対評価結果が S の職員	—	—	108/100
直近の業績評価の相対評価結果が A の職員	—	—	103/100
直近の業績評価の相対評価結果が B の職員	—	—	98/100
直近の業績評価の相対評価結果が C の職員	—	—	93/100
直近の業績評価の相対評価結果が D の職員	—	—	88/100
停職処分を受けた場合	45/100	40/100	38/100
減給処分を受けた場合	55/100	60/100	58/100
戒告処分を受けた場合	65/100	80/100	78/100

出所：勤勉手当に係る成績率に関する要綱

企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない（地方公営企業法第 38 条第 2 項）。この点について、以下のような説明がなされている。

また、企業職員の給与は、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければなりません（同項）（このことは一般職員の給与については要求されていません）。この能率給の原則は、個々の職員の勤務意欲を喚起し、それにより企業全体の経営能率の向上を図るために要請されるものです。したがって、職務の内容と責任や職員の勤務成績と無関係に年功序列のみにより決定されるような給与体系をとることは、法律の趣旨に反するものであるといわなければなりません。

出所：図解地方公営企業法 改訂版（細谷芳郎）

【現状の問題点（指摘）】

部長職以上の管理職員以外の成績率は、懲戒処分の有無の区分を除いて、一律に適用されている。勤勉手当が「直近の人事評価の結果及び当該勤務期間における勤務の状況」によるとは、職員が発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない（地方公営企業法第 38 条第 2 項）という企業職員の給与の基本原則を踏まえたものと考えられるが、一律に適用された成績率を基礎とした勤勉手当の支給が行われている現状は、当該基本原則の趣旨に反したものと考えられる。

【解決の方向性】

企業職員の給与の基本原則の趣旨を踏まえた要綱の見直しを行う。

(3) 時間外労働の限度超過

平成 27 年度における時間外労働の状況は以下のとおりである。

	人数 (人)	超過勤務時間 (時間)													合計	1人当たり 月平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
総務課	16	778	520	494	558	387	407	727	363	222	324	259	520	5,559	29	
企画財務課	18	411	510	365	236	130	137	361	368	198	229	222	277	3,443	16	
管財課	12	96	113	38	41	101	40	84	52	20	34	32	251	902	6	
料金課	26	249	204	219	228	193	181	470	153	235	278	274	599	3,283	11	
計画課	15	200	136	181	216	217	158	202	164	145	178	151	185	2,134	12	
配水管理課	14	227	93	92	61	87	119	109	54	137	32	65	68	1,143	7	
南配水課	47	455	322	326	646	382	687	540	608	726	304	603	677	6,275	11	
北配水課	32	557	393	439	442	232	578	448	218	510	366	316	402	4,901	13	
給水装置課	19	111	48	105	43	19	73	54	57	67	52	15	100	743	3	
管路整備課	41	968	1,376	1,698	1,423	1,059	762	1,078	759	793	473	999	1,570	12,957	26	
施設課	37	959	906	1,022	525	475	857	562	272	299	400	554	848	7,677	17	
水質検査課	20	169	152	220	147	162	295	87	155	192	68	85	199	1,930	8	
国見浄水課	55	1,311	1,392	1,532	1,428	1,194	1,843	1,496	1,381	1,128	1,042	1,413	1,164	16,324	25	
茂庭浄水課	23	305	537	334	341	260	709	387	364	469	396	246	305	4,651	17	
合計	375	6,794	6,702	7,064	6,335	4,899	6,846	6,604	4,966	5,140	4,173	5,233	7,165	71,921	16	

出所：市作成資料

市水道局における時間外労働・休日労働に関する協定（以下、「36協定」という。）によると、所定労働時間は1日7時間45分で、時間外労働・休日労働の限度は以下のとおりである。

区分	限度時間	特別条項	
時間外労働	1日	15時間	
	1ヶ月	40時間	90時間
	3ヶ月	120時間	220時間
	1年	360時間	600時間
休日労働	毎週日曜・土曜	毎月の所定休日のうち2日を除く休日（8：30～17：00）	—

出所：市作成資料

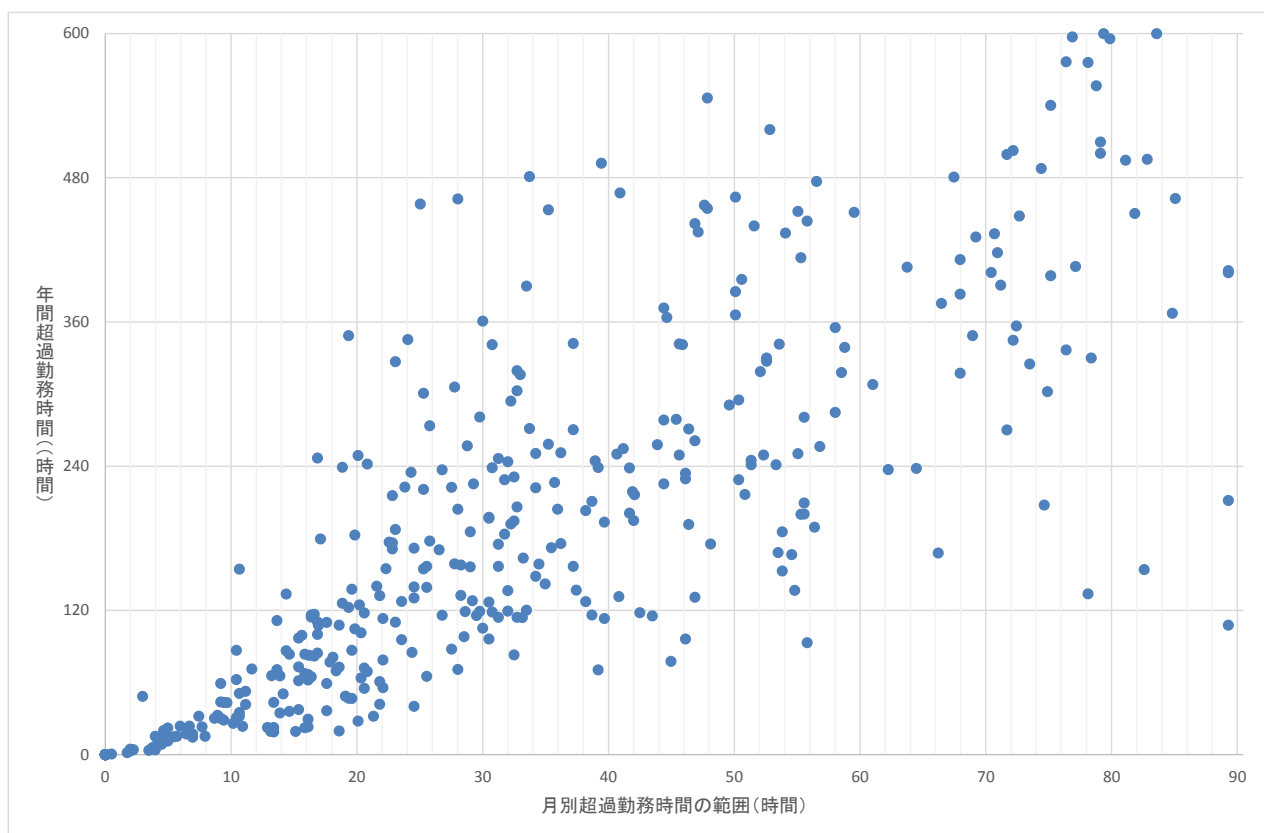
【現状の問題点（意見）】

時間外労働の限度超過が検出された。

	限度時間の超過	うち特別条項の限度に該当
1ヶ月	145名（延べ409件）	9名（延べ14件）
1年	59名	2名

出所：市作成資料

平成 27 年度における個人別超過勤務時間を、縦軸は年間超過勤務時間、横軸は月別超過勤務時間の範囲（最大値と最小値の差）で分布状況を示すと以下のとおりであり、個人別ないし月別の繁閑差にばらつきが見受けられる。



出所：市作成資料をもとに包括外部監査人が加工して作成

業務の平準化により限度時間の超過を削減する余地があるように思料され、超過勤務削減に向けた取組みが十分といえるか疑問が残る。

【解決の方向性】

庁内通達「超過勤務縮減への取組みについて」（平成 27 年 7 月 21 日 総務局）を踏まえ、超過勤務削減への取組みを進める。

(4)36協定違反

個人別月別の時間外労働の状況（平成 27 年度）より、36 協定の特別条項の限度（1 ヶ月 90 時間、1 年 600 時間）に該当する 9 名から職員係 5 名を除く 4 名の中から、特定者、特定月の超勤時間の記録より 1 件サンプル抽出し、該当者が勤務時に使用するパソコンのサーバ接続時間記録との照合を実施した。

（注）職員係で業務使用するパソコンは利用環境が異なり、当該サーバに接続をしていない、との市の説明を受けたため、職員係 5 名についてはサンプル抽出の母集団より除外した。

当該サンプル照合結果は以下のとおりである。

平成 28 年 3 月

日	曜日	パソコン		超過勤務		超勤時間	備考
		On	Off	開始時刻	終了時刻		
1	火	8:30	17:02	-	-	-	
2	水	8:14	17:05	-	-	-	
3	木	-	-	-	-	-	終日休暇
4	金	8:17	12:15	-	-	-	午後休暇
5	土	-	-	-	-	-	
6	日	7:30	12:32	7:30	12:30	5:00	
7	月	8:16	17:19	-	-	-	
8	火	8:29	17:02	-	-	-	
9	水	8:12	-	-	-	-	PC 消し忘れ
10	木	-	17:12	-	-	-	
11	金	8:33	17:28	-	-	-	
12	土	8:47	17:27	8:30	17:30	8:00	
13	日	-	-	-	-	-	
14	月	8:18	20:01	17:15	20:00	2:45	
15	火	8:17	19:37	17:15	19:30	2:15	
16	水	8:19	20:24	17:15	20:15	3:00	
17	木	8:19	22:03	17:15	22:00	4:45	
18	金	8:15	17:13	-	-	-	
19	土	7:08	17:11	7:00	17:00	9:00	
20	日	7:04	18:03	7:00	18:00	10:00	
21	月	-	-	-	-	-	
22	火	8:08	20:38	17:15	20:30	3:15	
23	水	8:14	21:18	17:15	21:15	4:00	
24	木	8:19	21:21	17:15	21:15	4:00	
25	金	8:09	22:00	17:15	22:00	4:45	
26	土	7:08	17:08	7:00	17:00	9:00	
27	日	7:24	17:19	7:00	17:00	9:00	
28	月	8:17	20:49	17:15	20:30	3:15	
29	火	8:14	21:29	17:15	21:15	4:00	
30	水	8:11	21:37	17:15	21:15	4:00	
31	木	8:11	18:55	-	-	-	年度末の諸作業

合計 90:00

出所：市作成資料

【現状の問題点】

抽出したサンプルにおいて、以下の問題が検出された。

■ 3 6 協定外の時間帯の勤務（指摘）

3 6 協定では休日労働の勤務時間は 8:30～17:00 の間と定められている。

しかし、休日（土曜日、日曜日）出勤 6 回全てにおいて、3 6 協定外の時間帯の勤務が発生しており、3 6 協定に反している。

■ 記録外の超勤時間（意見）

3 月 31 日の超勤時間はゼロと記録されているが、パソコンのオフ時間が 18:55 となっている。仮にこの時間が超過勤務に該当した場合、1 月の超過勤務時間の限度である 90 時間を超過することから、記録外の超勤時間が発生していたかどうか問題となる。

この点につき、市の説明によると、当日は年度末のためデスクの周りの片付け等を行っていた事情によるものであり、業務命令によらない自主的なものであるため、超過勤務にあたらぬ、とのことである。

しかし、本来の業務の準備作業や後片付けは、事業所内で行うことが使用者によって義務付けられている場合や現実には不可欠である場合には、原則として使用者の指揮命令下に置かれたものと評価され、労働基準法上の労働時間に当たるものとされている。このような観点から、記録外の超勤時間が生じていないか懸念される。

【解決の方向性】

労働時間を的確に把握・記録し、3 6 協定の遵守を徹底する。

なお、市の説明によると、現在は 3 6 協定で定める休日労働の勤務時間を 0:00～24:00 に改めており、指摘事項（3 6 協定外の時間帯の勤務）については既に措置済みである、とのことである。

3 契約

水道事業の平成 27 年度における「工事請負契約」「委託契約」より、監査対象として抽出した契約の内容は以下のとおりである。

■工事請負契約

件名	契約方法	契約年月日	契約金額(千円)	契約の相手方
荒巻配水所更新工事(本体工事)	特例政令適用 一般競争入札	H27. 11. 9	2, 268, 540	フソウ・橋本店・本 山振興共同企業体
口径 1000 耗 青葉山隧道配水 幹線新設工事 (青葉山隧道改良 工事)	制限付き一般 競争入札	H27. 11. 2	1, 651, 320	フソウ・橋本店共同 企業体
茂庭浄水場 5・6 号配水池耐震 補強工事	制限付き一般 競争入札	H27. 7. 8	292, 680	(株)浅沼組
福岡浄水場次亜塩注入設備更新 工事(機械設備)	制限付き一般 競争入札	H27. 10. 6	167, 616	住友重機械エンバ イロメント(株)
赤坂配水所改良工事(本体工事)	制限付き一般 競争入札	H28. 2. 24	79, 920	(株)安部日鋼工業
口径 900 耗 原町東部配水幹線 (岡田西町地内) 仕切弁設置工	随意契約	H27. 4. 14	79, 812	渡辺建設工業(株)
口径 100 耗 大倉字斎野神地内 送水・配水支管修繕工事	随意契約	H27. 9. 11	11, 772	渡辺建設工業(株)
		その他	6, 980, 366	
		合計	11, 532, 026	

出所：市作成資料

(注) 平成 27 年度における契約より 7 件 (契約金額上位 5 件、任意に 2 件) をサンプル抽出した。

■委託契約

件名	契約方法	契約年月日	契約金額(千円)	契約の相手方
仙台市水道局検針・収納・開閉 栓等業務委託その 2 (南地区)	随意契約	H27. 12. 25	1, 396, 872	ヴェオリア・ジェ ネッツ(株)
仙台市水道局検針・収納・開閉 栓等業務委託その 1 (北地区)	随意契約	H27. 12. 24	1, 281, 030	第一環境(株)
業務電算システムリプレース及 びコールセンター機能追加設計 業務委託	随意契約	H27. 4. 1	256, 176	(株)日立製作所
業務電算システム運用業務委託	随意契約	H27. 4. 1	49, 183	(株)日立製作所
平成 27 年度給水装置工事関係 業務委託	随意契約	H27. 4. 1	277, 030	水道サービス公社
仙台市水道修繕受付センター業 務委託その 1	随意契約	H27. 4. 1	45, 530	水道サービス公社
平成 27 年度施設管理システム データ等更新業務委託	随意契約	H27. 4. 1	29, 370	水道サービス公社
茂庭浄水場排水処理施設運転管 理業務委託	随意契約	H27. 4. 1	20, 046	水道サービス公社
国見浄水場排水処理施設運転管 理業務委託	随意契約	H27. 4. 1	10, 104	水道サービス公社

件名	契約方法	契約年月日	契約金額(千円)	契約の相手方
仙台市水道修繕受付センター業務委託その2	随意契約	H27. 4. 1	165, 402	宮城県管工業 協 同組合
仙台市水道局本庁舎等警備業務委託	指名競争入札	H27. 4. 1	87, 363	同和警備(株)
業務電算システム保守業務委託	随意契約	H27. 4. 1	32, 038	(株)日立製作所
漏水調査業務委託(音聴型・宮城野区、若林区)	指名競争入札	H27. 6. 23	23, 220	(株)コスモリサーチ
水道局広報紙「仙台の水道 H20」編集・印刷業務	随意契約	H27. 4. 1	19, 929	(株)仙台紙工印刷
仙台市水道局財務会計システム再構築・運用業務委託	指名競争入札	H27. 5. 27	18, 009	(株)ぎょうせい
国見浄水場所管施設除草業務委託	指名競争入札	H27. 5. 18	17, 820	東洋緑化(株)
		その他	1, 175, 515	
		合計	4, 904, 637	

出所：市作成資料

(注) 平成 27 年度における契約より 16 件(契約金額上位 5 件、水道サービス公社との契約 5 件、その他任意に 6 件)をサンプル抽出した。

(1) 談合に伴う損害発生の懸念

市が発注した薬品調達で、公正取引委員会による行政処分が行われている事案が発生している。

公正取引委員会は、東北地区（注1）、新潟地区（注2）及び北陸地区（注3）（以下「3地区」という。）における特定ポリ塩化アルミニウム（注4・5）の製造販売業者に対し、本日、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本件は、3地区における特定ポリ塩化アルミニウムの製造販売業者が、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

（注1）「東北地区」とは、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の区域をいう。

（注2）「新潟地区」とは、新潟県の区域をいう。

（注3）「北陸地区」とは、富山県、石川県及び福井県の区域をいう。

（注4）「ポリ塩化アルミニウム」とは、水酸化アルミニウムと塩酸を主な原料として製造される液体の化学薬品であり、水中の微小な土砂等の浮遊物質を凝集沈殿させる効果を有するものをいう。

（注5）「特定ポリ塩化アルミニウム」とは、地方公共団体が一般競争入札、指名競争入札及び見積り合わせ（以下「入札等」という。）の方法により発注する、浄水施設で使用されるポリ塩化アルミニウムであって、受注者（受注者が販売業者である場合には、当該販売業者を介して入札等に参加したポリ塩化アルミニウムの製造販売業者（水澤商事株式会社を含む。））が自社又は製造委託先等の製造拠点又は出荷拠点から、直接、当該施設に供給するもの（特定の製造販売業者1社又は特定の一つの製品名を指定して発注されるものを除く。）をいう。また、新潟地区及び北陸地区の「特定ポリ塩化アルミニウム」には、浄水施設以外で使用されるものが併せて発注される場合には当該浄水施設以外で使用されるものを含む。

出所：東北地区、新潟地区及び北陸地区の地方公共団体が発注するポリ塩化アルミニウムの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について（平成28年2月5日 公正取引委員会）

当該行政処分に関連する薬品調達について、市における契約の状況と説明は以下のとおりである。

		H23	H24	H25	H26	H27	H28
契約単価（税込）	円	37,800	37,800	37,800	38,880	29,916	26,136
契約先		第一物産(株)	木田(株)	大和薬品(株)	カメイ(株)	三幸化学薬品(株)	(株)ササエイ薬局
メーカー		多木化学(株)			ラサ工業(株)		大明化学工業(株)
薬品購入量	千Kg	2,634	2,807	2,694	2,828	2,856	
購入費（税込）	千円	99,553	106,132	101,838	109,939	85,439	

出所：市作成資料

- ✓ 上記のうち、行政処分の対象は平成24年度及び平成25年度の2年分である。
- ✓ 市の直接の契約先は代理店であり、今回の行政処分の対象者（メーカー）との契約ではないため、市として入札参加資格制限等の措置を講じる予定はない。

【現状の問題点（意見）】

平成 27 年度に契約単価が前年比で 23%も下落していることから、平成 26 年度まで本件談合により不当に高い金額で契約が行われていた可能性が推定される。

包括外部監査人が試算したところ、総額 90,992 千円の損害額の発生が懸念される。

		H23	H24	H25	H26	合計
契約単価（税抜）	円	36.000	36.000	36.000	36.000	
比較対象（平成 27 年度）	円	27.700				
価格差	円	8.300	8.300	8.300	8.300	
損害額（試算）	千円	21,862	23,298	22,360	23,472	90,992

<試算の前提条件>

- ✓ 契約単価には運送費も含まれるため、各年度の運送コスト等の状況を考慮するのが合理的であるが、便宜上、平成 27 年度の契約単価を基準に税抜金額ベースで試算した。

【解決の方向性】

本件談合に伴う損害額を精査のうえ、損害回復の措置を講じる。

(2)1 者応札

「仙台市水道局財務会計システム再構築・運用業務委託」に係る入札・契約の状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

契約期間	予定価格	指名業者数	応札者数	受託者	契約額
H27.5.27～H32.7.13	18,009	8 者	1 者	株ぎょうせい東北支社	18,009

また、本件業務に係る契約スケジュールは以下のとおりであり、システム再構築業務については 2 ヶ月に満たない履行期間になっている。

内容	時期
指名通知	平成 27 年 4 月 27 日
入札執行	平成 27 年 5 月 21 日
着手	平成 27 年 5 月 27 日
履行期限 (うち再構築業務分)	平成 32 年 7 月 13 日 (平成 27 年 7 月 13 日)

出所：市作成資料

1 者応札に係る一般的な問題として、以下のような指摘がなされている。

4. 行政コストの節減・効率化

(2) 行政経費の削減・行政の効率化

③随意契約の見直し

(中略)

競争性のある契約方式への移行が形の上だけのものにとどまることのないよう、実質的な競争性を確保する必要がある。具体的には、

- 受注実績等により新規参入業者に不当に制限することのないよう、入札参加資格を見直す
- 発注コストを考慮しつつ、業務内容の工程や地理的範囲等から見て適切な発注単位を設定し、競争性の確保に努める
- 受注実績が無くても入札に参加できるよう、業務のマニュアル化を進める
- 参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者に広くPRを行うなど、参入可能であることの周知を図る
- 長期的な収入予測やコスト見積りが可能となるよう、複数年契約を導入する
- 契約の内容に応じ、公告期間を延長し、周知を徹底する

などの取組みを行うべきである。特に、一般競争入札や企画競争に移行したものの一者応札・応募となっている契約については、その徹底が必要である。このため、各府省は、一者応札・応募となった契約を精査した上で、応札者を増やし実質的な競争性を確保するための改善方策を検討し、公表すべきである。

(以下省略)

出所：「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」(平成20年12月1日 行政支出総点検会議)

【現状の問題点(指摘)】

当該案件は1者応札となっていることから、実質的な競争性を確保する観点から、入札に際して市が適切な措置を講じていたかが問題となる。

この点につき、市の説明によると、当初は平成27年度においても既存の財務会計システムの再リース契約の継続を予定していたが、平成27年7月14日に当該システムのサーバOSのサポートが終了するため、情報セキュリティ等を確保する観点から急遽、システム再構築を実施することになった経緯があり、結果的に再構築業務に係る履行期間が短くなった、とのことである。

しかし、財務会計システムの再構築業務という本件業務仕様の特性上、現在のシステムベンダー以外が受託する場合、現行システムからのデータ移行等を含めて、システム再構築に十分な履行期間を確保する必要がある。サーバOSのサポート終了時期が急遽、決定した状況ではないため、システム再構築業務に係る履行期間の設定自体が不適切である。この結果、実質的には現在のシステムベンダーしか応札できない業務であったと推察され、競争入札自体が形骸化していたと認められる。

【解決の方向性】

実質的な競争性を確保する観点から、入札公告から業務履行期限までの期間を合理的に設定する。

(3)合理的理由を欠いた指名競争入札

契約の方法は一般競争入札によることが原則であり、指名競争入札は、以下に掲げる場合に限定されている（地方自治法施行令第167条）。

- ① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- ② その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

【現状の問題点（指摘）】

サンプル抽出した委託契約より、指名競争入札によるものが検出された。

（単位：千円）

委託件名	受託者	契約金額	契約期間
仙台市水道局本庁舎等警備業務委託	同和警備(株)	87,363	H27.4.1～H30.3.31
仙台市水道局財務会計システム再構築・運用業務委託	(株)ぎょうせい	18,009	H27.5.27～H32.7.13
国見浄水場所管施設除草業務委託	東洋緑化(株)	17,595	H27.5.19～H27.11.30

指名競争入札とする根拠が「一般競争入札に付することが不利と認められる」（地方自治法施行令第167条第3号）であることから、その要件に当てはまる事実や理由があるかどうかの問題となる。

この点につき市の説明によると、一般競争入札とした場合、不適格業者の参加が可能となり、契約上の義務違反等の問題が生じ、業務が効率的でなくなる可能性があるため、一般競争入札に付することが不利と認められる、とのことである。

しかし、不適格業者の排除は一般競争入札であっても入札参加資格を付すことにより対応可能であるから、指名競争入札とする合理的理由とは認められない。本件業務が入札参加資格の設定のみでは不適格業者を排除できない事情が不明確であり、指名競争入札とする合理的根拠は希薄である。

【解決の方向性】

指名競争入札の理由として「不適格業者の排除」を挙げる場合、入札参加条件の設定では対応できない事情を明確にする。

指名競争入札とする合理的根拠がなければ、一般競争入札とする。

(4)合理的理由を欠いた随意契約

市の水道事業における電力調達状況（平成27年度）は以下のとおりであり、従来より全て随意契約で行われている。

	契約方法	契約先	金額(百万円)
電気料金（水道局庁舎、浄水場等）	随意契約	東北電力(株)	348

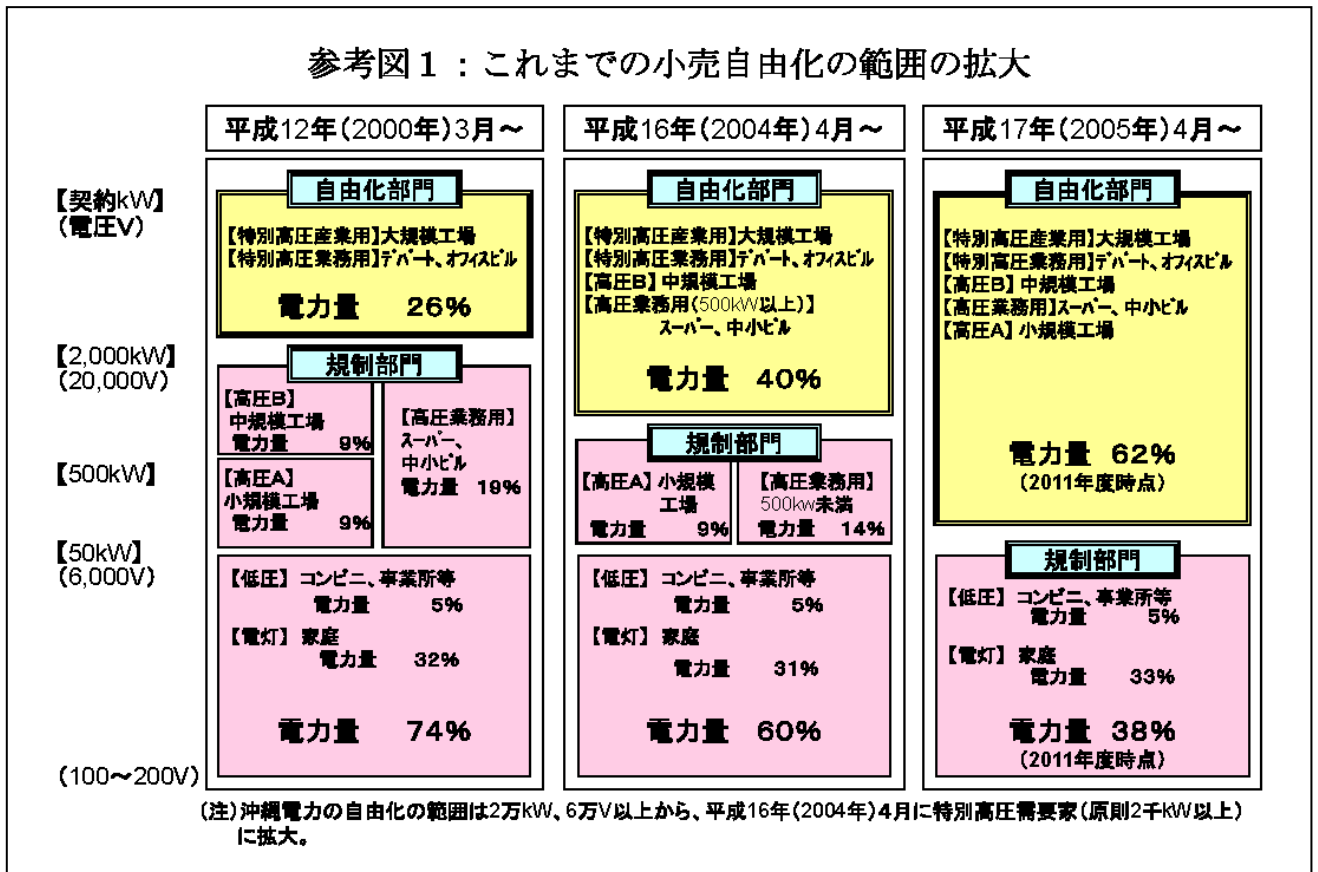
出所：市作成資料

地方自治法上、契約の締結は一般競争入札によることが原則であり、随意契約によることができる場合は、以下に掲げられる場合に限定されている（地方自治法施行令第167条の2）。

- ① 予定価格が少額
- ② その性質または目的が競争入札に適しない
- ③ 障害者等の就業、自立支援目的を実現する過程で派生する調達
- ④ 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者からの調達
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができない
- ⑥ 競争入札に付することが不利
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約できる
- ⑧ 入札者がいない、または落札者がいない
- ⑨ 落札者が契約を締結しない

一方、政府の電気事業制度改革に伴う規制緩和により、大口電力需要を中心に小売事業者の選択や自由な料金設定が可能な環境整備が進んでいる。

参考図1：これまでの小売自由化の範囲の拡大



出所：電力システム改革専門委員会報告書（2013年2月）

【現状の問題点（指摘）】

市の水道事業における電力調達を随意契約とする理由が明らかではない。

水道局庁舎や浄水場に係る電力調達は従来より特定者に限定されていないため、電力調達を随意契約とする合理的根拠は希薄である。

【解決の方向性】

随意契約とする合理的理由がなければ、公平性・競争性を確保した契約方法に見直す。

(5)不自然な入札結果への対応不備

水道メーター取替業務委託に係る契約状況（平成 27 年度）は以下のとおりである。

	契約方法	受託者	単価契約額（円）	委託料（千円）
青葉区	制限付一般競争入札（注）	仙興設備株	2,580	41,928
太白区		有今野設備工業	2,650	28,194
泉区		全栄興業株	2,630	30,628
宮城野区		株同和設備工業所	2,650	26,426
若林区		仙興設備株	2,580	20,373
集合住宅		佐孝組有	1,980	30,298

出所：市作成資料

（注）入札参加資格

- ・ 仙台市一般競争入札参加資格者名簿に申請種目を「給排水衛生冷暖房工事」として登録されていること
- ・ 仙台市内に本店を有する者であること
- ・ 仙台市水道局から「仙台市指定給水装置工事事業者」として指定されていること
- ・ 単体企業による参加であること（共同企業体による参加は認めない）

本件業務に係る入札及び契約状況の推移は以下のとおりである。

(単位：円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
青葉区	落札者	仙興設備㈱						
	契約額(税抜)	20,560,594	31,369,492	32,279,291	2,000	2,390	2,580	2,650
	入札参加者数	3者	3者	2者	2者	2者	1者	1者
太白区	落札者	(有)今野設備工業						
	契約額(税抜)	16,695,371	17,728,398	23,231,647	2,010	2,430	2,650	2,750
	入札参加者数	2者	3者	2者	2者	2者	1者	1者
泉区	落札者	全栄興業㈱		仙興設備㈱	全栄興業㈱	服部産業㈱	全栄興業㈱	
	契約額(税抜)	23,972,551	30,624,281	19,196,587	2,060	2,400	2,630	2,675
	入札参加者数	3者	3者	3者	3者	3者	1者	1者
宮城野区	落札者	(株)同和設備工業所						
	契約額(税抜)	14,250,084	12,950,028	18,138,649	2,080	2,450	2,650	2,765
	入札参加者数	3者	3者	2者	1者	1者	1者	1者
若林区	落札者	服部産業㈱		全栄興業㈱	服部産業㈱	全栄興業㈱	仙興設備㈱	服部産業㈱
	契約額(税抜)	9,669,573	6,093,768	17,521,358	2,000	2,480	2,580	2,700
	入札参加者数	3者	3者	(注)2	2者 (内辞退1者)	2者 (内辞退1者)	1者	(注)3
集合住宅	落札者	佐孝組(有)						
	契約額(税抜)	18,437,794	13,100,000	12,915,662	1,610	1,820	1,980	2,060
	入札参加者数	3者	2者 (内辞退1者)	2者	2者 (内辞退1者)	2者	1者	1者

(注)1. 平成25年度以降は単価契約となっているため、契約単価を記載している。

2. 入札参加申請ないため、指名競争入札に変更。13者指名し、10者が応札した。

3. 入札参加申請ないため、指名競争入札に変更。8者指名し、1者が応札した。

平成28年度の本件業務に係る入札の過程で、若林区を除く5ブロックの入札に関する談合情報を把握したことから、以下の経過を経て入札が実施されている。

時期	経過
平成28年 1月29日	入札公告(入札予定日:3月11日)
2月29日	談合情報提供の受領
3月4日	入札参加者全員への個別事情聴取 入札参加者からの誓約書の提出を受ける
3月7日	事務事項審査委員会での談合事実の存否の認定 (談合の事実があったと認めるには至らないと認定)
3月11日	入札、落札業者決定
3月14日	談合情報に関する一切の資料の写しを公正取引委員会に提出

市の説明によると、談合情報提供に対しては「仙台市水道局談合対応マニュアル」に基づいた対応を行っている、とのことである。

【現状の問題点（指摘）】

提供された談合情報を確認するまでもなく、平成 27 年度までの入札・契約状況に係る下記傾向をみれば、不自然な入札結果が継続していることは把握できる。

- ✓ 随意契約から競争入札に移行した平成 22 年度以降、6 ブロックのうち 4 ブロック（青葉区、太白区、宮城野区、集合住宅）は同一の事業者が継続落札、残りの 2 ブロック（泉区、若林区）は特定の 3 業者間で入れ替わる傾向が認められること
- ✓ 平成 27 年度以降は 1 者応札になっていること
- ✓ 単価契約に移行した平成 25 年度以降、6 ブロック全てにおいて、契約単価が上昇していること

以下の根拠が不明確であり、不自然な入札結果に対して、市が適切な検討を行っていたといえるか疑問である。

- ✓ 入札参加資格の条件設定の必要性（条件緩和により生じ得る具体的な問題）
- ✓ 分割発注の必要性（分割発注を実施しないことによる生じ得る具体的な問題）

【解決の方向性】

入札参加者全員への個別事情聴取の記録によると、以下のような意見が出ている点も踏まえ、入札参加資格の条件緩和や業務仕様の見直し等、競争性を確保するための措置を検討する。

- ✓ 当社はメーター交換業務に重きをおいており、業務量次第では現在の担当地区以外も受託可能である。
- ✓ 震災復興で仕事は多い中、本業務は受託者側にとってはそれほどメリットのある案件ではない。一般競争入札であり、受注の意思があるなら、どんどん入札参加して欲しい。
- ✓ 本件は内容が特殊で手間も要し、契約単価も他自治体の同種の業務と比較して低い。作業員の高齢化もあり、いずれ入札参加についても検討しなければならない。
- ✓ 本件業務は客先との調整等、一般的な水道工事と勝手が異なる事情により、参加申請が少ないのかもしれない。
- ✓ 当社は担当ブロックに係る本件業務を 40 年近く受託している。業務従事者も担当ブロックの現場に慣れており、他ブロックへの応札は難しいと考えている。

出所：事情聴取書（平成 28 年 3 月 4 日 水道局作成資料）より抜粋（包括外部監査人が表現を一部修正）

4 公有財産

市の設備の状況（平成 27 年度）は以下のとおりである。

（単位：百万円）

区分	有形固定資産				無形固定資産			合計
	土地	建物	構築物	機械及び装置	水利権	ダム使用权	施設利用権	
国見浄水関係	776	641	4,492	1,444		272		7,625
中原浄水関係	1,491	432	3,762	584		20		6,289
福岡浄水関係	1,595	949	6,188	3,109		4,926		16,767
茂庭浄水関係	1,300	780	4,770	2,834	4	355		10,043
広域受水関係	1,101	695	7,933	980				10,709
送配水管等設備関係	458	96	109,918	1,343			1,314	113,129
庁舎関係	1,503	1,958	2	140				3,603
その他 (水道事業外)	462 (405)	260 (-)	170 (-)	746 (-)				1,638 (405)
合計	8,686	5,811	137,235	11,180	4	5,573	1,314	169,803

出所：市作成資料

（注）金額は帳簿価額を表す。また、「その他」のカッコ内は水道事業外資産で内数を表す。

(1) 合理的理由を欠いた使用料減免

地方自治法第 238 条の 4 の規定に基づく行政財産の目的外使用許可について、市は使用者より所定の使用料を徴収するものとされている（仙台市水道局会計規程第 147 条第 1 項）。

また、以下のいずれかに該当する場合、使用料を減免することができる（同条第 2 項）。

1. 他の地方公共団体等において公用、公共用又は公益事業の用に供するとき
2. 天災その他の事由により固定資産の使用の許可を受けた者が、当該資産を使用の目的に供しがたいと認めるとき
3. その他特別の事由があると管理者が認めたとき

使用する団体が国又は他の地方公共団体である場合には、次の全てを満たす場合にのみ、使用料を減免することができる（仙台市水道局行政財産目的外使用許可等に関する要領第 3 3 使用料の減免（1））。

1. 当該団体が使用することにより、本市の市民福祉が著しく増進すること
2. 減免する部分の金額が低額であること

【現状の問題点（指摘）】

使用料の減免は、減免先に対して適正な使用料相当額を補助することと同様の経済効果を有するものである。公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができる（地方自治法第 232 条の 2）とされているが、補助金の支出は予算の議会承認を受け、その範囲内においてのみ執行できることとされている。このような経済効果の観点から、使用料減免についても同等の慎重な検討が必要と思料する。

使用料減免の理由が明らかでない事案が検出された。

区分	相手先	用途	使用許可 財産種類	使用許可 財産数量	場所	許可期間
貸付資産	仙台市ガス事業 管理者	ガス管添架	土地	4.17 m ²	青葉区郷 六字葛岡 下 10-2	平成 28 年 4 月～平 成 31 年 3 月(3 年)
	仙台市下水道管 理者	下水道管 (公共)埋設	土地	22.06 m ²	青葉区郷 六字竜沢 19-2、20-2	平成 26 年 4 月～平 成 29 年 3 月(3 年)
	宮城県仙南・仙塩 広域水道事務所	寺岡制御室 設置敷	土地	187 m ²	泉区紫山 一丁目 1-9	平成 26 年 4 月～平 成 29 年 3 月(3 年)
無償使用	市職員等	職員駐車場	土地	5,986 m ²	仙台市太 白区南大 野田 29-1	—

■ 貸付資産

市の説明によると、当該貸付資産は地方公営企業の事業に供されており、「他の地方公共団体等において公用、公共用又は公益事業の用を供するとき」に該当するため、使用料を全額減免している、とのことである。

しかし、地方公営企業の事業に供されている資産に係る費用は利用者からの料金によって賄うことが予定されているのであるから、このような費用まで使用料減免の事由に該当すると解釈してしまうと、使用料減免を受けた事業者で「利用者からの料金収入」と「使用料減免」と二重の便益を受けることになるため不合理である。

上記貸付資産はガス・水道事業用地としての利用であり、利用者が費用負担するものであるから、地方公営企業の事業に供されていることだけを理由に使用料を全額減免する合理的な根拠は希薄である。

■ 無償使用

職員駐車場の使用に関する市の説明は以下のとおりである。

- ✓ 当該敷地は事務用地として資産計上しており、事業運営上の観点から緊急時には資機材置場等に使用するが、平常時は職員駐車場として職員に使用させている。
- ✓ 駐車場の使用に際し、市では許可証の発行等の手続が行われているが、明文化された基準等はなく、無償使用になっている。

職員駐車場の使用に関する明確な基準が定められておらず、現行の無償使用の合理的根拠は希薄である。

なお、市提供資料をもとに試算したところ、職員駐車場使用料は年額 20,907 千円と算出された。

	算式	金額 (千円)	備考
土地の時価	a	107.8	路線価 77 千円/㎡×1.4
土地面積	b	5,986 ㎡	
土地評価額	c=a×b	645,290	
貸付率	d	3.24%	
使用料年額	c×d	20,907	

出所：市提供資料をもとに包括外部監査人が作成

(注)「仙台市水道局行政財産目的外使用許可等に関する要領」第3条第2項(1)を参考に、便宜上、職員駐車場内の通路等を含んだ土地面積全体で試算した。

【解決の方向性】

使用許可時における使用料減免の審査を適切に行う。

使用料を減免する合理的な根拠がなければ、適正な使用料を徴収する。

(2)廃止決定の遅延

市の休止浄水場の状況（平成 27 年度）は以下のとおりである。

浄水場	休止年月	所在	土地面積 (㎡)	帳簿価額 (千円)	
				土地	建物等
富田浄水場	平成 18 年 4 月	太白区富田字京ノ南 37 外	20,817	177,653	1,337,724
定義浄水場	平成 13 年 4 月	青葉区大倉字高見沢 25-2 外	7,516	8,909	169,637
新川浄水場	平成 19 年 4 月	青葉区作並字岩谷堂西 16-315	590	268	17,524

出所：市作成資料

市の説明によると、休止浄水場は非常時のバックアップ用と位置付けており、平成 27 年度末現在において用途廃止していない、とのことである。

なお、富田浄水場の土地については災害対策施設用地としての活用を検討中であるが、建物等については、以下を理由に平成 28 年 7 月に用途廃止している。

- ① 水需要の減少が更に進むと見込まれ、廃止による施設規模の適正化を図る
- ② 災害対策・水運用機能強化の進展により、富田浄水場の機能代替が可能となった
- ③ 隣接する富沢駅西地区の宅地化との調和を考慮

【現状の問題点（意見）】

休止浄水場は非常時のバックアップ用と位置付けられているため、再稼働可能な状態であるかどうかが問題となる。

この点に関する市の説明は以下のとおりである。

- ✓ 休止浄水場といえども維持管理は実施しており、ある程度コストをかければ再稼働できる状態にある。東日本大震災時を含めて、休止中の浄水場の稼働実績がないのは、バックアップ稼働させる必要が生じなかったことによるものである。
- ✓ 例えば、富田浄水場では再稼働に必要な経費（約 11 百万円）、期間（約 1 ヶ月）で施設能力と同程度の配水能力（47,900 m³/日）のバックアップ機能を想定していた。

しかし、以下の点を考慮すると、休止浄水場には実質的なバックアップ機能を有しておらず、少なくとも平成 27 年度において廃止決定が遅延していた可能性が懸念される。

- ✓ 3 休止浄水場とも休止時期から相当期間を経過していること。
- ✓ 休止浄水場の維持管理は、限定的なメンテナンスしか行われていないため、仮に再稼働する場合、多くの費用と時間を要する状況にあると認められる。実際、富田浄水場の現場を視察したが、直ちに再稼働できる状態になく、実質的にバックアップ機能を有している心証は得られなかったこと。

【解決の方向性】

用途廃止の決定は利用見込みに応じて適時に行い、未利用財産の効率的な運用を行う。

(3)未利用水利

市が有しているダムに係る水利権の状況（平成 27 年度）は以下のとおりである。

ダム	浄水場	確保水源 ($\text{m}^3/\text{日}$)	水利権許可 水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	未利用水利 ($\text{m}^3/\text{日}$)	取得価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)
大倉	国見	100,000	92,500	7,500	859	272
	中原	5,000	5,000	—	67	20
青下		11,750	11,750	—	—	—
釜房	茂庭	196,100	155,300	40,800	775	278
	富田	24,000	—	24,000	497	77
七北田	福岡	55,000	40,500	14,500	5,973	2,547
宮床		10,000	7,700	2,300	3,417	2,379
合計		401,850	312,750	89,100	11,589	5,573

出所：市作成資料

【現状の問題点（意見）】

事業認可を受けた当時の確保水源量に対して、直近の水利権許可水量は減少しており、未利用水利が 89,100 $\text{m}^3/\text{日}$ 生じている。

この点に関する市の説明は以下のとおりである。

- ✓ 増大する水需要に対応するために確保してきた水源量と、水需要が減少傾向である近年の状況を比較すれば、このような差異が生じるのは不自然なことではない。
- ✓ 現在、災害時などにおける断水等のリスク軽減を図るための供給源の二系統化に取り組んでおり、リスク対応として未利用水利の活用を見込んでおり、過大なものではない。
- ✓ 現在、主要施設の再構築計画の検討を行っている状況であり、今後の水需要を勘案したうえで、自己水源の利用計画も検討する予定である。

将来の水需要が減少する環境下にあるため、仙台市のみの水需要を前提とすれば、上水道としての使用見込みに乏しいものと推察される。未利用水利に係る今後の利用計画について、財産の効率的運用の観点から十分な検討が行われているといえるか疑問である。

【解決の方向性】

老朽化した浄水場の更新検討に際して、既存浄水場に係る未利用水利の活用による施設統廃合やダウンサイジングの可能性も検討する。

5 会計

地方公営企業は受益者負担に基づく独立採算制により事業を行う仕組みをとっているため、以下の基本原則を有している。

	内 容	地方公営企業法
経費負担の原則	地方公営企業の特別会計においては、その経費は、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計により負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。	第 17 条の 2 第 2 項
料金決定の原則	料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。	第 21 条第 2 項

また、独立採算の原則の例外として、経費の負担区分（地方公営企業法第 17 条の 2 第 1 項）によるものの他、補助（同法第 17 条の 3）、出資（同法第 18 条）、長期貸付け（同法第 18 条の 2）の形態で一般会計等からの繰出しが認められている。

一般会計からの繰出金の状況（平成 27 年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

区分	内 容	金額	備考
補助	水道料金減免	216,399	他会計補助金（営業外収益） 335,550
	児童手当負担金	29,648	
	企業債償還利息（旧簡水等）	80,070	
	災害復旧事業に対する補助金	9,433	
出資	安全対策事業出資	363,966	出資金（資本的収入） 664,784
	企業債償還元金（旧簡水等）	296,429	
	災害復旧事業に対する出資金	4,389	

出所：市作成資料

(1) 固定資産減損の未計上

市が識別している遊休土地の状況（平成 27 年度）は以下のとおりである。

（単位：千円）

旧施設名称	所在地	面積(m ²)	帳簿価額
郷六地内用地	青葉区郷六字郷六 4-1 外 2 筆	123,531	233,954
旧二日町資材置場	青葉区二日町 14-8	436	77,972
その他 29 箇所		12,858	93,194
	合計	136,826	405,122

出所：市作成資料

市は遊休土地の金額的重要性がないと判断し、遊休土地に係る正味売却価額の評価を行っていない。

【現状の問題点（指摘）】

■遊休土地（郷六地内用地）

市の説明によると、当該土地は現在、特別緑地保全地区となっており、将来的には市長部局への移管を想定している、とのことである。

しかし、当該土地の正味売却価額、すなわち市長部局への有償移管が帳簿価額以上である根拠が明らかでないため、減損損失の認識が不要である根拠を確認できない。

■休止浄水場

休止 3 浄水場については個別検出事項「廃止決定の遅延」で検討のとおり、実質的には遊休資産と同様と考えられる。市は休止浄水場に係る正味売却価額についても未評価のため、減損損失の認識が不要である根拠を確認できない。

また、富田浄水場は平成 28 年 7 月に用途廃止が行われているが、平成 27 年度決算の認定（地方公営企業法第 30 条第 4 項）が平成 28 年 9 月のため、修正後発事象に該当すると認められる。

	内容	企業会計	公営企業会計
修正後発事象	発生した事象の実質的な原因が決算日現在において既に存在しているため、財務諸表の修正を行う必要がある事象	明文化された規定はない	
開示後発事象	発生した事象が翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼすため、財務諸表に注記を行う必要がある事象	企業会計原則注解 1-3	地方公営企業法施行規則第 43 条

よって、平成 27 年度財務諸表において富田浄水場に係る減損損失の計上もれがあったと考えられる。

4. 修正後発事象に関する取扱い

(1) 修正後発事象についての基本的な考え方

後発事象の中には、決算日後に発生した会計事象ではあるがその実質的な原因が決算日現在において既に存在しており、決算日現在の状況に関連する会計上の判断ないし見積りをする上で、追加的ないしより客観的な証拠を提供するものであって、これによって当該事象が発生する以前の段階における判断又は見積りを修正する必要が生ずる場合がある。このような会計事象は、当該決算期の財務諸表に影響を及ぼすことから、重要な後発事象については、財務諸表の修正を行うことが必要となる。

出所：後発事象に関する監査上の取扱い（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第 76 号）

【解決の方向性】

金額的重要性のある遊休資産について、正味売却価額の評価を行う。

正味売却価額が帳簿価額を下回る場合、当該差額を適時に減損損失として計上する。

(2) 固定資産減損の検討不足

固定資産の減損会計における「減損の兆候」は以下のように規定されている。

第4章 第1節 第3 減損会計

1 固定資産であって、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は認識すべきものは、その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額を帳簿価額として付し、減損処理を行わなければならない（規則第 8 条第 3 項第 2 号）。

2 （省略）

3 規則第 41 条第 1 号の「減損の兆候」とは、固定資産又は固定資産グループに減損が生じている可能性を示す事象をいい、例として次の事象が考えられる。

- (1) 固定資産又は固定資産グループが使用されている業務活動から生じる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること
- (2) 固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額が著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること
- (3) 固定資産又は固定資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること
- (4) 固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと

出所：地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針（平成 24 年総務省告示第 18 号）

市が有しているダムに係る水利権の状況（平成 27 年度）は以下のとおりである。

ダム	浄水場	帳簿価額 (百万円)	水利権許可水 量 (m ³ /日)	未利用水利 (m ³ /日)	取水量 (m ³ /日)	備考
大倉	国見	272	92,500	7,500	68,649	
	中原	20	5,000	—	15,119	取水量は大倉川表流水 を含む
		—	11,750	—	7,884	
青下						
釜房	茂庭	278	155,300	40,800	124,925	
	富田	77	—	24,000	—	休止浄水場
七北田	福岡	2,547	40,500	14,500	28,229	
宮床		2,379	7,700	2,300	4,673	
合計		5,573	312,750	89,100	250,796	

出所：市作成資料

【現状の問題点（指摘）】

減損の兆候として例示されている「使用範囲又は使用方法について回収可能価額を著しく低下させる変化」には、稼働率の大幅な減少や遊休状態になったことが含まれると考えられる。以下のダムに係る水利権について、減損の兆候はないという会計上の見積り・判断の根拠付けが不十分であり、固定資産減損の検討不足と認められる。

■釜房ダム（富田浄水場）

平成 19 年より休止していた富田浄水場が平成 28 年 7 月に廃止されており、これに伴う浄水場施設の会計処理上の問題点については、個別検出事項「固定資産減損の未計上」に記載のとおりである。

富田浄水場での使用を予定していた未利用水利 24,000 m³/日についても、今後の利用計画が明らかではなく、固定資産減損の兆候が認められる。

■宮床ダム（福岡浄水場）

福岡浄水場の水源は七北田ダムと宮床ダムより取水しているが、七北田ダムの未利用水利が宮床ダムの水利権許可水量を超えているため、宮床ダムの水利権が以下のいずれに該当するか明らかではない。

- 当初の事業計画から大幅な水需要減少があったとはいえ、水利権の必要性自体は変わらない。
- 当初の事業計画から経営環境の変化があり、現在は水利権の必要性がなくなり、実質的な遊休資産になったものの、遊休資産の効率的運用の観点から事業供用している。

上記 b) に該当する場合、たとえ事業供用していても、会計上は実質的な遊休資産と扱うのが合理的であり、以下の財務諸表作成上の不備が識別される。

- ✓ 減損の兆候が認められた固定資産に関する注記（地方公営企業法施行規則第 41 条）の開示もれ

✓ 減損損失の認識及び測定の実行状況

これらの点に関する市の説明は以下のとおりである。

- ✓ 現在、災害時などにおける断水等のリスク軽減を図るための供給源の二系統化に取り組んでおり、富田浄水場に係る釜房ダムの確保水源、宮床ダムの確保水源、七北田ダムに係る未利用水利それぞれについて、リスク対応として活用を見込んでいるものであり、遊休資産と考えていない。
- ✓ 水源の汚染リスクを考慮すれば、水源の二系統化は重要な施策であり、そうした観点からも七北田ダム及び宮床ダムに係る水利権はいずれも必要であり、遊休資産ではない。
- ✓ 検討時期について、今後、主要施設の再構築計画の検討を進める中で、水需要を勘案したうえで、上記の自己水源の利用計画も検討する予定であり、必要に応じて同時期に合わせて減損損失の認識及び測定をすれば十分と考える。
- ✓ 仮に、平成 27 年度に減損損失の測定をした場合においても、富田浄水場に係る水利権の帳簿価額は 77 百万円であることから、重要性の乏しい固定資産として他の固定資産グループに含めて取り扱うことができると考える。

しかし、様々な事業リスクに備えるための水源確保の必要性があるとはいえ、費用対効果をどのように評価しているか明らかではない。水需要が減少傾向にある現在においても、上記水利権を帳簿価額以上で確保する必要性に乏しい印象は否めない。

【解決の方向性】

水利権の固定資産減損に係る会計上の見積りの根拠付けを明確にする。

宮床ダムについては、水道事業の費用対効果分析マニュアル（平成 23 年 7 月 厚生労働省健康局水道課）に記載されている便益の計測方法「減・断水被害の回避効果」を使用価値として評価する方法が考えられる。

(3) 過年度減価償却費の計上不足

貸借対照表に計上されている機械及び装置の内訳（平成 27 年度）は以下のとおりであり、耐用年数 58 年の償却資産が含まれている。

（単位：百万円）

耐用年数	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	備考
58 年	2, 201	1, 001	1, 200	福岡浄水場の電気設備等 （主に 1988 年 3 月取得）
その他	31, 496	21, 516	9, 979	
合計	33, 698	22, 518	11, 180	

出所：市作成資料

減価償却計算の基礎となる耐用年数は地方公営企業法施行規則に基づいており、浄水場に関連する主な償却資産の耐用年数は以下のとおりである。

種類	構造又は用途	細目	耐用年数（年）
構築物	水道用又は工業用水道用のもの	浄水設備	60
機械及び装置	水道用又は工業用水道用設備	電気設備 その他	20

出所：地方公営企業法施行規則別表第2号

【現状の問題点（指摘）】

市では他の浄水場と異なり、福岡浄水場のみ機械及び装置の耐用年数を58年としているが、当該耐用年数の根拠が明らかではない。

経済的使用可能予測期間が異なるため、浄水場の構築物（浄水設備60年）と機械及び装置（水道用の電気設備の場合は20年）を区分するのが合理的であるから、福岡浄水場の機械及び装置に係る耐用年数の適用誤りと考えられる。耐用年数20年とした場合、平成27年度において過年度減価償却費の計上不足額が1,090百万円と試算された。

（単位：百万円）

	計算式	金額	備考
償却限度額	a	2,091	対象資産の取得価額2,201百万円×95%
減価償却累計額	b	1,001	
過年度減価償却費の計上不足額	a-b	1,090	

【解決の方向性】

固定資産台帳に登録している耐用年数を修正するとともに、過年度減価償却費の計上不足額に関する過年度損益修正処理を行う。

(4) 実態と乖離した償却限度額の設定

減価償却の計算は、以下の3つの要素から算定される。

- ✓ 資産の取得価額
- ✓ 耐用年数
- ✓ 残存価額

地方公営企業会計では、有形固定資産の残存価額は10%（地方公営企業法施行規則第15条第1項）、償却限度額は95%（同項但し書き）とされている。

また、償却限度額に達した以下の償却資産については、償却限度額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、帳簿価額1円まで減価償却を行うことができる（地方公営企業法施行規則第15条第3項）とされている。

- ✓ 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造及びブロック造の建物
- ✓ 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造及び土造の構築物及び装置

市では、償却限度額を一律95%としており、帳簿価額1円まで減価償却を行う対象資産の設

定はしていない。

【現状の問題点（意見）】

市が除却する償却資産の大半は処分価値を有しないのが実態にも関わらず、償却限度額を一律 95%としていることから、償却限度額の設定と実態が乖離している。

市における償却資産の状況（平成 27 年度末現在）は以下のとおりである。

（単位：百万円）

区分	水道事業会計			うち 1 円償却可能資産	
	取得価額	減価償却累計額	帳簿価額	取得価額	うち償却限度額達成済み
建物	15,177	9,366	5,811	11,124	459
構築物	268,827	131,592	137,235	35,840	658
機械及び装置	33,698	22,518	11,180	—	—
車両運搬具	248	139	109	—	—
器具備品	1,194	901	293	—	—
合計	319,146	164,517	154,629	46,964	1,117

出所：市作成資料をもとに包括外部監査人が作成

（注）市では 1 円まで減価償却できる対象資産を把握していないため、対象資産の集計は耐用年数（建物は 38 年以上、構築物は 41 年以上）をもとに包括外部監査人が試算した金額である。

実態と乖離した償却限度額の設定により、減価償却費の期間計算が歪む弊害が大きいものと思料され、費用の年度所属区分として不適切である。

【解決の方向性】

市の実態に即した償却限度額を設定する。制度上の制約がない限り、帳簿価額 1 円までの償却限度額とするのが合理的である。

(5)長期前受金の振替処理もれ

償却資産の取得又は改良に充てるための補助金等をもって償却資産を取得し又は改良した場合、当該補助金等の額を長期前受金勘定に整理するものとされている（地方公営企業法施行規則第 21 条第 1 項）。

長期前受金の内訳（平成 27 年度）は以下のとおりである。

		金額（千円）
有形固定資産	工事負担金	25,128,080
	国庫補助金	5,856,564
	県補助金	9,499
	その他資本的収入	853,599
	受贈財産	19,945,897
	開発負担金	3,675,970
無形固定資産	工事負担金	1,326,786
	国庫補助金	4,346,869
	開発負担金	1,064,533
合計		62,207,802

出所：市作成資料

【現状の問題点（指摘）】

長期前受金残高と管理台帳を照合した結果、不明な差異が検出された。

（単位：千円）

	会計記録	管理台帳 （本来の残高）	差異
有形固定資産／工事負担金	25,128,080	25,144,512	△16,432
有形固定資産／国庫補助金	5,856,564	5,898,752	△42,188
合計			△58,620

市の説明によると、平成25年度受入の工事負担金および国庫補助金のうち、平成26年度固定資産取得にかかるものについて、平成26年度の会計基準改正当時の移行処理において資本剰余金から長期前受金への振替漏れがあった、とのことである。

【解決の方向性】

決算時に会計記録と管理台帳の照合を行い、不明な差異がないことを確かめる。

（6）キャッシュ・フロー計算書の表示誤り

公営企業において、決算に併せて提出すべき書類の1つにキャッシュ・フロー計算書が定められている（地方公営企業法施行令第23条）。キャッシュ・フロー計算書の様式については、地方公営企業法施行規則別記第15号（第49条関係）様式に準じて作成するものとされている。

キャッシュ・フロー計算書のうち、「業務活動によるキャッシュ・フロー」区分の作成方法については「直接法」または「間接法」を選択できる。

区分	内容
直接法	営業収入、原材料又は商品の仕入れによる支出等、主要な取引ごとにキャッシュ・フローを総額表示する方法
間接法	損益計算書の当年度純利益に、非資金損益項目、業務活動に係る資産及び負債の増減並びに「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に含まれるキャッシュ・フローに関連して発生した損益項目を加減算して「業務活動によるキャッシュ・フロー」を表示する方法

平成 27 年度のキャッシュ・フロー計算書は「第 2 監査対象の概要 2 水道事業の財務状況」を参照されたいが、市のキャッシュ・フロー計算書の作成方法は間接法を選択している。

【現状の問題点（指摘）】

市の作成しているキャッシュ・フロー計算書が、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」まで間接法になっている。キャッシュ・フロー計算書より抜粋して示すと、下表中の※が該当項目である。

（単位：百万円）

	平成 27 年度
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 7,980
有形固定資産の売却による収入	16
無形固定資産の取得による支出	△ 271
国庫補助金等による収入	714
未収金の増減額(△は増加)	※ △ 71
未払金の増減額	※ 623
前受金の増減額	※ 46
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 6,922
財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	4,135
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 4,836
他会計からの出資による収入	664
リース債務返済による支出	△ 37
未払金の増減額	※ △ 0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 74

間接法を選択は「業務活動によるキャッシュ・フロー」の作成に関するものであるから、「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」の表示が地方公営企業法施行規則別記第 15 号（第 49 条関係）様式に準じているとは認められない。

【解決の方向性】

「投資活動によるキャッシュ・フロー」及び「財務活動によるキャッシュ・フロー」は直接法で作成する。

II 経営形態のあり方と市民への説明責任

個別検出事項に係る主な問題点と解決の方向性を要約すると、以下のとおりである。

区分	主な問題点	解決の方向性
持続可能性・組織運営	更新投資額の過小推計	水道事業の持続可能性評価に際して、必要な更新投資額を適切に推計したうえで、財政収支見通しに反映させる。
	受水費の過小推計	宮城県に対して、広域水道に係る財務情報の適正開示や市の経営戦略策定に資する情報公開を働きかけ、長期的な財政収支見通しや市が策定する経営戦略に反映させる。
	代替性評価の検討不足	主要施設の再構築計画の策定に際しては、広域水道受水に係る協定事項の見直しを含めて、代替性評価を適切に実施する。
	PFI導入の検討不足	施設整備の具体的計画がない段階とはいえ、PFI手法を導入する場合、市の人員計画に大きな影響を及ぼすリスクがあることを念頭に、PFI手法導入に関する事前検討を適時に実施する。
	持続可能性評価の不備	事業の持続可能性の評価は、合理的な計画期間や推計を基礎とした収支計画にて実施する。合理的な根拠のない事項については、利害関係者の判断が誤らないよう、中期経営計画に記載しない。

個別の内容については、「I 個別検出事項」を参照されたいが、現状認識及び市が取り組むべき課題を包括外部監査人の視点で整理すると以下のとおりである。

■現状認識

- 財政収支見通し（試算）によると、平成42年度以降に累積資金剰余額がマイナスに転じており、また、更新投資額や受水費の過小推計が懸念されるため、水道事業の持続可能性を確認できない。
- 抜本的な改革等の取組の一例である広域化やPFI導入の検討が不足しており、中期的な経営課題に対する危機意識が希薄な印象を受ける。
- 現行の経営形態である市単独経営で予見されるリスク情報が明らかにされておらず、市民に対する説明責任を果たしているとは認められない。

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない（地方自治法第2条第15号）。

市は抜本的な改革の取組みとして「実施済」の現状認識だが、現行の広域的水道整備計画が想定している事業統合は有力な選択肢と見られ、市として水道事業の経営形態のあり方を含めた検討が求められているのは当然といえよう。

■市が取り組むべき課題

市民に対する説明責任を果たすため、市は水道事業の単独経営と広域化の代替性評価や広域化メリットを発揮するための経営形態のあり方に関する情報開示を適切に行う必要があると考える。

	経営区域	顧客	代替性評価の視点（市が取り組むべき課題）
単独経営	市の行政区域	行政区域の住民（仙台市民）	広域化効果の検証 ガバナンス上の不整合の解消
広域化	最も合理的に安全・安心な水の供給を持続できる経営区域	経営区域の地域住民（仙台市民を含む）	経営能力を発揮するための人的体制の充実化

1 抜本的な改革の検討の推進

(1)市の取組状況

経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）によると、水道事業を含む公営企業は、計画期間内（平成32年度まで）に抜本的な改革の検討を更に進め、経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図ることとされている。

抜本的な改革の検討の推進について 資料6

経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）（抄）

（国と地方を通じた歳出効率化・地方自治体の経営資源の有効活用）

- 地方財政をめぐる厳しい状況を踏まえ、公営企業については、計画期間内に廃止・民営化や広域的な連携等も含めた抜本的な改革の検討を更に進め、経営戦略の策定等を通じ、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図る。

抜本的な改革を進める上での取組方針

抜本的な改革の取組状況の見える化

各地方団体に対して、抜本的な改革（廃止、民営化、広域連携及び民間活用）の取組状況等について調査を実施。

集中改革期間中、**毎年年度別**、**組織団体ごと**に公表し、見える化。

優良事例集の作成

各団体における抜本的改革の**優良事例集**を作成し、集約化、更新

【優良事例集のイメージ】

- 抜本的な改革の進展
- 抜本的な改革に取り組むこととなった経緯
- 抜本的な改革に取り組む中での課題
- 抜本的な改革を進める上での推進方策

優良事例集の積極的推進

研究会で議論・検討

取組者において、研究会等を立ち上げ、以下の事項について議論・検討を行う(2018年度)。

【検討項目のイメージ】

- 廃止、民営化等を今後進める上での考え方や対象・課題・方策
- 広域連携・民間活用の推進方策

検討結果に基づき、推進方策を実施

抜本的な改革等の取組状況調査について

<p>【調査項目のイメージ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 抜本的な改革を実施したか否か ○ 抜本的な改革に待った無し ○ 抜本的な改革に取り組まない理由 ○ 抜本的な改革を進める上での課題 	<p>【取組の具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 専業廃止 ○ PFI(コンセッション含む) ○ 指定管理者制度 ○ 分営企業型地方独立行政法人 ○ 民営化・民間譲渡 ○ 有償的民間委託 ○ 等 	<p>【調査のスケジュール】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平成28年2月</td> <td>調査発出</td> </tr> <tr> <td>平成28年3月</td> <td>データとりまとめ</td> </tr> <tr> <td>平成28年4月以降</td> <td>調査結果の公表</td> </tr> </table>	平成28年2月	調査発出	平成28年3月	データとりまとめ	平成28年4月以降	調査結果の公表
平成28年2月	調査発出							
平成28年3月	データとりまとめ							
平成28年4月以降	調査結果の公表							

出所：全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議資料（平成28年1月26日開催）

抜本的な改革の取組状況については「実施済」というのが市の現状認識である。

地方公営企業の抜本的な改革等の取組状況(平成28年3月31日現在)

団体名	事業名	公営企業の名称
仙台市	水道事業	仙台市水道局

実施状況

抜本的な改革の取組状況							現行の経営体制を継続
事業廃止	民営化・民間譲渡	地方独立行政法人化	広域化・広域連携	PFI	指定管理者制度	包括的民間委託	
			○				

抜本的な改革の取組状況

取組事項	広域化・広域連携	(実施(予定)時期)									
実施済 ○	<p>(事業の概要)</p> <p>共同導水施設、宮城県仙南・仙塩広域水道からの受水、水質検査の受託、近隣水道事業者を対象とした体験型実技講習会等を、従来より継続して実施している。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>昭和33</td> <td>11</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	平成			昭和33	11	24	年	月	日
平成											
昭和33	11		24								
年	月	日									
実施予定											
検討中											

その他の民間活用の取組状況

取組事項	(取組の方式等)	(実施(予定)時期)									
実施済 ○	<p>(事業の概要)</p> <p>給水装置工事関係業務委託</p> <p>※この他、検針・収納業務やコールセンター業務等の民間委託も実施している。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>平成</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </table>	平成			23	4	1	年	月	日
平成											
23	4		1								
年	月	日									
実施予定											
検討中											

(2) 広域的水道整備計画

宮城県では、水道法に基づく「広域的水道整備計画」を昭和52年に策定し、水資源の総合的供給体制の確立及び将来の水道用水の需要への対応を進めてきた。

広域的水道整備計画の概要は以下のとおりである。

項目	南部水道広域圏		北部水道広域圏	
	仙南・仙塩ブロック	大崎ブロック	石巻ブロック	
策定年次	昭和52年3月		昭和55年10月	
計画基準年次	昭和50年度		昭和53年度	
計画目標年次	平成7年度		平成12年度	
対象面積	2,837 km ²	1,877 km ²	723 km ²	
計画対象市町村	(7市13町) 仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町・富谷町・白石市・角田市・岩沼市・蔵王町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・亘理町・山元町・丸森町・七ヶ宿町	(2市6町1村) 大崎市・涌谷町・美里町・大和町・大郷町・色麻町・大衡村・加美町・栗原市(瀬峰地区)・栗原市(高清水地区)	(2市1町) 石巻市・東松島市・女川町	
現況(平成25年度)	区域内人口	1,632千人	260千人	198千人
	給水人口	1,617千人	254千人	197千人
	普及率	99.1%	97.6%	99.8%
	日最大給水量	580千m ³ /日	95千m ³ /日	79千m ³ /日
計画	区域内人口	1,867千人	357千人	333千人
	給水人口	1,845千人	343千人	333千人
	普及率	98.8%	96.0%	100.0%
	日最大給水量	1,178千m ³ /日	200千m ³ /日	214千m ³ /日
主な施設の整備計画	水道施設	仙南・仙塩広域水道	大崎広域水道	石巻地方広域水道
	水質管理施設	県企業局南部山水質検査室	大崎市水道水質検査室	石巻地方広域水道企業団水質検査室
		岩沼市外1市3町水道水質検査センター	県企業局麓山水質検査室	
		仙台市水道局水質検査センター		

出所：宮城県水道ビジョン（平成28年3月 宮城県）

当該計画においては、計画目標年次（平成12年）を目途に各々の圏域を宮城県南部広域水道事業と宮城県北部広域水道事業に事業統合を図る構想となっている。

(3)市の水道料金水準

市の水道料金（平成26年度10m³当たり料金1,490円）は主要都市の中で1番高い水準にある。

5 主要都市の水道事業

(①「平成26年度地方公営企業決算状況調査表」及び②「平成27年度大都市経営指標便覧」から作成)

項目 \ 都市名	仙台市	札幌市	さいたま市	東京都	横浜市	川崎市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市
給水区域内人口(人)	1,053,420	1,936,740	1,263,455	13,089,919	3,712,170	1,466,444	801,314	697,433	788,995	2,405,094
現在給水人口(人)	1,049,573	1,934,714	1,262,706	13,089,824	3,712,122	1,466,395	797,690	692,189	761,553	2,405,085
給水戸数(戸)	489,394	933,818	575,395	7,289,417	1,809,013	693,180	318,247	290,908	324,480	1,261,582
普及率(%)* ¹	99.63	99.90	99.94	100.00	100.00	100.00	99.55	99.25	96.52	100.00
配水能力(m ³ /日)	427,815	835,200	538,000	6,859,500	1,820,000	815,600	440,000	370,165	355,270	1,424,000
年間総配水量(千m ³)	119,827	187,774	130,408	1,520,840	417,284	182,847	101,987	81,151	84,626	277,928
一日最大配水量(m ³)	363,807	559,990	388,330	4,559,600	1,223,100	534,300	318,123	245,965	254,808	849,331
一日平均配水量(m ³)	328,294	514,450	357,281	4,166,684	1,143,245	500,952	279,417	222,330	231,852	761,447
年間有収水量(千m ³)	112,856	174,573	124,479	1,457,797	380,066	164,731	96,391	71,818	79,228	260,823
有収率(%)	94.18	92.97	95.45	95.85	91.08	90.09	94.51	88.50	93.62	93.85
供給単価(円/m ³)	209.62	213.47	213.30	195.16	171.60	146.10	144.18	127.53	126.28	160.59
給水原価(円/m ³)* ²	203.24	168.87	188.76	192.73	171.82	184.35	129.31	114.56	120.91	164.42
10m ³ 当たり料金(円)* ³	1,490	1,425	1,339	993	946	720	1,350	1,058	1,080	718
職員数(人)	407	621	383	3,603	1,374	577	346	179	166	1,311

項目 \ 都市名	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
給水区域内人口(人)	1,455,847	2,690,214	847,783	1,532,718	705,059	1,248,523	999,392	1,520,600	737,556
現在給水人口(人)	1,453,668	2,690,214	847,686	1,529,847	703,942	1,222,788	995,526	1,514,000	696,539
給水戸数(戸)	759,916	1,536,275	392,327	788,752	314,123	559,421	495,978	842,661	326,217
普及率(%)* ¹	99.85	100.00	99.99	99.81	99.84	97.94	99.61	99.57	94.44
配水能力(m ³ /日)	771,000	2,430,000	410,800	861,901	344,575	629,826	769,000	777,787	316,116
年間総配水量(千m ³)	189,797	426,433	95,905	187,414	89,875	136,513	111,713	145,561	79,341
一日最大配水量(m ³)	564,140	1,286,700	291,350	581,240	271,840	438,523	334,205	435,846	232,249
一日平均配水量(m ³)	519,992	1,168,309	262,752	513,463	246,233	374,008	306,064	398,799	217,373
年間有収水量(千m ³)	165,785	372,225	88,312	173,462	81,355	127,155	101,009	140,082	71,140
有収率(%)	87.35	87.29	92.08	92.56	90.52	93.15	90.42	96.24	89.66
供給単価(円/m ³)	166.30	161.90	164.66	173.35	155.82	150.69	144.65	217.98	165.35
給水原価(円/m ³)* ²	147.01	138.43	155.76	172.32	137.32	143.25	145.51	199.76	136.51
10m ³ 当たり料金(円)* ³	1,047	1,026	1,134	950	1,047	874	842	1,101	1,134
職員数(人)	721	1,529	238	689	334	642	346	520	251

※1 現在給水人口/給水区域内人口

※2 (経常費用 - (受託工事費 + 附帯事業費 + 材料費及び不用品売却原価 + 長期前受金戻入)) / 年間有収水量

※3 家庭用口径13mm 1ヶ月あたりの消費税相当額を含む料金。

出所：事業概要（平成28年4月1日 仙台市水道局）

平成26年度における供給単価及び給水原価の内訳を全国平均と比較すると以下のとおりである。

		仙台市 (A)	全国平均 (B)	A/B	
供給単価		円/m ³	209.62	171.79	1.18
給水原価	資本費	円/m ³	65.29	56.33	1.16
	給与費	円/m ³	25.97	21.70	1.20
	受水費	円/m ³	57.12	29.75	1.92
	その他	円/m ³	54.86	56.58	0.97
	合計	円/m ³	203.24	164.35	1.24
供給単価／給水原価		%	103.1	104.5	

出所：「地方公営企業決算の概況」（総務省）

全国平均と比較し、市の給水原価が1.24倍となっており、市の高い水道料金水準はこの給水原価を反映したものと考えられる。この給水原価の内訳のうち、受水費は全国平均の1.92倍であり、広域水道からの受水コストが市の高い水道料金水準に影響していると考えられる。

水道サービスは地域に根ざした代替性の利かないサービスであるが、近年、浄水技術の進歩により費用が下がったため、大口需要者（病院、大規模商業施設、ホテル等）を中心に、安価な地下水を利用した専用水道の設置が増えている。このような動きは、高水道料金により水道事業者機会損失が生じていることを示唆している。

(4) 包括外部監査人の現状認識

今回の包括外部監査の個別検出事項より、包括外部監査人の現状認識を整理すると以下のとおりである。

包括外部監査人の現状認識	個別検出事項
財政収支見通し（試算）によると、平成42年度以降に累積資金剰余額がマイナスに転じており、また、更新投資額や受水費の過小推計が懸念されるため、水道事業の持続可能性を確認できない。	更新投資額の過小推計 受水費の過小推計
抜本的な改革等の取組の一例である広域化やPFI導入の検討が不足しており、中期的な経営課題に対する危機意識が希薄な印象を受ける。	代替性評価の検討不足 PFI導入の検討不足
現行の経営形態である市単独経営で予見されるリスク情報が明らかにされておらず、市民に対する説明責任を果たしているとは認められない。	持続可能性評価の不備

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない（地方自治法第2条第15号）。市は抜本的な改革の取組みとして「実施済」の現状認識であるが、以下のような議論も踏まえると、現行の広域的水道整備計画が想定している事業統合は有力な選択肢と思料され、市として水道事業の経営形態のあり方を含めた検討が求められるのは当然といえよう。

(4) 事業統合の方向性

広域連携の一つの形として事業統合がある。人口減少による水需要減が確実視されることを踏まえると事業統合は一つの有力な選択肢であり、次のような観点のもとに推進すべきである。

(水道用水供給事業と水道事業の統合の推進)

水道用水供給事業については、かつては緊急かつ広域的に水供給を行う態勢を整えるために、当面、水道用水供給事業という形態を活用し、大規模な施設整備を図っていくのが適当とされていたが、水道の普及が進み、全国的に見て水需要が減少している現状では、当時の期待された役割を終えつつあるものと考えられる。

水道用水供給事業と受水水道事業の統合は、水源から給水栓までの一元管理が実現され、安全な飲料水を常時供給し続けるために有効であるとともに、既に施設がつながっているため施設の統廃合が行いやすい、水道用水供給事業の所有する水源や浄水場等と受水事業者が所有する施設との再編により合理的な施設利用が図られるなど統合の利点が多いと期待されることを踏まえ、水道用水供給事業を地域の水道事業の統合の核として、積極的に推進するべきである。

(流域単位での事業統合の推進)

水道事業の事業環境は原水をどこに求めるかによるところが大きいことから、水道事業は効率的省資源的な経営を行うために、将来的には、流域単位での統合を進めていくべきである。

出所：水道事業の基盤強化方策に盛り込むべき事項（平成 28 年 1 月 厚生労働省水道事業基盤強化方策検討会）

2 市が取り組むべき課題

市民に対する説明責任を果たすため、市は水道事業の単独経営と広域化の代替性評価や広域化メリットを発揮するための経営形態のあり方に関する情報開示を適切に行う必要があると考える。

	経営区域	顧客	代替性評価の視点（市が取り組むべき課題）
単 独 経 営	市の行政区域	行政区域の住民 (仙台市民)	広域化効果の検証 ガバナンス上の不整合の解消
広 域 化	最も合理的に安全・ 安心な水の供給を持 続できる経営区域	経営区域の地域住 民（仙台市民を含 む）	経営能力を発揮するための人的体制の充実化

(1) 広域化効果の検証(意見)

単独経営の前提で経費削減や投資の効率化の余地はあるものの、市では定量的な評価を行っておらず、どの程度の経営改善効果が期待できるか明らかではない。また、水道料金引上げによる財政収支の改善策も考えられるが、現在の水道料金が主要都市と比較し高水準にあることを考慮すると、より一層の経営努力なく、水道利用者の十分な理解を得られるか疑問である。

水道広域化の形態と期待される効果は様々であり、詳細については「添付資料5. 水道広域化の形態と期待される効果」を参照されたい。装置産業ともいわれる水道事業では、最適な設備投資の意思決定が財政収支に大きな影響を及ぼすと思料される。市においては特に以下の効果を定量的に評価し、広域化効果の検証が必要と考える。

- ✓ 水需要が減少傾向にある経営環境下では、広域水道圏全体の更新投資計画の最適化を図る観点から、施設統廃合やダウンサイジングを行うことが可能であること
- ✓ 水道事業の広域化を推進させる交付金制度（水道事業運営基盤強化推進事業）の活用による財政的メリットの可能性があること

(2) ガバナンス上の不整合の解消(意見)

前述の「市の水道料金水準」に記載のとおり、広域水道からの受水コストが市の高い水道料金水準に影響していると考えられる。一方、個別検出事項「代替性評価の検討不足」に記載のとおり、市の自己水源に余裕があるため、水量だけで考えた場合、広域水道からの受水がなくても市の水需要を賄える状況にある。広域水道の受水に関する宮城県と受水市町間の協定書上、広域水道からの脱退に関する不利益条項（ペナルティ）はないため、広域水道からの脱退による経営改善の可能性があるかどうかが問題となる。

この点につき、市の説明によると、広域水道は周辺自治体を含めた水不足を背景として本市が中心となって建設を要望した経緯があり、運営費の大半は本市からの受水費で賄われていることから、仮に本市が脱退すると他の受水市町の受水料金の高騰を招き事業継続に大きな支障を生じるため、広域水道からの脱退は困難である、とのことである。

次に、「広域水道からの脱退は困難である」ということは、広域水道の事業主体である宮城県と密接不可分の事業上の関係を有すると考えられるため、市として相応の経営の監視が行わ

れているかどうかが問題となる。

この点につき、市から見た場合、受水費負担という形で事業リスクを負いながら、事業主体でないことによる情報開示上の制約があり、市民への説明責任を果たせないガバナンス上の不整合のリスクを有していると考えられる。

	宮城県	仙台市（受水市町）
事業リスク	事業主体であるが、事業費は基本的に受水市町からの受水費で賄われるため、財政負担は生じない。	事業コストを受水費として負担するが、事業主体ではないため、負担額に関する管理可能な範囲は限られる。
説明責任	事業主体として財務報告を行う。 なお、水道用水供給事業会計に多額の会計処理誤りの可能性がある点は個別検出事項「受水費の過小推計」に記載のとおりである。	受水費も料金コストに反映されるため、水道利用者（市民）に対する説明責任が求められる。

もとより、宮城県が実施する水道用水供給事業について、期待された役割を終えつつあるとの問題提起も見受けられる。

(2)本来役割の発揮と事業統合の推進(意見)

水道事業は原則として市町村が経営し、市町村以外の者は市町村の同意を得た場合に限り水道事業を営むことができるものとされている（水道法第6条第2項）。

一方、水道用水供給事業の経営主体について水道法上の制限はないが、県が関与する必要性について以下のような説明が行われている。

公営企業として実施する必要性

さらに、当局が経営する2つの水道用水供給事業については、それぞれ宮城県が水道法に基づく厚生労働大臣の認可を受け、同時に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の適用を受け、公営企業として実施しています。

水道法上、水道用水供給事業の実施主体に人格上の制限はないことから、この点だけを考えれば、公営企業として実施する必然性は見出せませんが、現実的に現段階では、本事業を実施可能で、かつ、その意思を有するものは、当局以外に存在しないものと認識しています。

また、事業開始に至る経緯を回顧すると、県に対する受水市町村からの水源開発及び水道用水供給の要望に応えるものとして事業化されており、当初から公営企業としての実施が必然であり、現在に至るまでその状況は継続しています。

出所：「宮城県企業局経営計画」（平成22年4月）

この県の説明を踏まえると、水道用水供給事業に県が関与する必要性は「市町村からの要請に基づく水源整備」にあると考えられる。現在、企業局が実施する「大崎広域水道」及び「仙南・仙塩広域水道」とも給水計画と比較すると未整備工事が残っており、当該未整備工事は将来的に水需要により対応する建前となっている。

しかし、人口減少等により長期的な水需要の減少推移が見込まれており、将来的に未整備工事を着工する見通しは不透明であるため、市町村からの要請に基づく水源整備は実質的に完了したものと考えられる。よって、県が実施する水道用水供給事業として、一定の役割は果たしたものといえよう。

このような環境変化の中において、企業局の中期計画上、引き続き水道用水供給事業に県が関与する必要性に関する言及はないことから、経営形態のあり方以前の問題として、県の本来役割に対する認識不足がないか懸念される。

新水道ビジョンに記載された「水道関係者の役割分担」（「8 水道事業者に対する関与」参照）を示されるまでもなく、県の本来役割は水道用水供給事業の現行事業形態の継続ではなく、以下の役割を発揮することが期待されているものとする。

- 水道事業者の持続可能性の問題は水道用水供給事業の経営と切り離せない問題であるとの認識のもと、受水団体が実施する水道事業の持続可能性の評価に対する適切な関与。
- 水源から蛇口までの水道事業経営の一貫性を確保するため、宮城県広域的な水道整備計画が想定している事業統合を推進するための事業者間の調整。

出所：平成 25 年度宮城県包括外部監査の結果報告書

ガバナンス上の不整合により生じる不利益は受水市町側にあることから、市として垂直統合によるガバナンス上の不整合の解消が合理的と考える。

(3) 経営能力を発揮するための人的体制の充実化(意見)

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない（地方公営企業法第 3 条）。ここにいう「企業の経済性」とは、企業一般に通ずる経営原則としての合理性と能率性を主として指すものである²。このような地方公営企業の業務の性質に着目すれば、地方公営企業の職員（以下、「企業職員」という。）を一般行政に従事する職員（以下、「一般職員」という。）と同様の取扱いをするのは必ずしも適当ではなく、むしろ事業内容によっては同じような事業を行う民間企業の職員と同様ないし準じた取扱いをした方が適当な場合もあるため、企業職員の身分取扱いや給与は一般職員と異なる制度を有している。

企業職員の給与の制度を一般職員と比較すると以下のとおりである。

² 地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（公営企業に係る部分）の施行に関する取扱いについて（昭和 27 年 9 月 29 日自乙発第 245 号）

	企業職員	一般職員
給与制度の根拠	地方公営企業法第 38 条	地方公務員法第 24～26 条
給与の基本原則	職務給の原則（職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応じた給与）	職務給の原則（職務と責任に応じた給与）
	職員が発揮した能率の考慮	—
考慮すべき事項	生計費	同左
	同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員の給与	国及び他の地方公共団体の職員の給与
	同一又は類似の職種の民間事業の従事者の給与	民間事業の従事者の給与
	経営の状況	—
	その他の事情	同左
給与の決定手続	給与の種類及び基準のみを条例で定める。 給料表は管理者が定める。	給料表は条例で定める。 支給可能な手当の種類は限定されている（地方自治法第 204 条第 1 項、第 2 項）。
人事委員会勧告	なし	あり

市では、経営マネジメントの推進に向けた施策の 1 つに「人材育成・技術承継の推進」を掲げている。

事業名	人材育成・技術承継の推進					
事業内容	次世代を担う人材の育成と、これまでに培ってきた水道技術力の維持・継承を図り、水道事業の持続性を確保していくため、「仙台市水道マンパワー向上プラン」に基づく職員研修の充実・強化などの取り組みを進めていきます。					
平成31年度末目標	職員研修を更に充実・強化します。					
平成27年度実績	「仙台市水道マンパワー向上プラン」に基づき、年間事業計画を策定し進捗管理を行い、研修の計画的な実施と内容の充実に取り組みました。					
事業実績	年度 項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	「仙台市水道マンパワー向上プラン」に基づく取り組み	・職員研修（局内全体、各職場内、体験型等）の計画的かつ効果的な開催 ・資格取得に関する助成制度の内容拡充				
達成見込み評価	概ね良好	研修につきましては、実施時期が一部変更になったものもありましたが、概ね計画通り実施することができております。今後も「仙台市水道マンパワー向上プラン」に基づく取り組みを行ってまいります。				

出所：中期経営計画進捗状況報告書（平成 27 年度実績）

しかし、水道局では一般職員と同一の給料表等を定めており、企業職員と一般職員の処遇に実質的な差異を設けていない。これは、多くの水道局職員が市長部局からの異動者であり、市長部局との間で定期的な人事異動が行われるため、人事異動の円滑化という市人事施策上の都合によるものと考えられる。

市が掲げる「経営マネジメントの推進」を実質的に推進するためには、職員一人ひとりが水道事業に対する経営当事者意識を持つことが重要と考える。多くの職員が市長部局からの異動者では、経営に必要な知識・能力を備えた人材が育たないばかりか、水道事業経営の当事者意識が希薄にならないか懸念される。

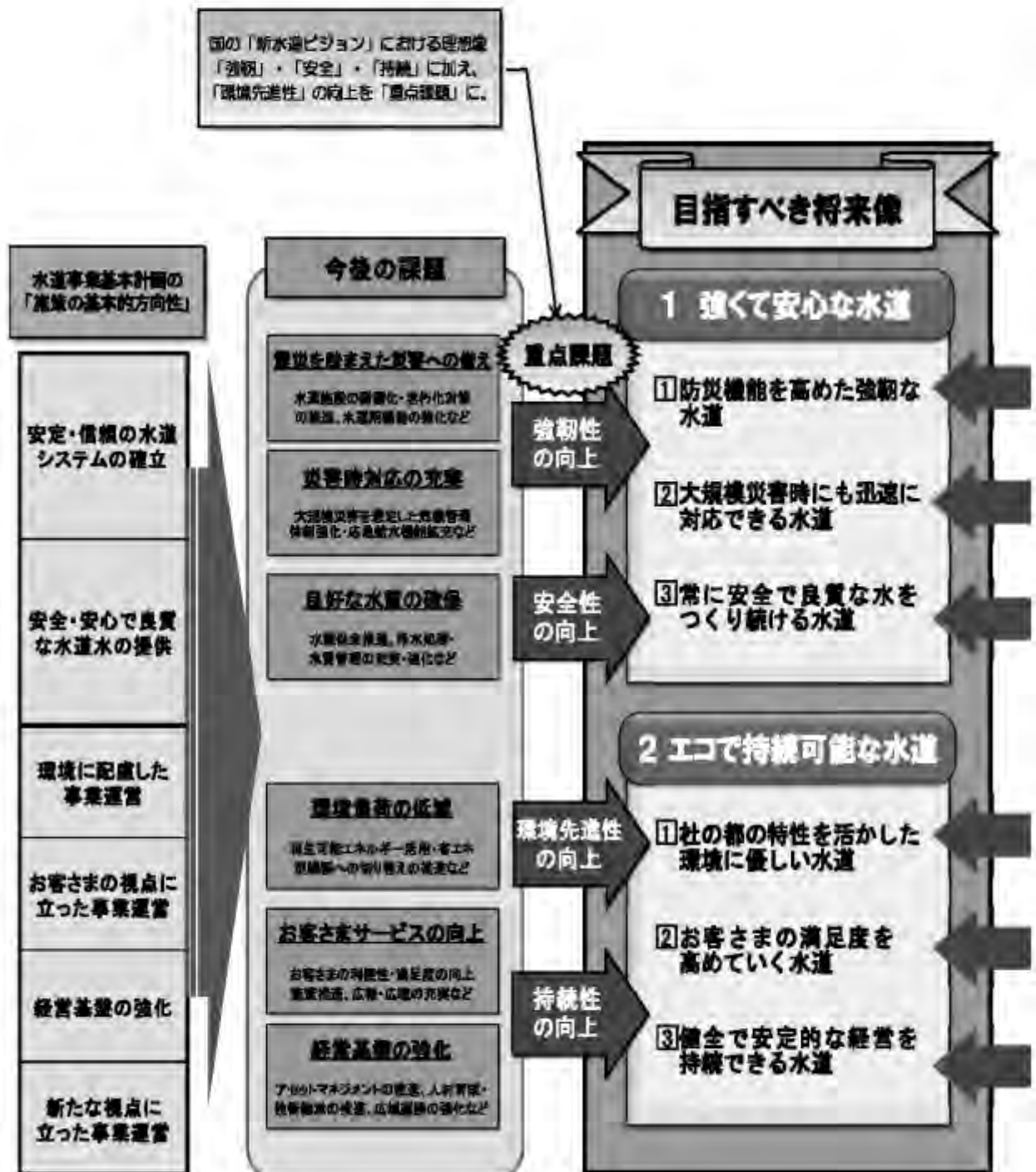
地方公営企業の制度上の建前が「行政と経営の分離」でありながら、市における実際の運用を見ると、企業一般に通ずる経営原則としての合理性と能率性を発揮するための十分な人的体制といえるか疑問である。

経営環境への変化に対応するためには、以下のような視点で人的体制の見直しが必要との認識のもと、水道に関する専門集団である企業団による人材確保・育成が効果的と考える。

	従来	現在
経営環境	水需要の増加 施設の新設・拡張 事業増加に対応した職員配置	水需要の減少 施設の老朽化・更新投資の増加 技術職員の減少
経営上の課題	施設の布設による需要への対応 水源開発	ダウンサイジング 組織運営の合理化・規模の適正化
求められる経営能力	新設や拡張に主眼を置いた効率的な事業経営	独立採算性の確保が厳しい条件下での効率的な事業経営
人的体制	他の公共事業（インフラ整備）と大きな違いはなく、市長部局との人事交流で対応可能。	事業特性を理解し、他の事業者と連携しながら事業目的を達成する体制（＝水道経営のプロ化の必要性）

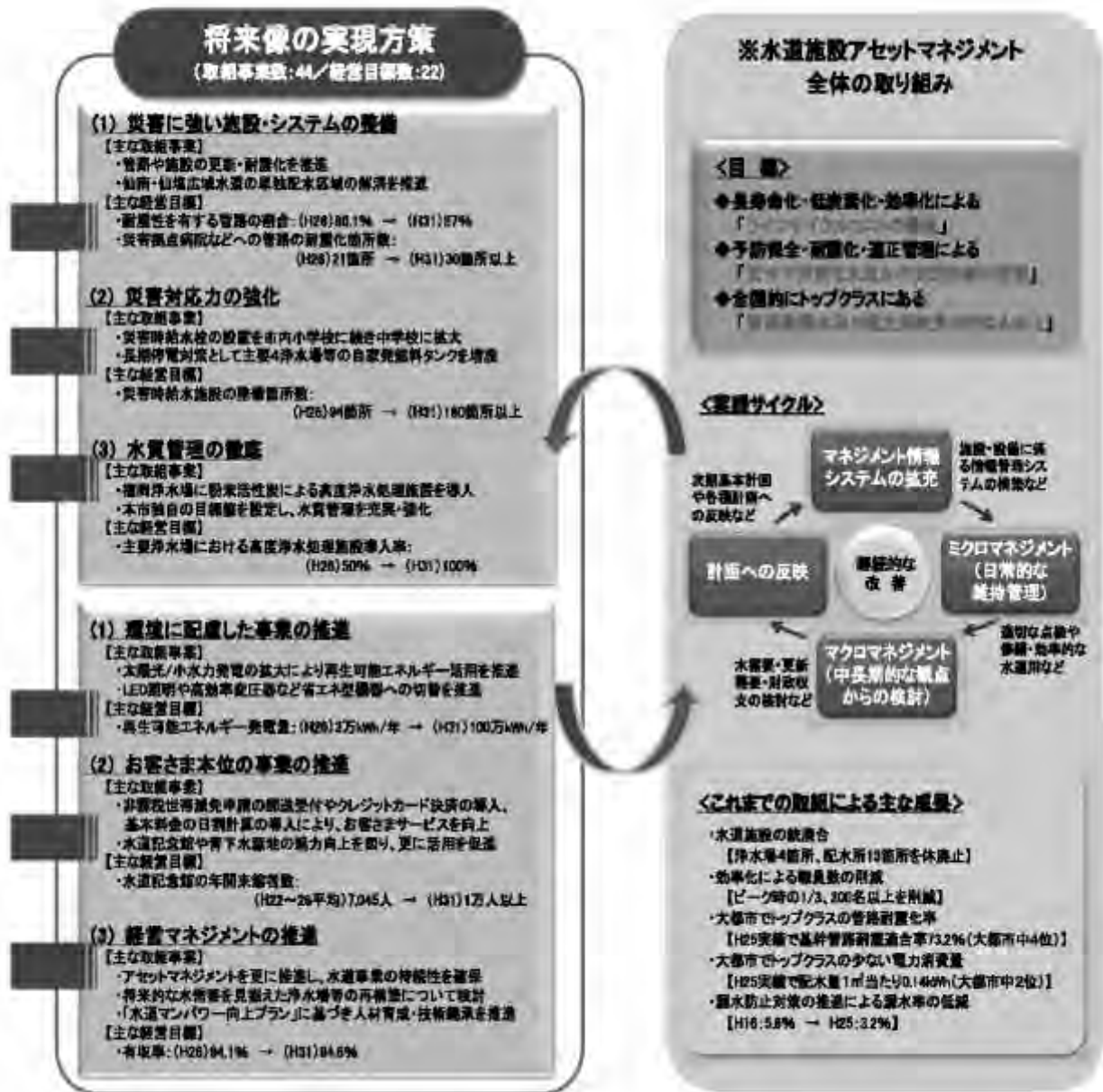
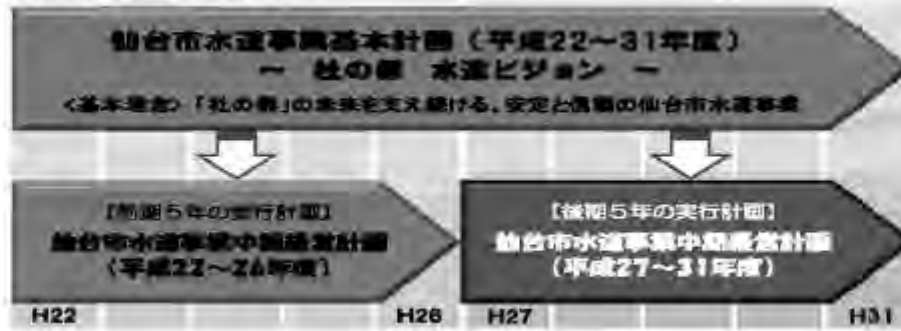
添付資料 1. 仙台市水道事業中期経営計画の概要

I 仙台市水道事業中期経営計画（平成 27～31 年度）の全体像



出所：仙台市水道事業中期経営計画の概要（平成 27～31 年度）

■仙台市水道事業の計画体系



出所：仙台市水道事業中期経営計画の概要（平成 27～31 年度）

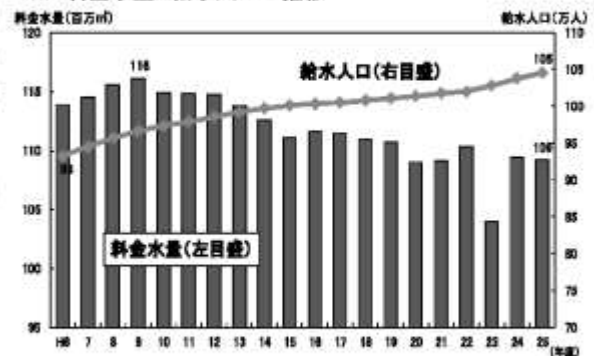
II 現状における課題

1 水需要動向の変化

- ・本市の水需要は、一般家庭での節水意識の浸透や節水機器の普及、事業所や工場における地下水の併用などにより、平成9年度をピークに減少傾向
- ・将来的な水需要は、給水人口の減少に伴い更に減少していく見込み

⇒ 水需要の動向を見据えた事業運営が必要

■ 料金水量と給水人口の推移



2 震災を踏まえた災害への備え

- ・東日本大震災（以下「震災」という。）において、管路や施設の破損などの被害が発生
- ・管路や施設の老朽化が進みつつあり、今後更新需要が大幅に増加していく見込み
- ・震災時、異なる水系間での相互融通や配水ブロックによる配水管理が早期復旧に貢献

⇒ アセットマネジメントによる管路や施設の更新・耐震化推進、水運用機能の更なる強化などが必要

3 災害時対応の充実

- ・震災時、想定を遥かに超えた状況に災害対応が難航し、応急給水では、交通渋滞による給水車の遅れや、マンパワー不足による既存給水施設の活用不足などの問題が発生
- ・今後も国内では南海トラフ地震などが高い確率で発生する見込み

⇒ 大規模災害を想定した危機管理体制の強化や地域と連携した応急給水機能の拡充、震災の教訓の継承などが必要

4 良好な水質の確保

- ・安全で良質な水道水を供給するため、水源水質の維持・向上を図るとともに、ダム湖で発生するかび臭などへの対策として、主要4浄水場に高度浄水処理施設を計画的に導入
- ・様々な過程での水質検査などによるきめ細かな水質管理や、「水安全管理対応マニュアル」（水安全計画）によるリスク管理を徹底

⇒ お客さまや関係機関と連携した水源保全の取り組み、浄水処理や水質管理・危機管理の充実・強化などが必要

5 環境負荷の低減

- ・水道事業はエネルギー消費産業であり、水道水の供給には多くの電力を消費
- ・本市では自然流下の働きを最大限利用した環境に優しい配水を行うとともに、太陽光・小水力発電など再生可能エネルギーの活用、LED照明や高効率変圧器など省エネルギー型機器への切り替えなどの取り組みを推進

⇒ 環境負荷の一層の低減に向けた取り組みが必要

出所：仙台市水道事業中期経営計画の概要（平成27～31年度）

6 お客さまサービスの向上

- 水道事業はお客さまからの水道料金収入で支えられていることを踏まえ、お客さまの利便性や満足度の向上に向けた取り組みを推進
- 広報は水道事業に対するお客さまの信頼確保、広聴はお客さまニーズの的確な把握と施策への反映に資するものとして重視

⇒ お客さまの利便性・満足度の更なる向上に繋がる取り組みや広報・広聴の充実が必要

7 経営基盤の強化

- 水需要の減少に伴い、本市の水道料金収入は平成 11 年度をピークに減少傾向
- 今後の更新需要増大や水需要の更なる減少を踏まえ、浄水場などの施設規模の適正化や効率的な再配置についての検討が急務
- 水道事業の持続性確保のため、アセットマネジメントによる事業費の平準化やライフサイクルコストの極小化が不可欠
- 技術系職員の高年齢化が進み、中堅・若手職員への技術継承の必要性が拡大
- 水道事業者が抱える共通の経営課題の解決に向け、宮城県や近隣市町との連携が重要化

⇒ アセットマネジメントや人材育成・技術継承の更なる推進、広域的な連携の強化が必要

III 重点課題と目指すべき将来像

- 本計画の目的は、基本計画において掲げた基本理念『『杜の都』の未来を支え続ける、安定と信頼の仙台市水道事業』の実現
- この目的達成に向けて、前章の課題認識を踏まえ、厚労省の「新水道ビジョン」で提示された水道の理想像である「強靱」・「安全」・「持続」に、本市独自の「環境」の視点を加えた4つの向上を「重点課題」として設定
- 「重点課題」に対応し、今後 5 年間で水道局が目指していくべき水道事業の姿を「強くて安心な水道」、「エコで持続可能な水道」と表現し、この2つを新たに「目指すべき将来像」として設定

■ 「重点課題」と「目指すべき将来像」

今後の課題		「重点課題」	「目指すべき将来像」
水需要動向の変化	震災を踏まえた災害への備え	強靱性の向上	1 <u>強くて安心な水道</u> ㊦防災機能を高めた強靱な水道 ㊧大規模災害時にも迅速に対応できる水道 ㊨常に安全で良質な水をつくり続ける水道
	災害時対応の充実		
	良好な水質の確保	安全性の向上	
	環境負荷の低減	環境先進性の向上	2 <u>エコで持続可能な水道</u> ㊩杜の都の特性を活かした環境に優しい水道 ㊪お客さまの満足度を高めていく水道 ㊫健全で安定的な経営を持続できる水道
	お客さまサービスの向上	持続性の向上	
	経営基盤の強化		

出所：仙台市水道事業中期経営計画の概要（平成 27～31 年度）

添付資料 2. 財政収支見通し (試算)

		(単位: 百万円)																					
		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42	H43	H44	H45	H46	H47	H48
1. 営業収益	営業収益	24,693	24,592	24,620	24,612	24,469	24,342	24,267	24,308	24,270	24,022	23,926	23,825	23,879	23,711	23,487	23,372	23,301	23,248	23,109	22,872	22,784	22,600
	水道料金	23,093	22,988	22,860	22,819	22,799	22,677	22,598	22,514	22,473	22,330	22,230	22,127	22,063	21,909	21,791	21,678	21,608	21,440	21,315	21,184	21,097	20,915
	分次料金	575	574	579	579	580	579	579	579	580	579	579	579	580	579	579	579	579	580	579	579	580	579
	受託工事収益	96	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124	124
	手数料	88	84	89	89	89	89	89	87	86	84	82	81	79	76	75	73	72	71	69	68	67	65
	下水道負担金	666	692	817	849	725	721	727	853	858	755	760	763	883	870	766	766	883	870	766	765	765	765
	消火栓負担金	78	66	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76
	その他営業収益	97	63	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75	75
	2. 営業外収益	2,974	2,836	2,768	2,773	2,763	2,739	2,701	2,642	2,582	2,545	2,504	2,468	2,445	2,420	2,380	2,312	2,244	2,185	2,132	2,098	2,060	2,022
	受取利息	15	10	12	9	7	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産賃貸料	36	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	
水道加入金	1,073	1,013	1,081	1,084	1,085	1,086	1,074	1,062	1,050	1,039	1,028	1,016	1,005	994	984	973	962	952	941	931	921	911	
他会計補助金	336	346	320	313	306	299	292	285	278	272	266	262	258	256	255	255	254	254	254	254	254	254	
国庫補助金	30	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長期前受金戻入	1,403	1,328	1,306	1,299	1,297	1,280	1,265	1,226	1,184	1,166	1,142	1,121	1,112	1,101	1,073	1,016	959	910	867	844	816	789	
雑収益	81	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	
3. 特別利益	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
合計	27,671	27,431	27,412	27,389	27,236	27,084	26,972	26,954	26,856	26,571	26,434	26,297	26,328	26,135	25,872	25,688	25,549	25,437	25,245	24,974	24,848	24,627	
1. 営業費用	営業費用	23,158	24,080	23,164	23,526	22,866	23,371	23,964	23,868	23,890	24,307	24,054	23,501	24,008	24,092	24,290	24,469	24,899	24,781	24,760	24,809	24,145	23,831
	人件費	3,008	3,275	3,277	3,387	3,087	3,357	3,327	3,227	3,157	3,427	3,195	2,975	3,206	3,075	3,273	3,373	3,373	3,206	3,206	3,256	3,034	3,115
	物品費	366	393	385	379	396	373	373	373	373	373	396	373	373	373	396	373	373	373	373	396	373	373
	経費	5,921	6,962	6,201	6,242	5,664	5,731	5,498	5,390	5,294	5,271	5,157	5,157	5,157	5,157	5,157	5,157	5,157	5,157	5,157	5,157	5,157	5,157
	受水費	5,868	5,373	5,353	5,335	5,324	5,308	5,876	5,871	5,860	5,840	5,248	5,253	5,248	5,248	5,248	5,248	5,248	5,248	5,248	5,248	5,248	5,248
	減価償却費	7,320	7,416	7,682	7,917	8,130	8,337	8,625	8,742	8,941	9,109	9,223	9,472	9,755	9,974	10,158	10,289	10,479	10,532	10,510	10,486	10,067	9,673
	資産減耗費	675	661	265	265	265	265	265	265	265	265	265	265	265	265	265	265	265	265	265	265	265	265
	営業外費用	1,437	1,311	1,166	1,082	991	900	816	726	649	579	519	475	441	417	397	381	372	368	364	365	366	369
	支払利息	1,367	1,263	1,163	1,080	988	897	813	723	646	576	516	473	438	414	395	378	370	365	361	362	364	366
	繰延固定償却	69	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑支出	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
3. 特別損失	43	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	
4. 予備費	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	24,638	25,466	24,375	24,654	23,902	24,317	24,826	24,646	24,585	24,932	24,618	24,022	24,494	24,555	24,733	24,896	25,317	25,194	25,169	25,219	24,557	24,246	
当年度純利益	3,033	1,965	3,037	2,735	3,334	2,768	2,147	2,314	2,271	1,840	1,816	2,275	1,833	1,581	1,139	792	232	242	242	76	245	292	
1. 企業債	固定資産売却代金	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3. 出資金	665	999	854	1,039	426	279	271	258	325	341	194	162	120	78	42	13	0	0	0	0	0	
	4. 国庫補助金	216	922	507	666	186	43	59	20	159	187	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	5. 開募負担金	181	164	78	65	107	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	61	
	6. 負担金	8	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
	7. その他資本の収入	5,534	10,159	6,474	5,959	5,154	6,210	5,238	6,400	5,820	5,073	5,708	5,676	6,199	6,158	6,121	6,739	6,726	6,726	7,165	7,165	7,165	
	小計	8,292	14,005	10,227	8,926	8,540	10,707	9,276	11,488	10,217	8,793	10,323	10,323	11,381	11,381	11,381	12,589	12,589	13,409	13,409	13,409	13,409	
2. 建設改良費	4,285	6,621	4,922	5,519	5,253	6,896	7,052	6,669	6,295	7,012	7,012	7,012	8,069	8,069	8,069	9,277	9,277	9,277	10,097	10,097	10,097		
配水管理事業費	3,758	7,079	5,124	3,278	2,991	3,700	2,113	4,709	3,811	1,671	3,201	3,201	3,201	3,201	3,201	3,201	3,201	3,201	3,201	3,201	3,201		
施設整備事業費	248	305	180	129	295	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111		
受託等工事費	4,837	5,238	5,670	6,000	6,197	6,315	6,335	6,411	6,650	6,451	6,366	6,312	6,213	6,169	6,232	6,285	6,097	6,036	5,925	6,075	6,115		
2. 企業債償還金	13,129	19,243	15,896	14,925	14,737	17,022	15,611	17,899	16,887	15,245	16,689	16,635	17,593	17,550	17,612	18,854	18,686	18,625	19,333	19,484	19,523		
合計	△ 7,595	△ 9,090	△ 9,423	△ 8,967	△ 9,583	△ 10,811	△ 10,372	△ 11,500	△ 11,047	△ 10,172	△ 10,981	△ 10,960	△ 11,394	△ 11,392	△ 11,491	△ 12,115	△ 11,960	△ 11,899	△ 12,169	△ 12,319	△ 12,359		
資本的収支差額	6,883	7,057	7,251	7,842	8,630	7,847	7,185	7,957	8,450	7,920	8,640	3,510	2,796	2,062	998	△ 837	△ 2,841	△ 4,673	△ 6,919	△ 9,637	△ 12,249		
累積資金剰余額	67,164	69,774	68,919	68,889	64,907	64,200	62,703	62,342	60,957	58,978	58,054	57,185	56,980	56,819	56,596	56,965	57,542	58,161	59,329	60,347	61,326		
企業債残高																							

出所: 市作成資料

第2編

第1部 水道用水供給事業の経営

当局では、昭和55年から大崎地方を中心とする10市町村に水道用水を供給している大崎広域水道事業、平成2年から仙南及び仙塩地域の17市町に水道用水を供給している仙南・仙塩広域水道事業の2つの水道事業の経営を行っています。

両事業とも、経営的には順調に推移しているものの、東日本大震災の教訓を踏まえて取り組む耐震化やバックアップ体制の整備に係る費用のほか、老朽化が進む施設の更新費用など、建設改良費が今後、高水準で推移することが見込まれる一方、人口及び一人当たりの水の消費量の伸び悩みなどにより計画水量と契約水量に乖離が生じており、更に長期人口減少社会の到来により今後、供給量が減少することも予想されています。

そのため、これらの課題の解決に向けた取り組みの方向性を示すものとして、新水道ビジョンを策定し、その実行計画である水道事業戦略プランに基づき計画的に事業を推進することとしています。

新水道ビジョンの基本理念は、『「患水不盡」、水の恵みに感謝と畏敬の念をもって、『蛇口から水源まで、人と人、地域と地域の未来を紡ぐ水道』を目指し、地方公営企業の本旨を踏まえながら、県民の皆様、受水市町村や受水事業所等との連携のもと、強靱な水道ネットワークの構築を図る』です。

水道用水供給事業においては、これまで以上に受水市町村との連携を強化しながら各種方策を進め、健全な事業経営を行うことにします。

1 経営の基本方針

(1) 事業の意義、提供するサービス自体の必要性、公営企業として実施する必要性に関する事項

① 事業の概要

当局では、県民の公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的に、受水市町村の要請を受け大崎広域水道事業及び仙南・仙塩広域水道事業を経営しており、業務概要は次のとおりとなっています。

【業務概要（平成27年4月1日現在）】	
■ 大崎広域水道事業	
○ 計画水量	120,000m ³ /日
○ 給水能力	101,150m ³ /日
○ 受水市町村	大崎市、栗原市、加美町、涌谷町、美里町、大和町、大郷町、 富谷町、松島町、大衡村 【10市町村】
○ 契約水量	75,250m ³ /日
○ 料金（税抜き）	基本料金 950円/m ³ ・月（基本水量m ³ あたり月額） 使用料金 67円/m ³ （給水量m ³ あたり）
○ 広域水道事業への水源依存率（平成25年度実績、受水市町村合計）	広水受水量 / （自己水源取水量 + 広水受水量） × 100 = 58.42%
■ 仙南・仙塩広域水道事業	
○ 計画水量	553,300m ³ /日
○ 給水能力	279,000m ³ /日

○ 受水市町村	仙台市, 塩竈市, 白石市, 名取市, 角田市, 多賀城市, 岩沼市, 蔵王町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 亘理町, 山元町, 松島町七ヶ浜町, 利府町, 富谷町 【17市町】
○ 契約水量	238,900m ³ /日
○ 料金(税抜き)	基本料金 1,050円/m ³ ・月(基本水量 m ³ 当たり月額) 使用料金 54円/m ³ (給水量 m ³ 当たり)
○ 広域水道事業への水源依存率(平成25年度実績, 受水市町村合計)	広水受水量 / (自己水源取水量 + 広水受水量) × 100 = 40.13%

② 事業の意義及び課題

ア 事業の意義, 提供するサービス自体の必要性

「水道」は、水道法(昭和32年法律第177号)において、国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものとされ、適正かつ合理的な水道の敷設及び管理は、公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するものとされています。

また、当局が実施している水道用水供給事業は、水道事業者への水道水の供給を通じて、県民(国民)生活に不可欠なサービスの提供を実施しているものであり、事業の必要性は極めて高く、当局が経営する大崎広域水道事業及び仙南・仙塩広域水道事業の受水市町村の水道事業にとって、欠くことのできない水源となっています。

イ 公営企業として実施する必要性

当局が経営する2つの水道事業(大崎広域水道事業及び仙南・仙塩広域水道事業)は、宮城県が水道法に基づく厚生労働大臣の許可及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)の適用を受け、公営企業として実施しています。

事業開始に至る経緯を回顧すると、当該事業は、宮城県に対する受水市町村からの水源開発及び水道経営主体化への要望に應える形で事業化されていることから、当初から公営企業として実施することが必然となっており、現在に至るまでその状況は継続しています。

ウ 課題

大崎広域水道事業は昭和55年4月から、仙南・仙塩広域水道事業は平成2年4月から受水市町村に対して水道水の供給を行ってきました。平成27年3月の時点で供給開始から35年又は25年を経過し、初期の建設費に充当した企業債の償還はピークを過ぎていることから、経営上の負担は軽減されつつあります。

しかし、長期人口減少社会の到来等により水需要が低迷し料金収入が伸び悩む中、今後は、多くの施設・設備が法定耐用年数の到来を迎え、更新需要が継続的に発生していくことが見込まれるほか、東日本大震災の教訓から、安定供給の確保のため施設の耐震化や緊急時のバックアップ体制の構築など、広域水道圏内の水道ネットワークの強靱化を推進するための大規模な投資も見込まれます。また、安全・安心な水の供給に向けた取り組みも求められており、その基礎となる運営基盤の強化や技術力の確保等が必要とされています。

出所：宮城県企業局新経営計画(平成27年3月 宮城県企業局)

(2) 計画期間内の取組内容

① 投資に関する事項

水道事業戦略プランに基づいて、「強靱な水道の確保」及び「水道サービスの持続の確保」に関する次の取組を行います。

	総事業費（見込額）	完了予定時期
ア 耐震化の更なる推進		
(ア) 水管橋の耐震化の早期完了	201,100 千円	大崎広水 : 平成 29 年度 仙南・仙塩広水 : 平成 28 年度
(イ) 管路の計画的な耐震化	17,348,700 千円	大崎広水 : 平成 36 年度以降も継続 仙南・仙塩広水 : 平成 36 年度以降も継続
(ウ) 基幹土木施設の耐震化	4,536,009 千円	大崎広水 : 平成 31 年度 仙南・仙塩広水 : 平成 31 年度
(エ) 伸縮可撓管の補強	2,325,900 千円	大崎広水 : 平成 34 年度 仙南・仙塩広水 : 平成 32 年度
イ 新たなバックアップ体制の構築		
(ア) 受水市町村との連携によるバックアップ体制の整備	10,675,691 千円	今後検討・実施予定
(イ) 部分バイパス管の整備		
(ウ) 大崎広水及び仙南・仙塩広水独自の対応と両広水の接続		
ウ 適切な維持管理の継続		
(ア) アセットマネジメントの手法を活用した計画的な設備の更新	18,009,100 千円	大崎広水 : 平成 36 年度以降も継続 仙南・仙塩広水 : 平成 36 年度以降も継続

1 (1) ②ウの課題に記載のとおり、長期人口減少社会の到来に伴う水需要の低迷により経営環境は厳しい状況が見込まれる中、老朽化が進行する水道施設の更新需要が継続的に発生することが予想され、長期的な視点に立ち効率的かつ効果的に施設更新を行う必要があります。このため、アセットマネジメント（資産管理）による維持管理及び計画的な更新を行い、適切な施設管理と健全経営を図ることとします。また、東日本大震災の教訓を踏まえ施設の耐震化及びバックアップ体制の整備などについても、財政的な要素を踏まえながら計画的に実施することとします。

なお、大崎広域水道事業においては、平成 27 年度から平成 36 年度までに 13,662 百万円の工事を計画しており、水管橋の耐震化を平成 29 年度までに、基幹土木施設の耐震化を平成 31 年度までに完了することとしているほか、設備更新工事及び管路の更新・耐震化については、平成 36 年度以降も継続して実施していきます。

仙南・仙塩広域水道事業においては、同様に 39,434 百万円の工事を計画しており、水管橋の耐震化を平成 28 年度までに、基幹土木施設の耐震化を平成 31 年度までに、バックアップ体制の整備として実施する高区・低区連絡管整備を平成 31 年度までに完了することとしているほか、設備更新工事及び管路の耐震化については、平成 36 年度以降も継続して実施していきます。

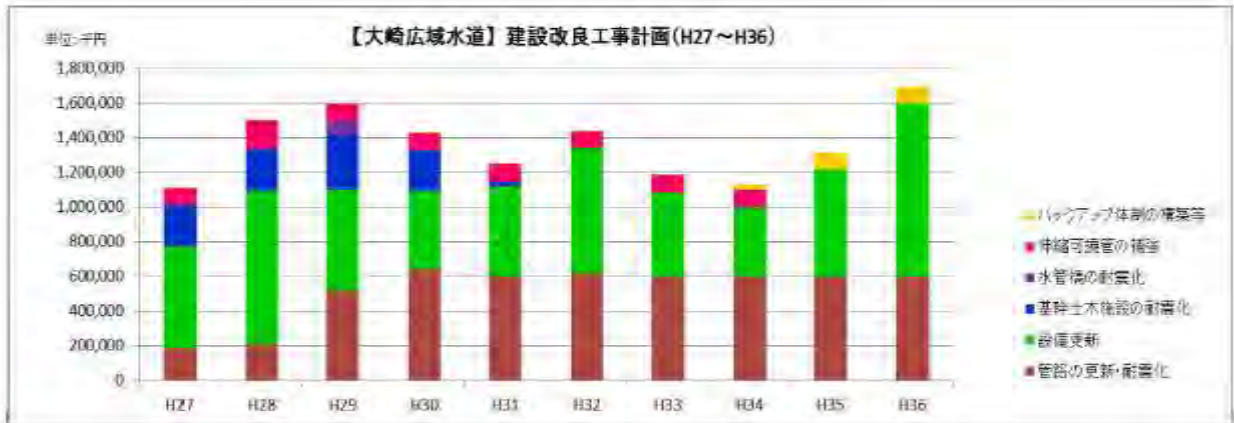
出所：宮城県企業局新経営計画（平成 27 年 3 月 宮城県企業局）

建設改良工事（更新）計画＜抜粋＞

【大崎広域水道用水供給事業】

（単位：千円）

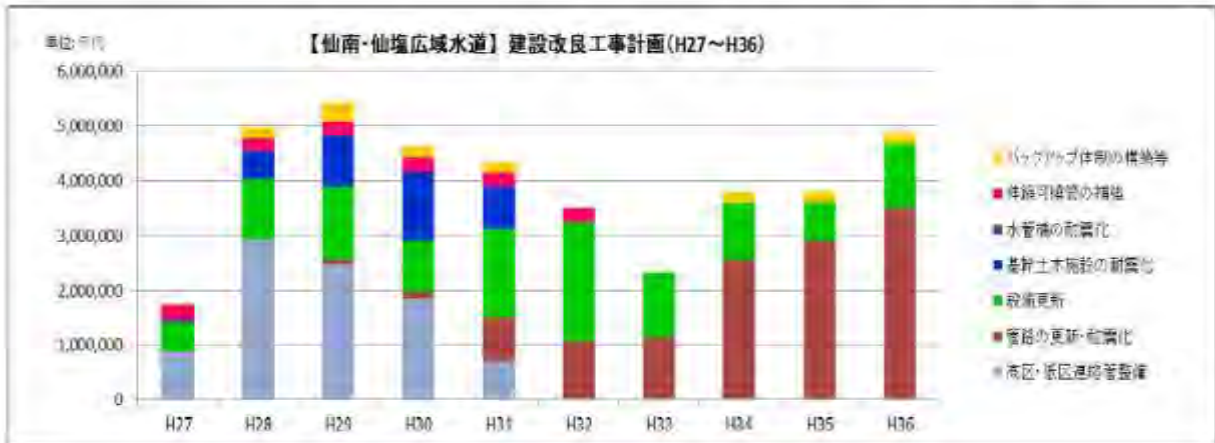
項目	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	計
設備更新	582,200	876,600	573,900	448,600	521,600	718,000	494,700	400,000	614,800	993,200	6,213,600
水管橋の新築化	18,800	10,000	80,000	0	0	0	0	0	0	0	108,800
伸縮可動管の補強	66,700	155,700	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	0	0	842,400
基幹土木施設の新築化	234,700	238,700	318,800	233,700	26,900	0	0	0	0	0	1,052,800
管路の更新・新築化	186,700	216,000	523,000	646,000	598,000	520,000	800,000	600,000	800,000	600,000	5,188,700
バックアップ体制の構築等	5,800	5,400	6,900	2,500	5,400	0	0	30,000	100,000	100,000	256,000
計	1,114,900	1,601,400	1,602,600	1,430,800	1,251,900	1,438,000	1,184,700	1,130,000	1,314,800	1,693,200	13,662,900



【仙南・仙塩広域水道用水供給事業】

（単位：千円）

項目	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	計
設備更新	529,200	1,066,700	1,318,500	942,800	1,620,900	2,187,400	1,180,000	1,040,000	710,000	1,180,000	11,796,500
水管橋の新築化	58,400	93,900	0	0	0	0	0	0	0	0	92,300
伸縮可動管の補強	250,900	205,500	257,000	257,000	257,000	257,000	0	0	0	0	1,483,500
基幹土木施設の新築化	24,500	501,709	932,000	1,266,000	789,000	0	0	0	0	0	3,483,209
管路の更新・新築化	0	0	100,000	110,000	800,000	1,060,000	1,140,000	2,580,000	2,900,000	3,500,000	12,180,000
高区・低区連絡管整備	874,700	2,941,000	2,472,000	1,857,000	708,000	0	0	0	0	0	8,852,700
バックアップ体制の構築等	13,700	203,291	350,000	200,000	200,000	0	0	200,000	200,000	800,000	1,566,991
計	1,750,500	4,972,100	5,429,500	4,622,800	4,354,900	3,504,400	2,320,000	3,790,000	3,810,000	4,880,000	39,434,200



出所：宮城県企業局新経営計画（平成27年3月 宮城県企業局）

(2) 仙南・仙南広域水圏圏域

① 沼津・財政計画(収支の収支)

(単位:千円、%) (税抜)

区分	年度	平成25年度																	平成36年度
		平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度						
収	1. 営業	12,085,423	11,987,245	11,007,415	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	
	(1) 料	12,084,211	11,971,714	10,757,570	10,712,180	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384	10,685,384
	(2) 受	2,212	15,531	249,845															
収	2. 営業	84,560	1,126,758	1,116,013	1,085,253	1,075,342	1,058,135	1,049,188	1,047,183	1,047,183	1,047,183	1,047,183	1,047,183	1,047,183	1,047,183	1,047,183	1,047,183	1,047,183	1,047,183
	(1) 補	76,922	40,988	26,037	14,942	7,317	2,478	206	206										
	他	7,638	1,085,770	1,089,976	1,070,311	1,068,025	1,055,657	1,049,335	1,049,335	1,047,183	1,047,183	1,047,183	1,047,183	1,047,183	1,047,183	1,047,183	1,047,183	1,047,183	1,047,183
収	1. 業	12,170,983	13,114,003	12,123,828	11,790,443	11,760,726	11,722,918	11,705,441	11,679,214	11,655,226	11,640,906	11,631,513	11,624,139	11,616,865	11,609,591	11,602,317	11,595,043	11,587,769	11,580,495
	(1) 職	208,277	244,110	243,925	243,925	243,925	243,925	243,925	243,925	243,925	243,925	243,925	243,925	243,925	243,925	243,925	243,925	243,925	243,925
	基	102,514	122,089	121,895	121,895	121,895	121,895	121,895	121,895	121,895	121,895	121,895	121,895	121,895	121,895	121,895	121,895	121,895	121,895
収	2. 業	1,508,288	1,846,562	1,545,531	1,697,805	1,663,940	1,681,121	1,692,918	1,776,525	1,725,445	1,782,212	1,776,849	1,823,259	1,823,259	1,823,259	1,823,259	1,823,259	1,823,259	1,823,259
	(1) 経	46,667	55,789	54,503	55,418	55,019	54,714	54,593	54,199	53,874	53,661	53,448	53,235	53,022	52,809	52,596	52,383	52,170	51,957
	修	319,003	289,262	310,185	329,687	329,687	329,687	329,687	329,687	329,687	329,687	329,687	329,687	329,687	329,687	329,687	329,687	329,687	329,687
支	1. 業	87,835	112,340	115,911	117,760	116,916	116,267	115,988	115,173	114,481	114,030	113,748	112,890	112,890	112,890	112,890	112,890	112,890	112,890
	(1) 減	1,052,783	1,389,201	1,064,932	1,194,942	1,182,318	1,180,453	1,182,660	1,279,466	1,227,403	1,284,834	1,279,886	1,279,886	1,279,886	1,279,886	1,279,886	1,279,886	1,279,886	1,279,886
	償	4,502,985	5,622,386	5,665,343	5,752,932	5,890,540	5,835,443	6,020,177	6,290,540	6,319,597	6,420,767	6,569,306	6,645,936	6,645,936	6,645,936	6,645,936	6,645,936	6,645,936	6,645,936
支	2. 業	1,442,456	1,144,481	1,017,674	892,668	794,588	715,513	653,078	610,437	535,144	464,313	401,393	342,646	342,646	342,646	342,646	342,646	342,646	342,646
	(1) 支	1,442,456	1,144,481	1,017,674	892,668	794,588	715,513	653,078	610,437	535,144	464,313	401,393	342,646	342,646	342,646	342,646	342,646	342,646	342,646
	他																		
支	1. 業	7,659,408	8,857,539	8,472,473	8,587,330	8,533,353	8,576,002	8,610,098	8,921,427	8,824,111	8,911,217	8,991,473	9,055,766	9,055,766	9,055,766	9,055,766	9,055,766	9,055,766	9,055,766
	(1) 業	4,511,577	4,256,464	3,650,955	3,211,113	3,227,343	3,146,916	3,095,343	2,757,767	2,831,115	2,729,688	2,640,040	2,548,373	2,548,373	2,548,373	2,548,373	2,548,373	2,548,373	2,548,373
支	2. 業	67,114	43,267	62,103	62,103	62,103	62,103	62,103	62,103	62,103	62,103	62,103	62,103	62,103	62,103	62,103	62,103	62,103	62,103
	(1) 業	1,873,6	43,267	43,267	43,267	43,267	43,267	43,267	43,267	43,267	43,267	43,267	43,267	43,267	43,267	43,267	43,267	43,267	43,267
支	3. 業	4,482,841	4,213,167	3,588,852	3,211,113	3,227,343	3,146,916	3,065,343	2,757,767	2,831,115	2,729,688	2,640,040	2,548,373	2,548,373	2,548,373	2,548,373	2,548,373	2,548,373	2,548,373
	(1) 業	4,482,841	4,213,167	3,588,852	3,211,113	3,227,343	3,146,916	3,065,343	2,757,767	2,831,115	2,729,688	2,640,040	2,548,373	2,548,373	2,548,373	2,548,373	2,548,373	2,548,373	2,548,373
支	4. 業	4,929,115	1,091,887	1,091,887	1,091,887	1,091,887	1,091,887	1,091,887	1,091,887	1,091,887	1,091,887	1,091,887	1,091,887	1,091,887	1,091,887	1,091,887	1,091,887	1,091,887	1,091,887
	(1) 業	1,632,069	1,632,069	1,632,069	1,632,069	1,632,069	1,632,069	1,632,069	1,632,069	1,632,069	1,632,069	1,632,069	1,632,069	1,632,069	1,632,069	1,632,069	1,632,069	1,632,069	1,632,069
支	5. 業	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880
	(1) 業	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880	1,169,880
支	6. 業	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)
	(1) 業	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)	(A)-(B)
支	7. 業	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100
	(1) 業	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100	(L)/(M) × 100
支	8. 業	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)
	(1) 業	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)	(N)
支	9. 業	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
	(1) 業	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)	(O)
支	10. 業	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)
	(1) 業	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)	(P)
支	11. 業	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100
	(1) 業	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100	(N)/(P) × 100

出所: 宮城県企業局新経営計画(平成27年3月 宮城県企業局)

(2) 仙南・仙塩広域水道事業

② 投資・財政計画(資本的収支)

区分	年度	(単位:千円)(税込)													
		平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度	平成28年度 (決算)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度		
資本的収入	1. 企業費平準化債 うち資本費平準化債	7,776,500	437,900	1,265,500	1,478,700	1,582,900	1,823,400								
	2. 他会計出資金	1,118,720	778,840	422,894	236,880	80,775	16,492								
資本的支出	1. 建設改良費	8,898,013	1,777,747	1,216,740	1,688,494	1,715,580	1,839,892								
	2. 企業債償還金	15,797,400	7,325,372	6,289,769	5,310,483	4,570,766	4,129,438	3,408,586	3,093,333	2,726,657	2,574,808	2,333,430			
資本的収入不足額	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額														
	総計 (A)-(B)	8,898,013	1,777,747	1,216,740	1,688,494	1,715,580	1,839,892								
繰上り繰下し	1. 繰上り繰下し	1,579,170	1,173,223	1,804,323	4,972,100	5,429,500	4,354,900	3,504,400	3,790,000	3,810,000	4,880,000				
	2. 繰下り繰上り	5,503													
繰上り繰下し	1. 繰上り繰下し	17,584,617	9,782,128	11,484,745	10,956,419	9,413,622	8,708,074	6,998,705	5,396,728	6,516,657	6,384,808	7,213,430			
	2. 繰下り繰上り	8,688,604	8,004,381	9,786,251	9,240,839	7,739,847	6,868,182	6,998,705	5,396,728	6,516,657	6,384,808	7,213,430			
繰上り繰下し	1. 繰上り繰下し	4,474,795	3,424,635	4,868,168	4,762,905	4,879,788	4,524,632	3,943,777	2,467,089	3,404,801	3,372,897	4,211,909			
	2. 繰下り繰上り	4,138,711	4,492,841	4,213,167	3,588,952	2,240,186	1,391,780	3,095,343	2,757,787	2,831,115	2,729,689	2,640,040			
繰上り繰下し	1. 繰上り繰下し	75,098	86,905	368,304	402,185	342,430	322,585	259,585	171,852	280,741	282,222	361,481			
	2. 繰下り繰上り	8,688,604	8,004,381	8,264,901	8,225,324	7,405,278	6,868,182	6,998,705	5,396,728	6,516,657	6,384,808	7,213,430			
繰上り繰下し	1. 繰上り繰下し	2,218,970	2,014,028	1,642,082	1,429,206	1,212,770	992,714	769,978	683,259	639,864	639,864	639,864			
	2. 繰下り繰上り	57,610,818	50,141,445	43,253,974	38,219,705	34,387,922	31,400,056	29,084,018	25,685,432	22,652,099	19,925,442	15,017,204			
○他会計繰入金															
収益的収支	うち基準内繰入金	76,922	40,988	26,037	14,942	7,317	2,478	205							
	うち基準外繰入金	76,922	40,988	25,078	14,942	7,317	2,478	205							
資本的収支	うち基準内繰入金	1,119,513	880,758	778,840	422,894	236,880	90,775	16,492							
	うち基準外繰入金	1,118,720	878,768	866,269	422,894	236,880	90,775	16,492							
合計	うち基準内繰入金	1,196,435	921,746	804,877	437,936	244,197	93,253	16,697							
	うち基準外繰入金	1,196,435	921,746	804,877	437,936	244,197	93,253	16,697							

出所: 宮城県企業局新経営計画(平成27年3月 宮城県企業局)

(2) 仙南・仙塩広域水道事業
 ③ 投資・財政計画 (説明)

投資・財政計画(説明)(仙南・仙塩)

投資についての説明	
■ 収益的支出	
1 人件費	平成27年度当初予算の人件費で固定
2 動力費	平成27年度当初予算の有収水量1㎡あたりの動力費の額 0.8円 × 年度毎の有収水量
3 薬品費	平成27年度当初予算の有収水量1㎡あたりの薬品費の額 1.7円 × 年度毎の有収水量
4 その他	過去5年間の支出実績より推計
5 減価償却費	更新資産の減価償却費を資産毎の耐用年数に基づき推計(機械設備17年, 電気設備15年, 管路等40年)のうえ, 現有資産の減価償却額に合算
6 支払利息	新発債の利息額を発行額に基づき推計(5年据置20年元利均等償還, 利率2.3%)のうえ, 既往債の利息額に合算
■ 資本的支出	
1 建設改良費	アセットマネジメントに基づき計画的に更新する設備に加え, 高区・低区連絡管整備事業費及び送水管路の耐震化の為に投資も見込む
2 企業債償還金	新発債の元金償還額を発行額に基づき推計(5年据置20年元利均等償還, 利率2.3%)のうえ, 既往債の元金償還額に合算
3 長期借入返還	一般会計からの長期借入金について, 平成27年度より内部留保資金の状況を見ながら計画的に返済する。

財源についての説明	
■ 収益的収入(水道用水供給料金)	
1 単価	平成27年度改定単価(基本料金@1,050円/㎡月 使用料金@54円/㎡月)
2 水量	「供給水量に関する覚書」(平成26年8月18日交換)で定める水量の80%(責任水量) ※ 単価及び水量については, 5年毎に人口動態や水需要に応じて見直しする。
3 料金収入	市町毎の計画水量に基づき基本料金と責任水量に基づく使用料金の合計額
■ 資本的収入	
1 企業債	建設改良費の1/2に充当(平成31年度まで)
2 出資金	平成元年までに借り入れた企業債の償還金に対する一般会計繰入金(平成31年度で終了)
3 補助金	なし

添付資料 4. 宮城県水道用水供給事業の財務情報

(単位：円, %)

科 目	計		大崎広域水道事業		仙南・仙塩広域水道事業	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率
1 営業収入	14,002,787,628	100.0	2,942,834,655	100.0	11,059,952,973	100.0
内 給水収入	13,770,078,607	98.3	2,925,852,349	99.4	10,844,226,258	98.0
受託工事収入	228,641,304	1.6	12,914,589	0.4	215,726,715	2.0
その他営業収入	4,067,717	0.0	4,067,717	0.1	0	-
2 営業費用	9,934,814,122	70.9	2,385,941,492	81.1	7,548,872,630	68.3
内 原水及び浄水費用	1,391,879,022	9.9	653,762,740	22.2	738,116,282	6.7
配水及び給水費用	468,032,988	3.3	146,238,535	5.0	321,794,423	2.9
受託工事費用	222,670,750	1.6	12,657,694	0.4	210,013,056	1.9
総係費	885,009,794	6.3	257,596,886	8.8	627,412,908	5.7
減価償却費	6,953,520,931	49.7	1,308,409,286	44.5	5,645,111,645	51.0
資産減耗費	13,700,667	0.1	7,276,351	0.2	6,424,316	0.1
営業外収入	4,067,973,506	29.1	556,893,163	18.9	3,511,080,343	31.7
3 営業外収入	1,338,636,092	9.6	232,347,268	7.9	1,106,288,824	10.0
内 受取利息及び配当金	8,937,163	0.1	4,004,008	0.1	4,933,155	0.0
他会計補助金	40,440,000	0.3	10,890,000	0.4	29,550,000	0.3
長期前受金戻入	1,255,862,752	9.0	197,171,455	6.7	1,058,691,297	9.6
雑収入	33,396,177	0.2	20,281,805	0.7	13,114,372	0.1
4 営業外費用	1,151,956,540	8.2	142,252,629	4.8	1,009,703,911	9.1
内 支払利息及び企業債取扱諸費	1,144,662,657	8.2	141,994,099	4.8	1,002,668,558	9.1
雑支出	7,293,883	0.1	258,530	0.0	7,035,353	0.1
経常利益	4,254,653,058	30.4	646,987,802	22.0	3,607,665,256	32.6
5 特別利益	269,743,676	1.9	59,947,656	2.0	209,796,020	1.9
内 特別利益	269,743,676	1.9	59,947,656	2.0	209,796,020	1.9
6 特別損失	131,522,396	0.9	74,504,155	2.5	57,018,241	0.5
内 特別損失	131,522,396	0.9	74,504,155	2.5	57,018,241	0.5
当年度純利益	4,392,874,338	31.4	632,431,303	21.5	3,760,443,035	34.0
前年度繰越利益剰余金	0	0	0	0	0	0
その他未処分利益剰余金変動額	5,081,558,006		606,960,454		4,474,597,552	
当年度未処分利益剰余金	9,474,432,344		1,239,391,757		8,235,040,587	

注 比率は営業収益に対する割合である。

出所：平成27年度宮城県公営企業会計決算報告書（宮城県関係）

(3) 貸借対照表 (単位：円, %)

科 目	合 計		大 崎 広 域 水 道 事 業		仙 南 ・ 仙 臨 広 域 水 道 事 業	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
1 固 定 資 産	205,053,109,996	94.5	28,868,709,500	84.7	176,184,400,496	96.4
(1) 有 形 固 定 資 産	142,432,955,236	65.7	22,213,330,958	65.1	120,219,624,278	65.8
土 地	4,224,709,879	1.9	893,396,624	2.6	3,331,313,255	1.8
建 物	6,348,439,156	2.9	2,506,815,971	7.4	3,841,623,185	2.1
構 築 物	121,681,703,644	56.1	14,131,804,693	41.4	107,549,898,951	58.8
機 械 及 運 搬 具	9,228,368,164	4.3	4,408,993,681	12.9	4,819,374,483	2.6
船 隻	13,350,039	0.0	10,005,361	0.0	3,344,678	0.0
工 具 器 具 及 備 品	7,900	0.0	7,900	0.0	0	-
建 設 仮 備 品	65,385,294	0.0	15,829,176	0.0	49,556,118	0.0
定 額 償 却 資 産	870,991,160	0.4	246,477,552	0.7	624,513,608	0.3
(2) 無 形 固 定 資 産	62,620,154,760	28.9	6,655,378,542	19.5	55,964,776,218	30.6
タ ン ク	62,555,934,944	28.8	6,645,692,344	19.5	55,910,242,600	30.6
地 上 権	2,218,316	0.0	2,218,316	0.0	0	-
設 利 用 権	61,120,252	0.0	7,074,763	0.0	54,045,489	0.0
電 話 権	752,600	0.0	336,900	0.0	415,700	0.0
そ の 他 無 形 固 定 資 産	128,648	0.0	56,219	0.0	72,429	0.0
2 流 動 資 産	11,846,231,565	5.5	5,234,548,031	15.3	6,611,683,534	3.6
(1) 現 金	10,259,192,714	4.7	4,932,571,048	14.5	5,326,621,666	2.9
(2) 未 収 金	1,318,221,863	0.6	260,726,882	0.8	1,057,494,981	0.6
(3) 貯 蓄 金	268,816,988	0.1	41,250,101	0.1	227,566,887	0.1
資 産 合 計	216,899,341,561	100.0	34,103,257,531	100.0	182,796,084,030	100.0
3 固 定 負 債	44,570,603,777	20.5	6,519,768,857	19.1	38,050,834,920	20.8
(1) 企 業 借 入 金	43,188,373,730	19.9	6,519,768,857	19.1	36,668,604,873	20.1
(2) 他 会 計 借 入 金	1,379,206,047	0.6	0	-	1,379,206,047	0.8
(3) 引 当 金	3,024,000	0.0	0	-	3,024,000	0.0
内 取 引 当 金	3,024,000	0.0	0	-	3,024,000	0.0
4 流 動 借 入 金	8,440,786,318	3.9	1,188,106,541	3.5	7,252,679,777	4.0
(1) 企 業 借 入 金	7,150,394,522	3.3	850,625,366	2.5	6,299,769,156	3.4
(2) 他 会 計 借 入 金	270,115,842	0.1	7,239,836	0.0	262,876,006	0.1
(3) 未 払 金	954,464,594	0.4	312,288,769	0.9	642,175,825	0.4
(4) 引 当 金	34,606,000	0.0	15,461,000	0.0	19,145,000	0.0
内 取 引 当 金	29,096,000	0.0	12,999,000	0.0	16,097,000	0.0
5 繰 延 収 入 金	5,510,000	0.0	2,462,000	0.0	3,048,000	0.0
(5) 預 り	31,205,360	0.0	2,491,570	0.0	28,713,790	0.0
6 繰 延 収 入 金	38,930,302,017	17.9	4,924,113,158	14.4	34,006,188,859	18.6
(1) 長 期 前 受 入 金	57,199,607,707	26.4	9,686,646,854	28.4	47,512,960,853	26.0
(2) 収 益 化 累 計 額	△18,269,305,690	△8.4	△4,762,533,696	△14.0	△13,506,771,994	△7.4
負 債 合 計	91,941,692,112	42.4	12,631,988,556	37.0	79,309,703,556	43.4
7 資 本 金	113,947,289,878	52.5	20,090,777,156	58.9	93,856,512,722	51.3
(1) 自 己 資 本 金	113,947,289,878	52.5	20,090,777,156	58.9	93,856,512,722	51.3
剰 余 金	11,010,359,571	5.1	1,380,491,819	4.0	9,629,867,752	5.3
(1) 資 本 剰 余 金	1,535,927,227	0.7	141,100,062	0.4	1,394,827,165	0.8
内 取 引 剰 余 金	1,420,762,750	0.7	139,485,108	0.4	1,281,277,642	0.7
国 庫 補 助 金	112,353,000	0.1	0	-	112,353,000	0.1
他 会 計 補 助 金	2,370,813	0.0	1,174,290	0.0	1,196,523	0.0
内 取 引 補 助 金	440,664	0.0	440,664	0.0	0	-
そ の 他 財 産 評 価 額	9,474,432,344	4.4	1,239,391,757	3.6	8,235,040,587	4.5
(2) 利 益 剰 余 金	9,474,432,344	4.4	1,239,391,757	3.6	8,235,040,587	4.5
内 取 引 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	124,957,649,449	57.6	21,471,268,975	63.0	103,486,380,474	56.6
資 産 合 計	216,899,341,561	100.0	34,103,257,531	100.0	182,796,084,030	100.0

出所：平成27年度宮城県公営企業会計決算報告書（町支所別）

(単位：円, %)

科 目	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
1 営業収入	14,367,436,602	100.0	15,163,992,463	100.0	15,115,238,704	100.0	15,091,804,198	100.0	14,002,787,628	100.0
内 給水収入	14,356,519,503	99.9	15,098,941,940	99.6	15,091,662,550	99.8	15,072,384,700	99.9	13,770,078,607	98.3
受託工事収入	7,463,341	0.1	61,738,751	0.4	20,296,404	0.1	15,713,394	0.1	228,641,304	1.6
その他営業収入	3,453,758	0.0	3,311,772	0.0	3,279,750	0.0	3,706,104	0.0	4,067,717	0.0
2 営業費用	7,965,529,763	55.4	8,402,505,463	55.4	8,303,715,613	54.9	9,908,180,676	65.7	9,934,814,122	70.9
内 原水及び浄水費	1,239,087,422	8.6	1,488,139,805	9.8	1,349,756,802	8.9	1,625,197,861	10.8	1,391,879,022	9.9
内 配水及び給水費	257,588,099	1.8	375,795,417	2.5	504,533,100	3.3	452,362,824	3.0	468,032,958	3.3
受託工事費	6,859,000	0.0	59,263,473	0.4	19,600,572	0.1	15,029,535	0.1	222,670,750	1.6
総係費	913,120,254	6.4	897,694,703	5.9	868,647,243	5.7	884,489,845	5.9	885,009,794	6.3
減価償却費	5,546,448,576	38.6	5,579,223,162	36.8	5,547,702,477	36.7	6,923,846,156	45.9	6,953,520,931	49.7
資産減耗費	2,426,412	0.0	2,388,903	0.0	12,641,899	0.1	7,254,455	0.0	13,700,667	0.1
その他営業費用	0	—	0	—	833,520	0.0	0	—	0	—
3 営業外収益	6,401,906,839	44.6	6,761,487,000	44.6	6,811,523,091	45.1	5,183,623,522	34.3	4,067,973,506	29.1
内 営業外収益	216,937,864	1.5	170,217,588	1.1	133,065,245	0.9	1,363,250,592	9.0	1,338,636,092	9.6
内 受取利息及び配当金	9,086,197	0.1	8,381,034	0.1	7,167,610	0.0	7,966,202	0.1	8,937,163	0.1
その他会計補助金	201,582,000	1.4	157,585,000	1.0	116,201,000	0.8	62,911,000	0.4	40,440,000	0.3
長期前受入金	—	—	—	—	—	—	1,275,664,959	8.5	1,255,862,752	9.0
雑収入	6,269,667	0.0	4,251,554	0.0	9,696,635	0.1	16,708,431	0.1	33,396,177	0.2
4 営業外費用	2,310,896,818	16.1	2,054,106,770	13.5	1,645,856,088	10.9	1,301,948,577	8.6	1,151,956,540	8.2
内 支払利息及び企業債取扱諸費	2,307,640,365	16.1	2,054,106,770	13.5	1,640,945,640	10.9	1,297,038,477	8.6	1,144,662,657	8.2
内 雑支出	3,256,453	0.0	0	—	4,910,448	0.0	4,910,100	0.0	7,293,883	0.1
経常利益	4,307,947,885	30.0	4,877,597,818	32.2	5,298,732,248	35.1	5,244,925,537	34.8	4,254,653,058	30.4
5 特別利益	6,069,250	0.0	26,389,917	0.2	102,627,920	0.7	0	—	269,743,676	1.9
内 特別利益	6,069,250	0.0	26,389,917	0.2	102,627,920	0.7	0	—	269,743,676	1.9
6 特別損失	204,710,645	1.4	118,330,947	0.8	125,477,638	0.8	163,367,531	1.1	131,522,396	0.9
内 臨時損失	138,962,914	1.0	81,478,079	0.5	0	—	0	—	0	—
内 他特別損失	65,747,731	0.5	36,852,868	0.2	125,477,638	0.8	163,367,531	1.1	131,522,396	0.9
内 純利益	4,109,306,490	28.6	4,755,656,788	31.6	5,275,882,530	34.9	5,081,558,006	33.7	4,392,874,338	31.4
当年繰越利益剰余金	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
前年度繰越利益剰余金	4,109,306,490	—	4,755,656,788	—	5,275,882,530	—	5,275,882,530	—	5,081,558,006	—
その他未処分利益剰余金変動額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
当年末処分利益剰余金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注 1. 比率は営業収益に対する割合である。 2. 平成26年度以降は新会計基準による決算額であり、※印は新たな科目である。

(5) 比較貸借対照表(5年間)

(単位:円,%)

科目	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
1 有形固定資産	251,983,936,472	97.0	247,254,234,218	96.9	243,961,835,542	96.3	210,214,448,813	94.9	205,053,109,996	94.5
(1) 建物	172,139,379,428	66.3	168,685,218,062	66.1	166,667,921,485	65.8	145,699,767,008	65.8	142,432,955,236	65.7
土地	4,224,709,879	1.6	4,224,709,879	1.7	4,224,709,879	1.7	4,224,709,879	1.9	4,224,709,879	1.9
構築物	7,868,775,221	3.0	7,700,197,945	3.0	7,527,600,749	3.0	6,550,965,440	3.0	6,348,439,156	2.9
機械及び運搬具	144,446,575,707	55.6	141,450,963,544	55.4	138,285,583,849	54.6	125,205,896,182	56.5	121,681,703,644	56.1
船舶	15,411,015,945	5.9	14,846,434,420	5.8	15,806,682,008	6.2	9,145,926,087	4.1	9,228,368,164	4.3
器具及び備品	9,199,496	0.0	9,215,616	0.0	11,338,956	0.0	10,262,405	0.0	13,350,039	0.0
建設仮勘定	57,841,514	0.0	60,075,393	0.0	85,493,951	0.0	69,016,775	0.0	65,385,294	0.0
2 無形固定資産	121,253,766	0.0	393,613,366	0.2	726,504,193	0.3	492,982,340	0.2	870,991,160	0.4
(1) 著作権	79,844,557,044	30.7	78,569,016,156	30.8	77,293,914,057	30.5	64,514,681,805	29.1	62,620,154,760	28.9
(2) 商標権	79,737,980,348	30.7	78,468,401,399	30.7	77,195,103,577	30.5	64,448,702,467	29.1	62,555,934,944	28.8
(3) その他無形固定資産	1,789,174	0.0	1,789,174	0.0	1,789,174	0.0	0	0	2,218,316	0.0
(4) 繰上	100,278,812	0.0	96,916,549	0.0	93,554,286	0.0	65,046,729	0.0	61,120,252	0.0
(5) 加算	752,600	0.0	752,600	0.0	752,600	0.0	752,600	0.0	752,600	0.0
(6) その他	3,756,110	0.0	1,156,434	0.0	2,714,420	0.0	180,009	0.0	128,648	0.0
(7) 繰上	7,701,629,068	3.0	8,041,411,207	3.1	9,480,866,761	3.7	11,238,988,375	5.1	11,846,231,565	5.5
(8) 繰上	6,135,939,810	2.4	6,421,424,523	2.5	7,802,687,252	3.1	9,512,698,686	4.3	10,259,192,714	4.7
(9) 繰上	1,329,384,073	0.5	1,384,143,643	0.5	1,376,790,909	0.5	1,374,146,041	0.6	1,318,221,863	0.6
(10) 繰上	185,576,655	0.1	199,196,771	0.1	217,780,040	0.1	249,227,618	0.1	268,816,988	0.1
(11) 繰上	259,685,565,530	100.0	255,295,645,425	100.0	253,442,702,303	100.0	221,453,437,188	100.0	216,899,341,561	100.0
(12) 繰上	6,480,000	0.0	0	0.0	3,024,000	0.0	51,257,322,441	23.1	44,570,603,777	20.5
(13) 繰上	6,480,000	0.0	0	0.0	0	0.0	49,608,268,252	22.4	43,188,373,730	19.9
(14) 繰上	0	0.0	0	0.0	3,024,000	0.0	1,649,103,889	0.7	1,379,206,047	0.6
(15) 繰上	6,480,000	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	3,024,000	0.0
(16) 繰上	6,480,000	0.0	0	0.0	3,024,000	0.0	0	0	0	0.0
(17) 繰上	1,053,287,526	0.4	1,079,945,680	0.4	1,632,068,553	0.6	10,287,386,167	4.6	8,440,786,318	3.9
(18) 繰上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	8,195,073,458	3.7	7,150,394,522	3.3
(19) 繰上	856,665,138	0.3	1,074,510,583	0.4	1,598,536,432	0.6	386,264,080	0.2	270,115,842	0.1
(20) 繰上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1,650,427,164	0.7	954,464,594	0.4
(21) 繰上	193,148,000	0.1	0	0.0	0	0.0	32,116,000	0.0	34,606,000	0.0
(22) 繰上	3,474,388	0.0	5,435,097	0.0	0	0.0	27,252,000	0.0	29,096,000	0.0
(23) 繰上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4,864,000	0.0	5,510,000	0.0
(24) 繰上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
(25) 繰上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	23,505,465	0.0	31,205,360	0.0
(26) 繰上	0	0.0	0	0.0	33,532,121	0.0	40,186,164,769	18.1	38,930,302,017	17.9
(27) 繰上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	58,041,208,320	26.2	57,199,607,707	26.4
(28) 繰上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	△17,855,043,551	△8.1	△18,269,305,690	△8.4
(29) 繰上	1,059,767,526	0.4	1,079,945,680	0.4	1,635,092,553	0.6	101,730,923,077	45.9	91,941,692,112	42.4
(30) 繰上	183,614,625,270	70.7	178,195,174,713	69.8	175,311,554,310	69.2	107,941,499,348	48.7	113,947,289,878	52.5
(31) 繰上	95,403,753,970	36.7	100,957,585,560	39.5	106,978,295,348	42.2	107,941,499,348	48.7	113,947,289,878	52.5
(32) 繰上	88,210,871,300	34.0	77,237,589,153	30.3	68,333,258,962	27.0	107,941,499,348	48.7	113,947,289,878	52.5
(33) 繰上	85,407,281,907	32.9	74,715,823,905	29.3	66,062,703,052	26.1	0	0	0	0.0
(34) 繰上	2,803,589,993	1.1	2,521,765,248	1.0	2,270,555,910	0.9	0	0	0	0.0
(35) 繰上	75,011,172,734	28.9	76,020,525,032	29.8	76,496,055,440	30.2	11,781,014,763	5.3	11,010,359,571	5.1
(36) 繰上	70,901,866,244	27.3	71,234,868,244	27.9	71,220,172,910	28.1	1,423,574,227	0.6	1,535,927,227	0.7
(37) 繰上	69,632,940,031	26.8	69,941,542,031	27.4	69,926,846,697	27.6	1,420,762,750	0.6	1,420,762,750	0.7
(38) 繰上	109,975,000	0.0	134,375,000	0.1	134,375,000	0.1	0	0	112,353,000	0.1
(39) 繰上	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2,370,813	0.0	2,370,813	0.0
(40) 繰上	440,664	0.0	440,664	0.0	440,664	0.0	440,664	0.0	440,664	0.0
(41) 繰上	4,109,306,490	1.6	4,785,666,788	1.9	5,275,882,530	2.1	10,357,440,636	4.7	9,474,432,344	4.4
(42) 繰上	4,109,306,490	1.6	4,785,666,788	1.9	5,275,882,530	2.1	10,357,440,636	4.7	9,474,432,344	4.4
(43) 繰上	258,625,798,004	99.6	254,215,699,745	99.6	251,807,609,750	99.4	119,722,514,111	54.1	124,957,649,449	57.6
(44) 繰上	259,685,565,530	100.0	255,295,645,425	100.0	253,442,702,303	100.0	221,453,437,188	100.0	216,899,341,561	100.0

注 平成26年度以降は新会計基準による改算額であり、※印は新たな科目である。

出所：平成27年度宮城県公共企業体会計決算報告書(宮城県会計課提供)

添付資料 5. 水道広域化の形態と期待される効果

表 3.5.1 水道広域化の形態と期待される効果

水道広域化形態 (広域化への移行イメージ)	事業統合				経営の一体化				管理の一体化				施設の共同化			
	① 複数の水事事業による事業統合 (例えば企業団の形成) (水平統合)	② 用水供給事業と水道事業の統合 (垂直統合)	③ 同一の経営主体が複数の事業を経営	④ 中核事業による管理の一体化	⑤ 管理組織(一部事務組合又は民間法人)への業務の共同委託	⑥ 水道用み供給事業による受水団体の管理の一体化	⑦ 共同施設(浄水場、水質試験センター等)の保有	⑧ 緊急時連絡管	⑨ 災害時等の応援協定	⑩ 共同施設を保有する場合は一部可	⑪ 共同施設を保有する場合は一部可	⑫ 共同施設を保有する場合は一部可	⑬ 共同施設を保有する場合は一部可	⑭ 共同施設を保有する場合は一部可	⑮ 共同施設を保有する場合は一部可	⑯ 共同施設を保有する場合は一部可
水需給	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
技術基盤に関する効果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
経営基盤に関する効果	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水需給	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急時	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
財源	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業計画	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
運営	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ ○：期待される効果

出所：「水道広域化検討の手引き」(平成20年8月 社団法人日本水道協会)